

平成 26 年 4 月 25 日（金）

中央合同庁舎 3 号館 4 階特別会議室

16 : 30 ~ 18 : 30

第 33 回 国土交通省政策評価会

議 事 次 第

1 開会

2 議題

(1) 本年度の政策評価会スケジュール等について

(2) 平成 26 年度取りまとめ政策レビューの取組方針について

- ① 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進
- ② 水資源政策
- ③ 自転車交通
- ④ 貨物自動車運送のあり方

(3) 報告事項

- ① 国土交通省政策評価基本計画の改定について
- ② 政策チェックアップの見直しについて
- ③ 平成 25 年度にとりまとめた政策レビューについて

3 閉会

国土交通省政策評価会委員名簿

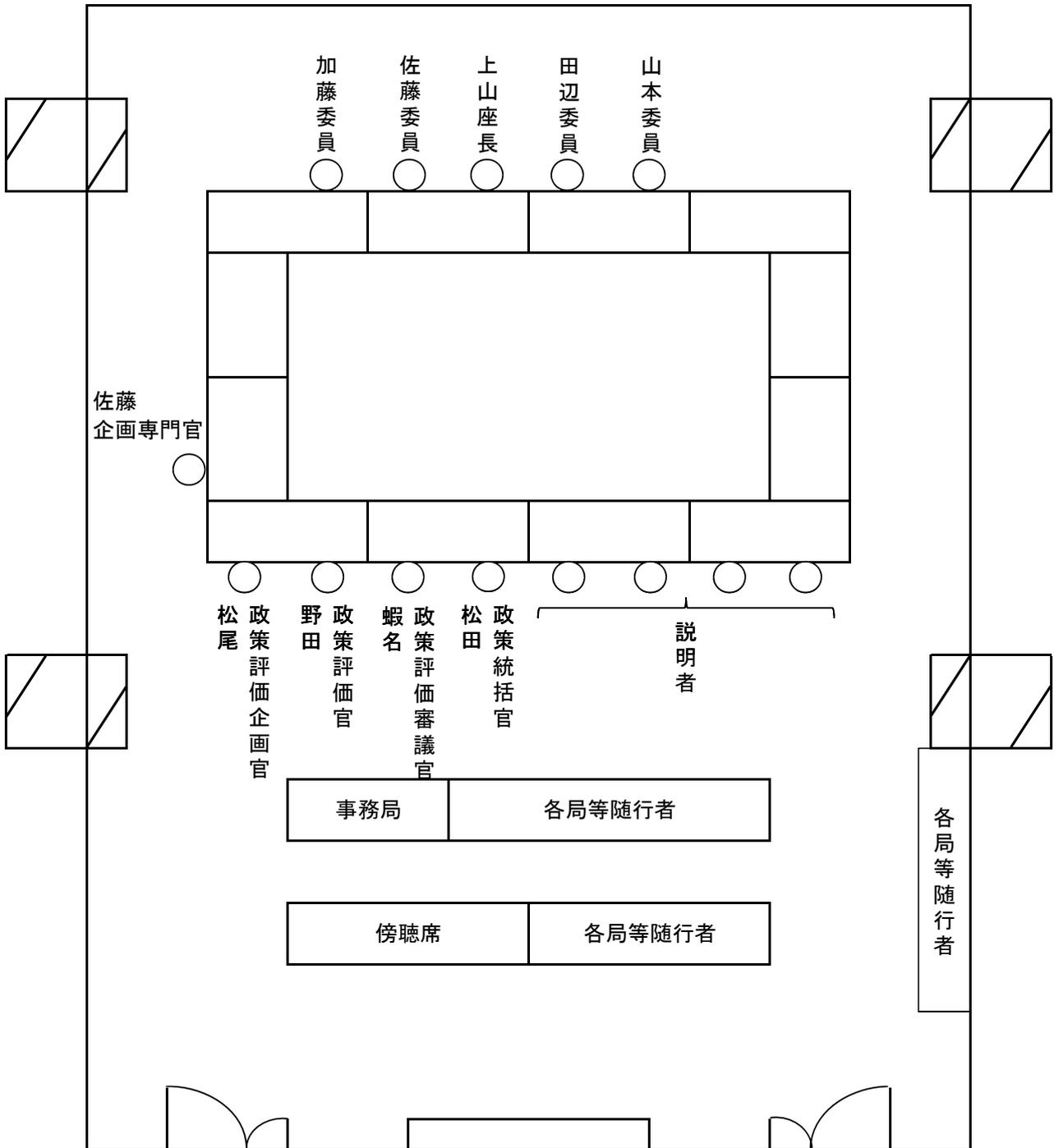
上山 信一	慶応義塾大学総合政策学部教授
加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
工藤 裕子	中央大学法学部教授
佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
白山 真一	有限責任監査法人トーマツ パートナー（公認会計士）
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻教授
山本 清	東京大学大学院教育学研究科教授

（五十音順：平成26年4月25日現在）

第33回国土交通省政策評価会 配席図

平成26年4月25日(金) 16:30~18:30

合同庁舎3号館4階特別会議室



第33回 国土交通省政策評価会

資料一覧

- 資料1-① 国土交通省政策評価会の開催について
- ② 平成26年度 政策レビューの流れ

- 資料2-① 平成26年度政策レビューテーマ一覧
- ② 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進
- ③ 水資源政策
- ④ 自転車交通
- ⑤ 貨物自動車運送のあり方

- 資料3-① 国土交通省政策評価基本計画
- ② 政策チェックアップの見直し
- ③ 平成24～25年度政策レビュー評価書（委員限り）

- (参考) 政策レビューテーマ一覧（平成14年度～平成29年度）
- 水資源政策（平成16～17年度評価書）
- 貨物自動車運送のあり方（平成13～14年度評価書）

平成 26 年 4 月 25 日

国土交通省政策評価会の開催について

1 目的

国土交通省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、学識経験者等の第三者からなる国土交通省政策評価会を開催し、その知見を活用する。

特に、基本計画又は実施計画の策定等、政策評価についての基本的かつ重要な決定又は変更等を行おうとする場合には、政策評価会の意見等を聴取した上でこれを行う。

2 構成員

政策統括官は、政策評価会を開催するため別紙の構成員の参集を求める。また、政策統括官は、必要があると認めるときは、別紙の構成員以外の者に政策評価会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

同一の有識者に参集を求める期間は、2年とする。ただし、再度、参集を求めることを妨げない。

3 座長

政策評価会に座長 1 人を置く。

座長は会務を総理する。

4 その他

政策評価会の庶務は、政策評価官室において処理する。

この他政策評価会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

政策評価会の議事録及び資料は、事後にホームページにおいて公表する。

別紙

上山 信一 慶應義塾大学総合政策学部教授
加藤 浩徳 東京大学大学院工学系研究科教授
工藤 裕子 中央大学法学部教授
佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
白山 真一 有限責任監査法人トーマツ パートナー（公認会計士）
田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻教授
山本 清 東京大学大学院教育学研究科教授

(五十音順)

平成26年度 政策レビューの流れ

- 4月25日 第33回政策評価会(キックオフ)
- (5月～7月 政策レビューテーマに関する個別指導(適宜開催))
- 9月下旬(予定) 第34回政策評価会
・平成26年度とりまとめ政策レビュー中間報告等
- (10月～12月 政策レビューテーマに関する個別指導(適宜開催))
- 2月 第35回政策評価会(必要に応じ開催)
(政策レビュー評価書(案)の最終確認)
- 3月中旬 平成26年度とりまとめ政策レビュー評価書決定

平成26年度政策レビューテーマ一覧

テ ー マ		担 当 局 等
①	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	官庁営繕部
②	水資源政策	水管理・国土保全局（水資源部）
③	自転車交通	都市局、道路局
④	貨物自動車運送のあり方	自動車局、総合政策局（物流政策課）

平成26年度取りまとめ政策レビューの取組方針

テーマ名	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進
対象政策の概要	国土交通省は、「官公庁施設の建設などに関する法律」(昭和26年法律第181号)に基づき、国家機関の建築物(官庁施設)の整備に関する業務を実施している。 また、官庁施設について、災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図るため、必要な機能や性能を確保できるよう、基準を設定するとともに、各省各庁に対し指導及び監督を実施している。 (平成25年度予算:923億円(他省庁からの支出委任分を含む))
評価の目的、必要性	国土交通省では、官庁施設の整備・保全に当たって、防災・減災、機能維持、利便性向上やまちづくり、環境対策、公共建築の先導的役割といった多岐にわたる施策に取り組んでおり、官庁施設全体の整備・保全に大きな役割を果たしている。 この官庁施設の整備・保全に関する施策について、これまでの実施状況や効果について評価を行うことにより、施策の実施に係る課題やその対応策について検討を行い、今後の施策の方向性に反映させることを目的とする。
評価の視点	官庁施設の整備・保全に関する施策の実施状況について、以下の視点により評価を行うものとする。 ①防災・減災 (災害応急対策活動の円滑化、在庁者の安全確保等) ②機能維持 (施設機能・安全性の維持、長寿命化等) ③利便性向上・まちづくり (施設利用の円滑化、まちづくりへの寄与等) ④環境対策 (CO2排出量の削減、木材利用量の拡大等) ⑤公共建築の先導的役割 (公共建築の質的・技術的向上への寄与等)
評価手法	上記の視点をふまえ、①～⑤それぞれの施策の実施状況や効果を検証するための指標を設定し、分析する。 指標の設定・分析にあたっては、これまで行ったアンケートの結果や、過去に収集したデータ等を活用する。
検討状況	平成25年度にアンケート等の調査及び集計を行い、過去に収集したデータ等とあわせて評価の概要をまとめた。
第三者の知見の活用	官庁営繕部に「政策レビュー検討委員会」を設置し、政策レビューの方法、内容等について、外部有識者からの助言を聴取する。 平成26年3月に第1回検討委員会を実施しており、本年度も2回程度委員会を開催する予定。
備考	

官庁営繕部政策レビュー【概要版】

官庁営繕とは ①法律に基づく役割

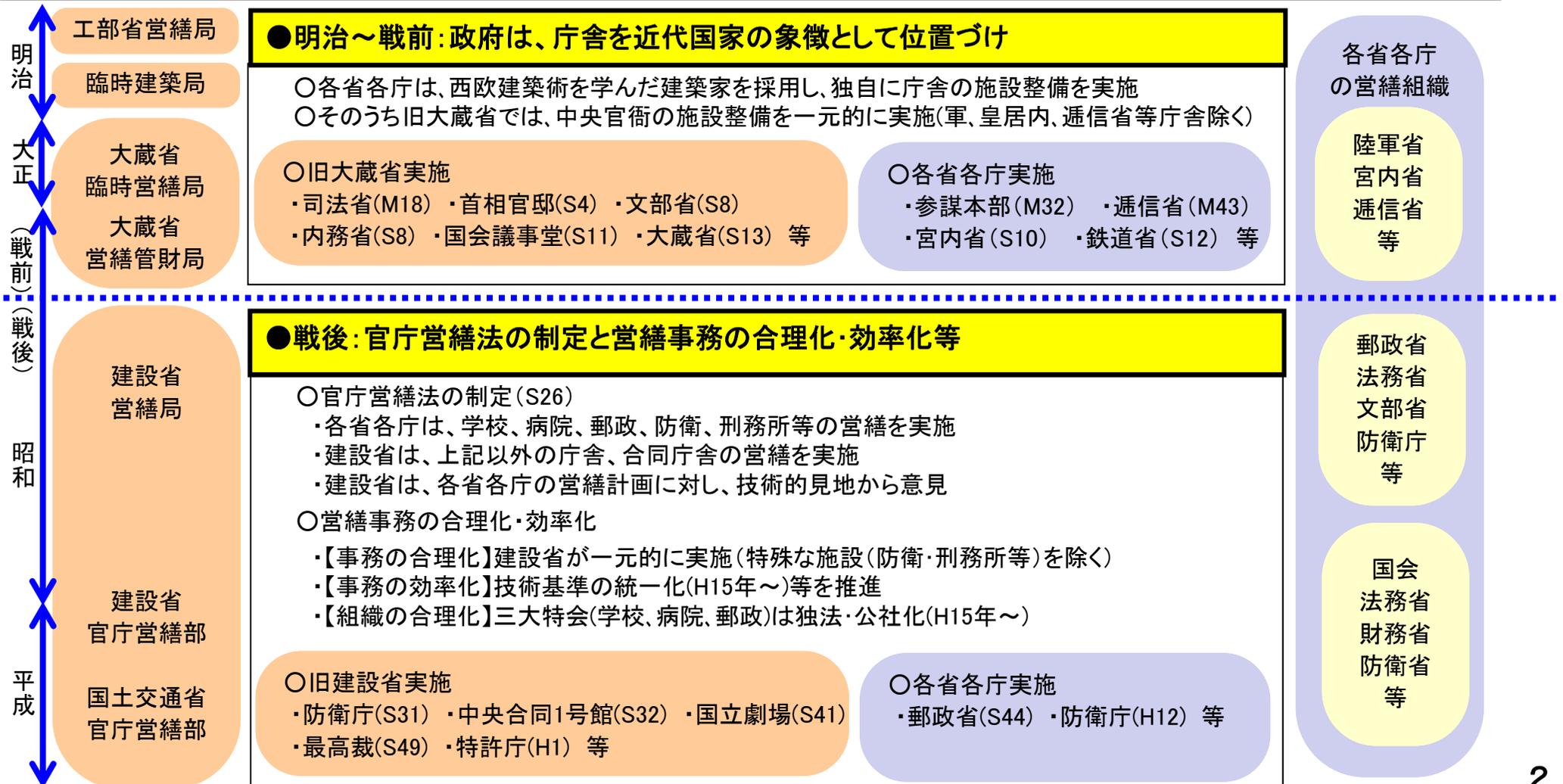
- 国土交通省官庁営繕部は、「官公庁施設の建設等に関する法律」(S26官公法)に基づき、**官庁施設の整備・保全に関する業務**を実施
- 具体的には、官庁施設の**災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進**を図るため、
 - ①(全官庁施設対象) **基準の設定**と各省各庁への**指導・監督**、②(特殊な施設等を除く官庁施設対象) **施設整備**



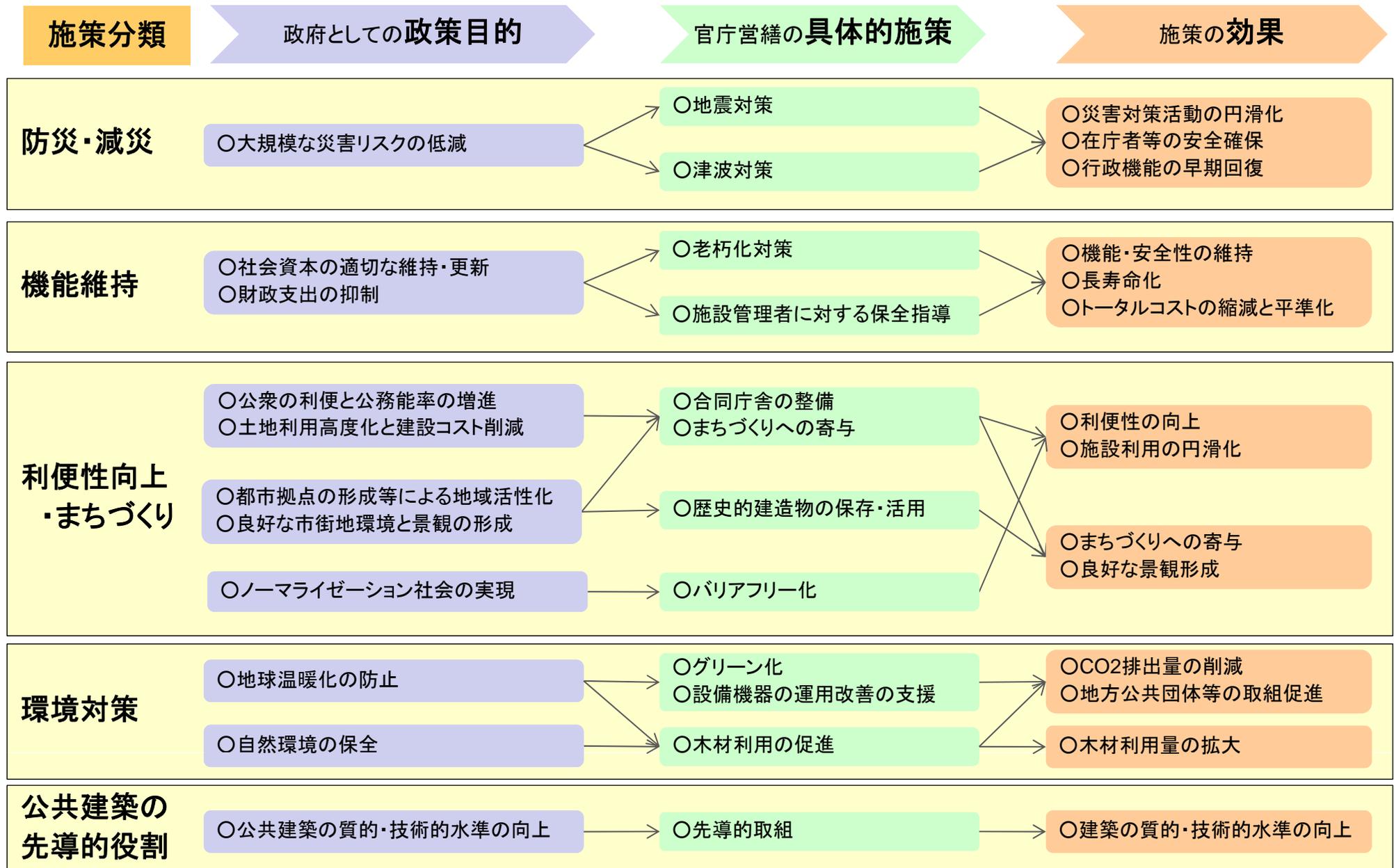
官庁営繕とは ②歴史的経緯

官庁営繕には、歴史的にも、次の役割が求められてきた。

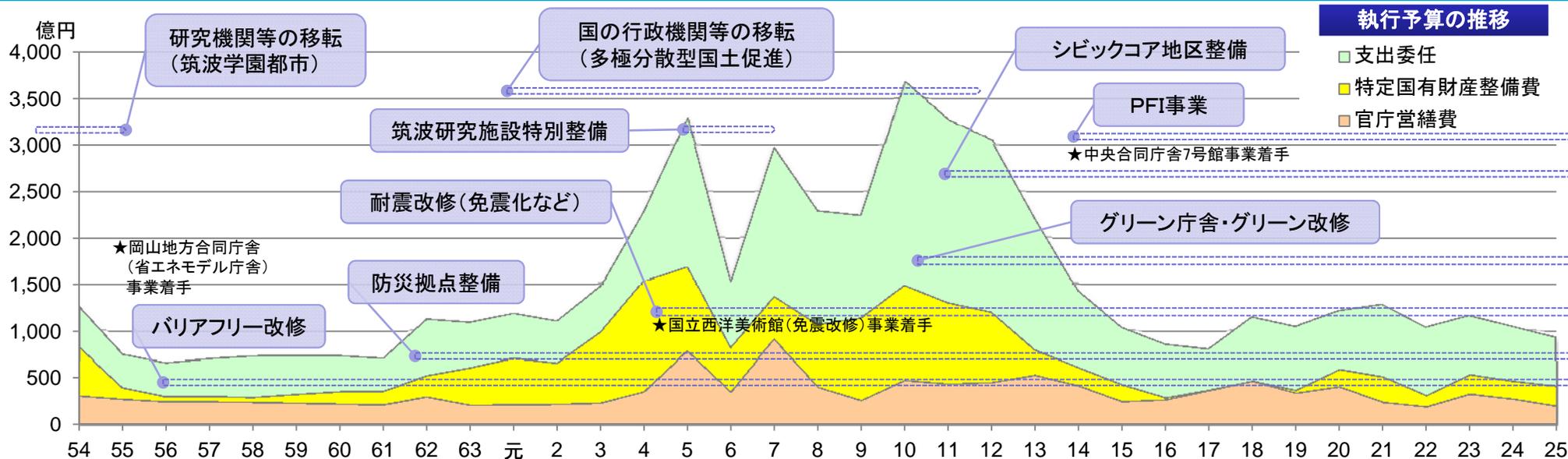
- 中央官衙を中核とした**一元的な施設整備**の実施（特殊な施設(防衛・刑務所・合同宿舎等)、小規模施設を除く）
- 国全体の**営繕事務の合理化・効率化**の推進



「環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進」
官庁営繕部政策レビュー ①全体構成

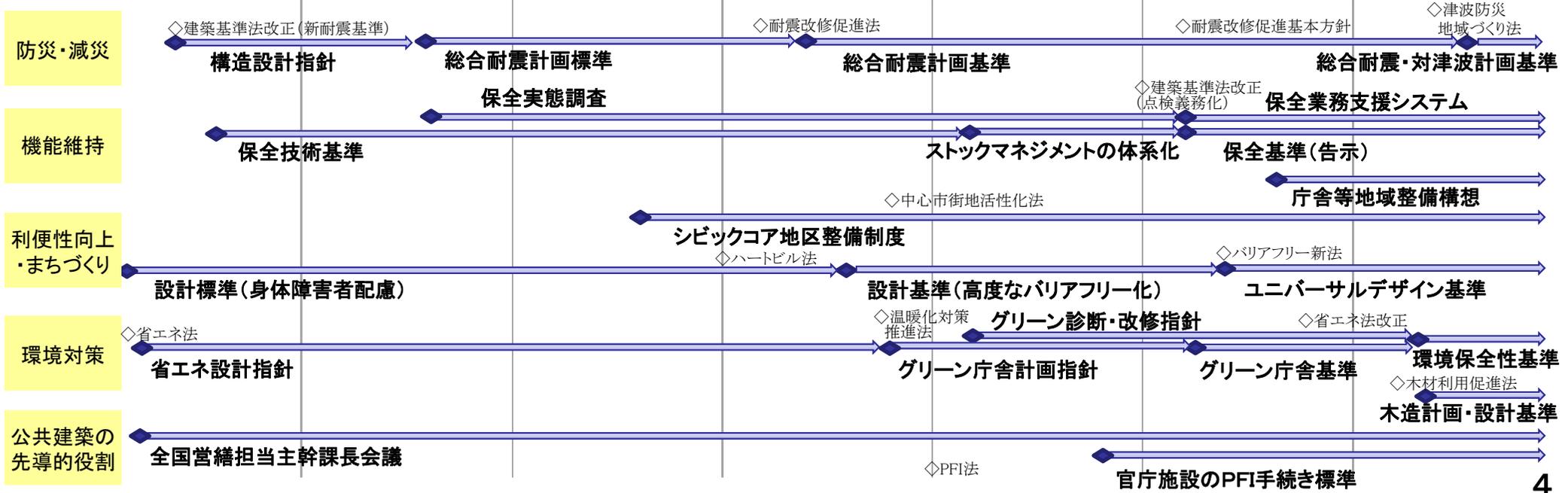


「環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進」 官庁営繕部政策レビュー ②これまでの取組



執行予算の推移

- 支出委任
- 特定国有財産整備費
- 官庁営繕費



官庁営繕部政策レビュー ③施策の評価の概要

施策	これまでの成果	指標の例
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震化の推進により、多くの施設の在庁者の安全性を確保 ○災害対策活動拠点施設の耐震化により、多くのエリアで災害時の応急対策活動が円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震化率(官庁基準) ※政策チェックアップ指標 ・86%(H24) ○災害対策活動拠点の人口カバー率 ・平均87%(H24)
機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な保全の推進(指導・支援)により、 <ul style="list-style-type: none"> ・保全状況の良好な施設の割合*1が年々増加 ・健全建物の割合*2が年々増加 (高齢建物は年々増加) <p><small>*1: 保全の評点が80点以上の施設 *2: 現存価値が70%以上の建物</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保全状況の良好な施設の割合 ※政策チェックアップ指標 ・37%(H20)→58%(H24) ○健全建物の割合 ・43%(H15)→58%(H24)
利便性向上 ・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域との連携、歴史的建造物の保存、ユニバーサルデザインの導入による整備により、地公体、利用者、住民から概ね良好な評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○合同庁舎整備のまちづくりへの影響 <ul style="list-style-type: none"> ・肯定的回答 施設利用者 52% 周辺住民 44% ・否定的回答 施設利用者 5% 周辺住民 14%
環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ○CO2排出削減の推進(施設整備と運用改善支援)により、政府自らの率先実行に貢献 ○木造化・木質化の促進により、自然環境保全等に貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ○運用改善の支援を行った施設のCO2排出削減率(H13比目標8%) ・平均16%(H22~24)
公共建築の 先導的役割	<ul style="list-style-type: none"> ○技術基準類や新たな調達・整備手法(免震・PFI等)が公共発注者や民間企業において広く活用されることにより、公共建築等の質的・技術的水準の向上に寄与 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共建築工事標準仕様書の使用率 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・政令市 98% ・民間工事発注者等 80%

政府としての政策的課題

■ 防災・減災

- 国土強靱化基本法
 - ・同政策大綱(H25.12)
 - ・人命の最大限の保護
 - ・国家等の重要機能の維持
 - ・国民の財産等の被害の最小化等

■ 老朽化対策・長寿命化

- 答申「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方」(H25.12)
 - ・戦略的な維持管理・更新
 - ・地方公共団体等への支援 等
- インフラ長寿命化基本計画(H25.11)

■ 地域・まちづくり

- 新たなグランドデザイン(骨子)(H26.3)
 - ・コンパクトな拠点の構築
 - ・コミュニティの再構築 等

■ 公共工事の品質確保

- 改正公共工事品確法(今国会で審議中)
 - ・発注者の責務の明確化(予定価格の適正な設定等)
 - ・多様な入札契約方式の導入(技術提案交渉方式等)
 - ・地方公共団体への支援・援助等

官庁営繕の当面の課題

施策1. 防災・減災の推進

- 地震対策の推進
 - ・耐震化の完了
 - ・高天井対策の実施
 - ・電力確保の促進
- 津波対策の推進
 - ・「津波防災診断」の促進(各省庁が実施)
 - ・津波対策の実施(施設整備と運用管理の連携)

施策2. 老朽化対策の推進

- 「地域における施設整備構想」の見直し
- 「施設カルテ」作成と技術支援
- 「長寿命化計画」策定の促進
 - ・各省各庁との連絡調整による促進
 - ・都道府県等との連携による市町村支援
- 保全指導の一層の推進
 - ・「中長期保全計画」の更なる促進(各省庁が作成)
 - ・保全状況の良好な施設の更なる増進

施策3. 公共建築の品質確保の促進

- 新たな入札契約手法の導入
 - ・見積活用方式、価格交渉方式、デザインビルド等
- あらゆる機会を利用した技術支援の実施
 - ・HP公表(基準類、各種手法・技術情報)
 - ・公共建築相談窓口(老朽化対策、不調・不落対策等)
 - ・ブロック会議、地区連絡会議、講習会
 - ・出前講座、発注手続支援

官庁営繕の中長期的な施策の方向性

施策例1. 地域防災との連携の推進

- 災害対策活動拠点施設の業務継続のための技術支援
- 首都中枢機能の確保に資する施設整備
- 地域防災計画と連携した施設整備
 - ・合築等による総合的防災拠点の整備
 - ・合築等による一時的避難施設の整備

施策例2. 地域との連携の推進

- 地公体施設を含めた必要施設の再編
 - ・まちづくりと整合した中長期計画の策定
 - ・既存官公庁施設を最大限活用する計画
 - 連携整備の推進
 - ・合築、使用調整、リノベーション、コンバージョン等
 - ・施設の相互利用
 - ・エネルギーの相互融通
 - 当該地域に求められる利便施設の併設
 - ・新築時、既存施設への併設を検討・推進
- ※利便施設：保育所、託児所、診療所、福祉施設、教育施設等

施策例3. 先導的な整備の推進

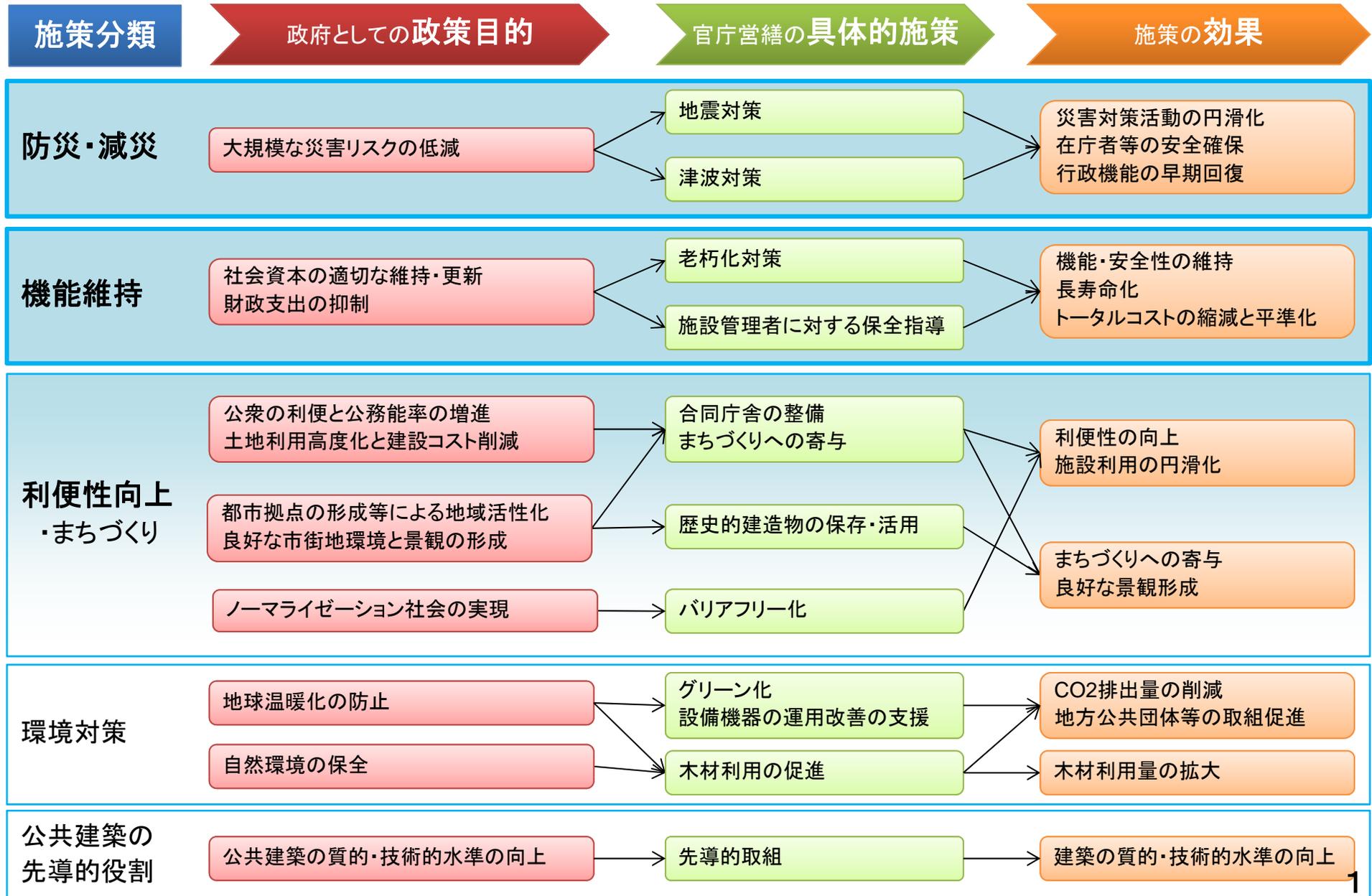
- 規範となる発注者を目指した取組
- BIMによる生産の合理化・効率化(設計・施工・維持管理の合理化・効率化)
- アクセシブル庁舎*の実現
 - *：誰もが使いやすいアクセシブルデザイン(JIS Z8071)による庁舎
- スマート庁舎(ZEB)の実現
- 木造庁舎化の範囲拡大(低層耐火建築、中層・大規模建築への拡大)

建築分野において、先導的な役割を果たす

「環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の 整備・保全の推進」

官庁営繕部政策レビュー【本編】

「環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進」
政策レビュー全体構成



①防災・減災【地震対策】 施策の目的・概要 国土交通省

目的

■大規模災害リスクの低減

- 災害応急対策活動の円滑化
- 在庁者の安全性の確保
- 行政機能の早期回復

★耐震化の推進

「耐震改修促進法(※1)」の基本方針(※2)に基づき、耐震性に係るリストを公表、整備目標を策定の上、計画的かつ重点的な耐震化を推進

※1:建築物の耐震改修の促進に関する法律(H7年法律)

※2:建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(H18年告示)



事務所ビル1、2階の崩壊

兵庫県南部地震における建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない建物の被害事例
(消防庁のホームページより引用)



店舗1階柱の圧壊

概要

■官庁営繕の整備目標

平成27年度末までに

○すべての既存不適格建築物(耐震性能評価値1.0未満)について建築基準法に基づく耐震性能確保

○全体では官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも9割(面積率)

■基準類の整備

■防災拠点施設の整備

大規模地震災害に備え、災害応急対策活動の拠点となる官庁施設の防災機能を強化

■耐震改修等の実施

「耐震改修促進法」等に基づき、既存施設の計画的かつ重点的な耐震化を推進



外部の被災状況



内部の被災状況

神戸第2地方合同庁舎
建物完成:昭和60年5月
震度:7 (平成7年1月17日 兵庫県南部地震)
被災前の耐震性能:災害応急対策活動拠点としての耐震性能はなし
被災状況:柱が破断するなど構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した

兵庫県南部地震における建築基準法に基づく耐震性能を満たしている建物の被害事例

参考

■官庁施設における耐震安全性の確保

災害対策基本法における行政機関の区分に基づき、官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて施設を3つ(I、II、III類)に分類し、それぞれ耐震性能を規定

耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設
1.5 (I類)	大規模地震後、 ○構造体の補修をすることなく、建築物を使用できる ○人命の安全確保に加えて十分な機能確保	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち道又は二以上の都府県を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 【指定行政機関:内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】
1.25 (II類)	大規模地震後、 ○構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できる ○人命の安全確保に加えて機能確保	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設(I類に属するものを除く)等 【指定地方行政機関等:沖縄総合事務局、機動隊、航空交通管制部、海上保安部 等】
1.0 (III類) 建築基準法相当	大規模地震により ○構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくない ○人命の安全確保	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

実績

■基準類の整備状況

- 位置・規模・構造の基準(告示)の改正 (H18.3)
 - 官庁施設の種類の耐震安全性の目標値の明確化
- 総合耐震・対津波計画基準の改定 (H25.3)
 - 津波対策の明確化
 - 長時間・長周期地震動対策等の追加
- 構造設計基準の改定(H25.5)
 - 津波対策及び地震対策の拡充



■防災拠点施設の整備状況

- 災害応急対策活動拠点施設の整備数
 構造体の耐震安全性の分類がI類・II類の昭和62年以降に整備した施設数(累積)

	H5年度	H12年度	H19年度	H25年度
合同庁舎	34	56	71	82
単独庁舎	5	37	85	115



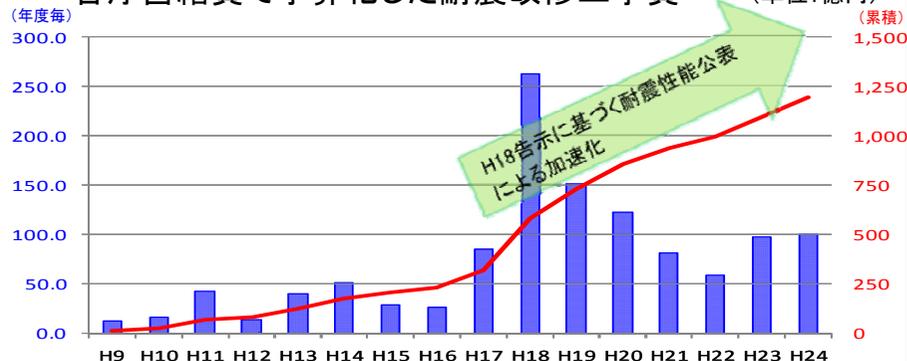
中央合同庁舎7号館
(I類施設)



横須賀地方合同庁舎
(II類施設)

■耐震改修の実施状況

- 耐震改修工事費の推移(平成9年度以降)
 官庁営繕費で予算化した耐震改修工事費 (単位:億円)



- 耐震化(*)の実施数

構造体の耐震安全性の分類がI類・II類とIII類の施設で、耐震性能を満たした施設数(累積)

※建替・取りこわし施設等を含む

	~ H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
I・II類	728	821	855	888	907	938	H26.5に取りまとめ予定
III類	1,195	1,235	1,290	1,338	1,373	1,432	



官庁施設の耐震改修の事例

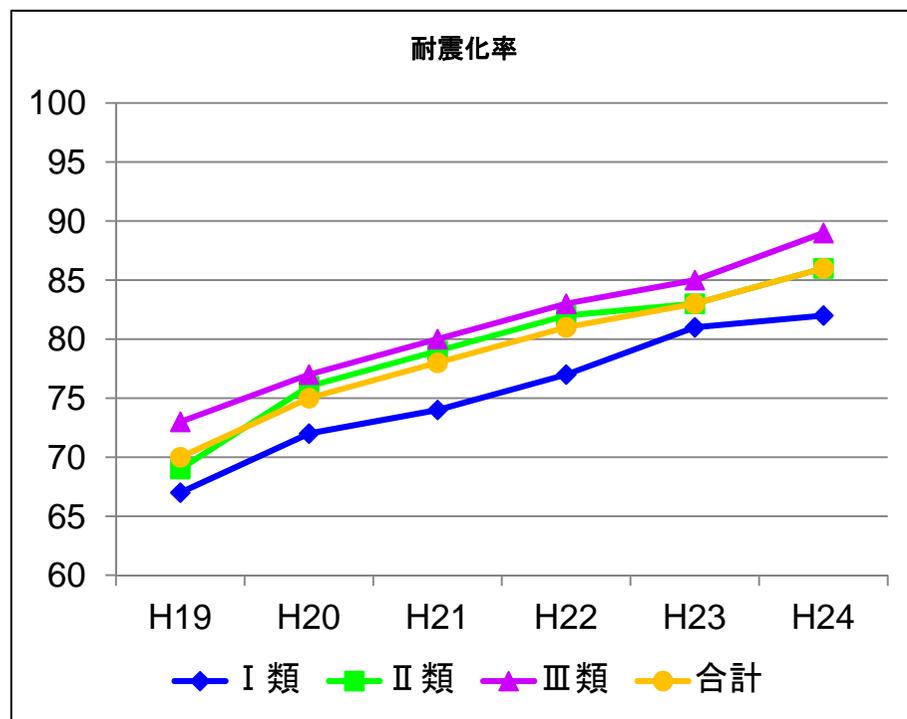
評価

■官庁施設の耐震化率

国土交通省官庁営繕部が整備を実施している施設(※1)で、一般会計施設(※2)の耐震化率

※1:官公法第10条による

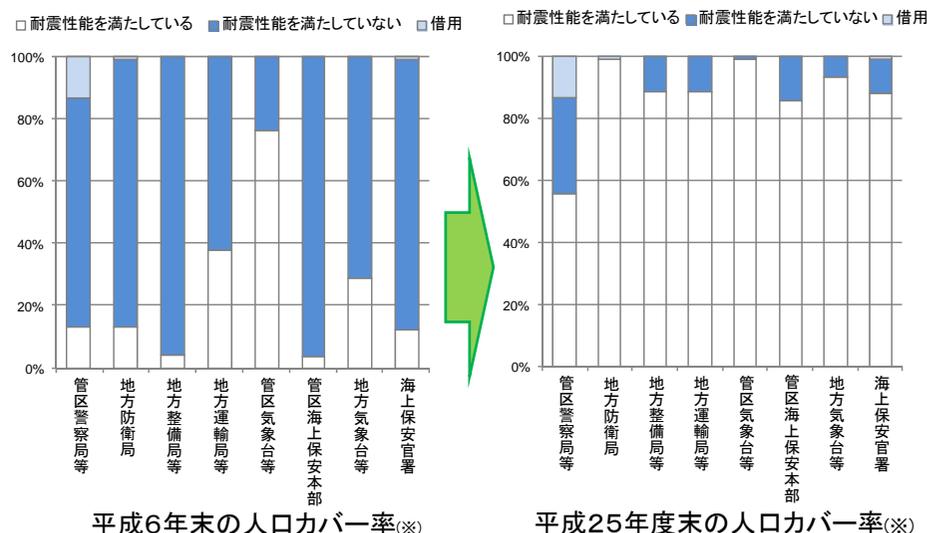
※2:延べ面積200㎡未満の建築物や、倉庫、車庫、渡り廊下等の付属屋は除く



■東日本大震災における構造体に甚大な被害が認められた施設数(津波被害を除く)

1件 (耐震性能評価値0.61の未耐震改修案件)

■耐震性能を満たした災害応急対策活動拠点のカバー人口



※:耐震性能を満たしている官署の管内人口の割合

【効果と課題】

兵庫県南部地震(H7.1.17)以降の耐震化の推進により、多くの施設で**在庁者の安全性が確保される**とともに、ほとんどのエリアで**災害時の応急対策活動が可能**となった。

しかし、東日本大震災により、天井など非構造部材の耐震化や、電力確保のための機能強化など新たな課題が明らかになったことから、今後とも対応が必要である。

目的

■大規模災害リスクの低減

- 災害応急対策活動の円滑化
- 在庁者等の安全の確保
- 行政機能の早期回復

★津波対策の推進

災害対策基本法(※1)の防災基本計画(※2)に基づき、不特定多数の者が使用する施設や応急対策上重要な施設の津波対策を実施

※1: S36法律223号、 ※2: S38.6中央防災会議決定

概要

■基準類の整備

- 社会資本整備審議会からの答申(※)を受けて、関係基準類について所要の改正を行うとともに、「津波防災診断指針」を新たに策定

※答申「大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方について」(H25.2)

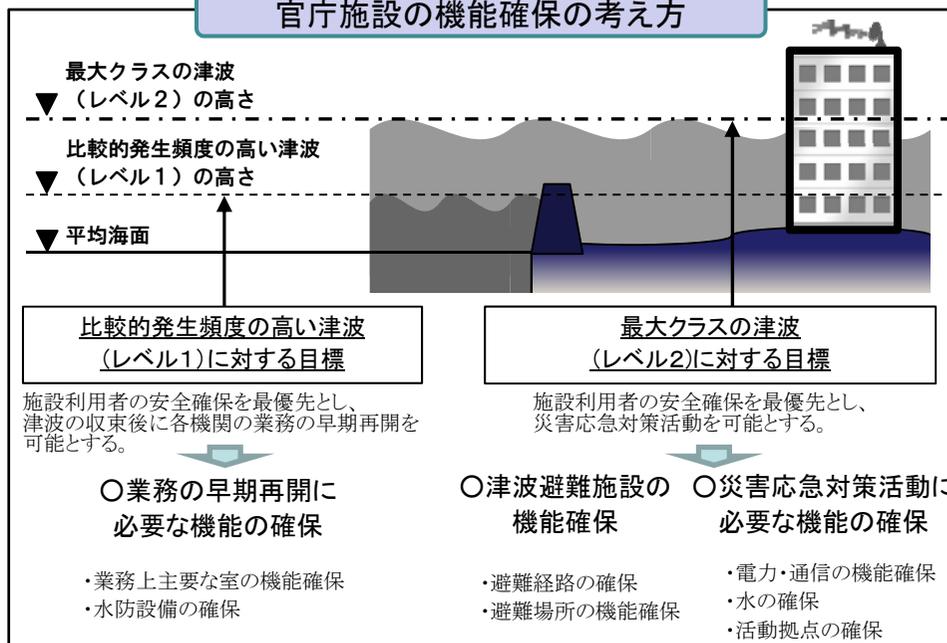
■津波防災診断の促進と技術支援

- 2つのレベルの津波ごとに設定した業務上の目標に対してその達成の程度を確認し、津波対策(ソフト・ハード)の必要性の有無を把握することが目的
- 診断主体は施設管理者
- 診断の実施に当たり、国交省は技術的に支援

■津波対策の実施

- 災害応急対策活動拠点施設の整備
 - 津波による外力に耐える構造体
 - 災害対策活動に使用する室・設備を津波が来ない上階に設置 など
- 一時的避難場所の整備
 - 屋外階段の設置
 - 屋上等への避難スペースの整備 など

官庁施設の機能確保の考え方



屋外避難階段の設置例



屋外避難スペース
住民見学会の開催 (日和佐地方合同庁舎)

①減災・防災【津波対策】

施策の実績・評価



実績

■基準類の整備状況

- 位置・規模・構造の基準(告示)の改正(H25.3)
 - 対応すべき災害に津波が含まれることを明確化
- 総合耐震・対津波計画基準の改定(H25.3)
 - 津波対策に関する内容を追加
 - 長時間・長周期地震動対策等の地震対策の追加
- 基本的性能基準の改定(H25.3)
 - 対浸水に関する性能に関する内容の見直し
 - 対津波に関する性能に関する規定を新たに追加
- 津波防災診断指針の策定(H25.3)
 - 津波対策の必要性の有無を確認する標準的な方法を指針として策定



■津波防災診断に関する実績

- 津波防災診断の実施には、最大クラスの津波が各施設に到達する高さについて、都道府県が定める想定値(基準水位)が必要になるがその策定は進んでおらず、**現時点で診断実績なし**
- 昨年度、現存する**5施設を対象として**、入手可能な情報に基づく「**仮診断**」を試行し、**国交省は技術的に支援**

■津波対策を実施した施設数 (※)

- 災害応急対策活動のための機能を確保 : 7施設
- 一時避難場所としての機能を確保 : 7施設
- (上記の両方の機能を確保 : 5施設)

※:平成25年度末までの完成施設数
(予算額:平成24~25年度 計1,396百万円)

評価

■津波対策の実施状況

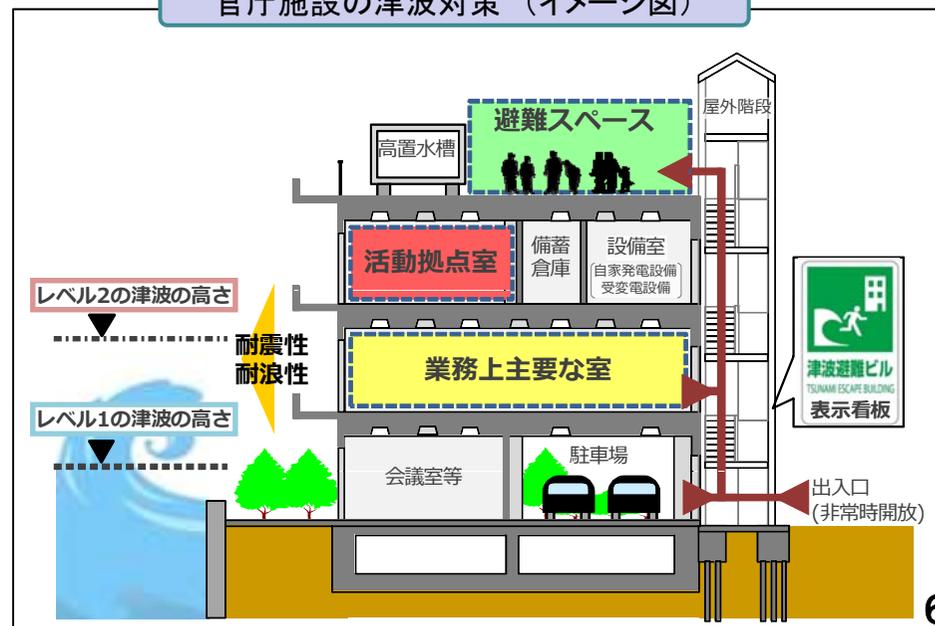
- 津波防災診断を実施した施設の割合(※)
 - 津波対策を完了した施設の割合
 - 津波避難ビル等(※)として指定された国の施設数(H26.2現在:35件)
- ※津波防災警戒区域(都道府県が指定)内の施設が対象
※津波避難ビル等に係るガイドライン(H17.6内閣府)に基づき市区町村が指定

今後、
フォローアップ
していく指標

【課題】

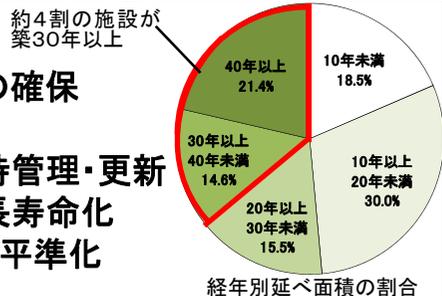
津波発生時の**災害応急対策活動を円滑化し**、**施設利用者及び地域住民の安全に寄与**するため、**津波防災診断及び対策を推進**する必要がある。

官庁施設の津波対策 (イメージ図)



目的

- 社会資本の安全・安心の確保
- 財政支出の抑制
- 適正かつ計画的な維持管理・更新
- 既存ストックの活用と長寿命化
- トータルコストの縮減と平準化

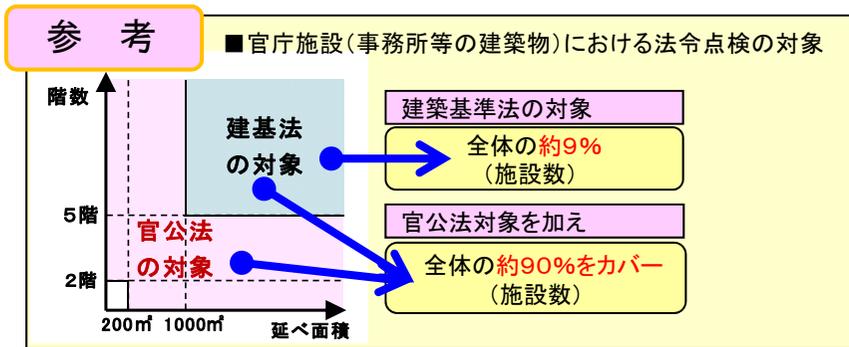


概要①

■ 法令・基準類の整備

○ 点検・適正な保全の実施のための法令

- 点検の実施
 - 対象施設、点検周期、実施方法(項目、方法、判定基準) 等
- 適正な保全の実施
 - 各省各庁の保全義務の内容、維持すべき(支障がない)各部位の状態 等



○ 保全業務支援等の基準類

- 各省各庁による保全業務を支援する基準類 (共通仕様書、積算基準 等)

○ 保全指導のための要領等

- 国土省が実施する保全指導の実施要領、マニュアル等

■ 保全指導の徹底

○ 保全実態調査の実施

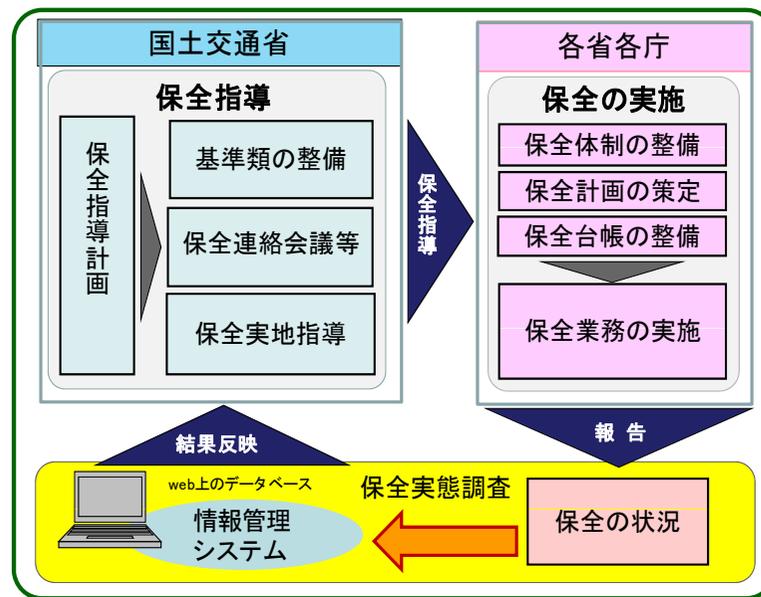
- 毎年度、官庁施設の保全実態調査を実施し、調査結果を「保全の現況」として公表
- 調査結果は、次年度以降の保全指導計画に反映するとともに、保全実地指導の対象施設選定等にも活用

○ 保全実地指導の実施

- 営繕職員が、官庁施設の保全の状況を現地で直接確認し、専門的観点から、指導・支援を実施

○ 会議・講習会等の実施

- 毎年、各地区ブロックで、「地区官庁施設保全連絡会議」を開催
- 各省各庁や地方公共団体等の保全業務担当者が参加し、保全に関する情報提供と意見交換を実施



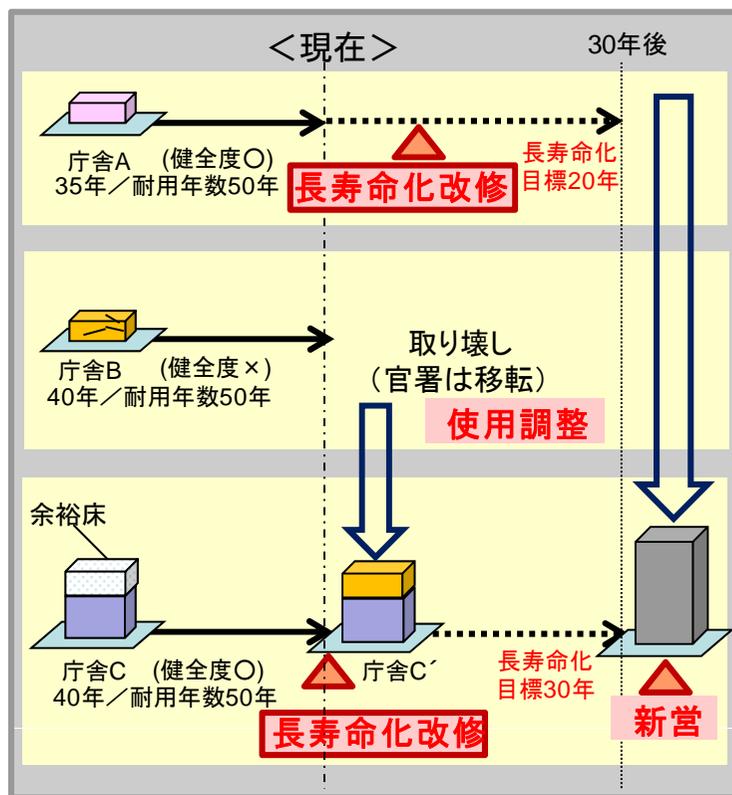
保全指導(国土交通省)と保全の実施(各省各庁)のサイクル

概要②

■施設整備構想の策定

一定地域内の全ての官庁施設を対象として、施設の集約や官署の組替えなどの整備手法を組合せた施設整備構想を策定

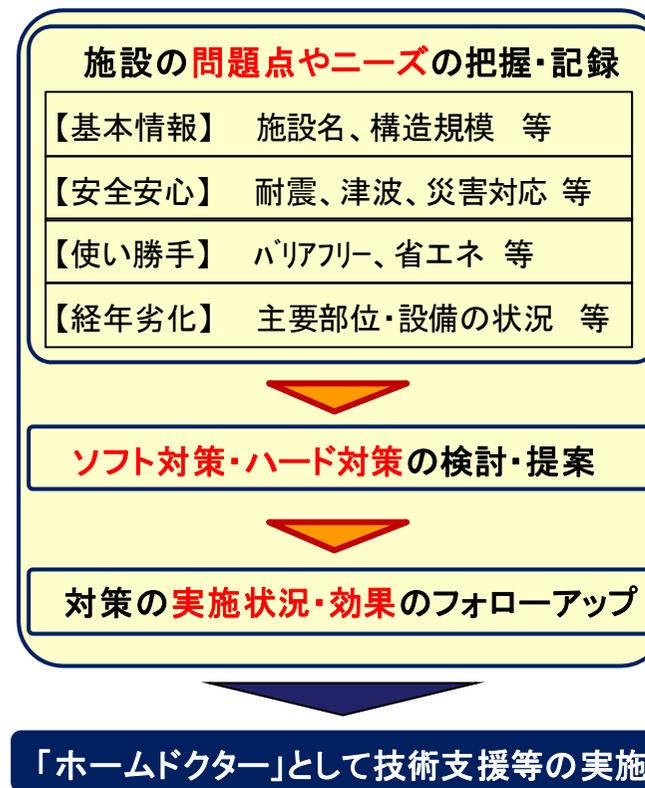
特に、築後30年を超える施設のうち、劣化状況が比較的健全な施設については、長寿命化改修を実施



施設整備構想のイメージ

■施設カルテの作成と技術支援

「施設カルテ」(施設の問題点・ニーズの記録)を作成し、それに基づき技術的に支援



施設カルテと技術支援

実績

■法令・基準類の整備状況

○法令・関係基準

点検実施のための法令等	保全実施のための法令等	
報告・検査等(12条)	建築基準法	維持保全等(8・10条)
点検(12条)	官公法	保全・勧告等(11・13条)
<ul style="list-style-type: none"> ○点検を要する建築物 (建基法・官公法政令H17改正) ○点検対象・周期(建基法・官公法省令H17改正) ○敷地及び構造 (H20告示282号、H20告示1350号) ○昇降機 (H20告示283号) ○建築設備 (H20告示285号、H20告示1351号) 	<ul style="list-style-type: none"> ○国家機関の建築物等の保全に関する基準 (H17告示551号) ○保全に関する基準の実施に係る要領 (H17通知) ○保全に関する基準の実施に係る要領の運用 (H21通知) 	

※注：赤字で記載した法令等は官公法に係わるものを示す

○保全業務支援等の基準類(16)

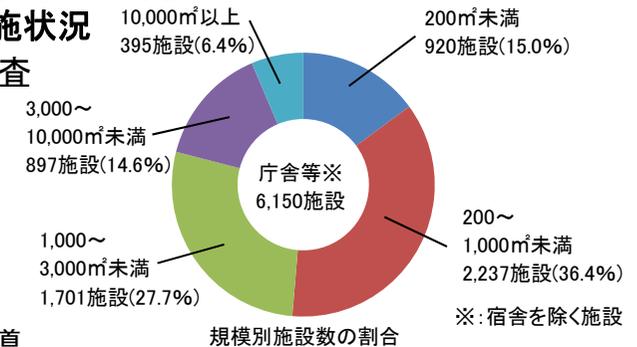
<ul style="list-style-type: none"> ○公共建築保全業務標準契約約款(案)(H8) ○建築保全業務標準契約書(案)(H25) ○保全業務共通仕様書(H25) ○保全業務特記仕様書(H25) ○保全業務積算基準(H20) ○保全業務積算要領(H25) ○建築保全業務労務単価(毎年) ○各所修繕費要求単価(毎年) ○維持管理費要求単価(毎年) ○保全業務監督検査様式(案)(H25) 	<ul style="list-style-type: none"> ○保全業務履行確認様式(案)(H25) ○建築物点検業務委託仕様書(案)(H17) ○国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き(H22) ○建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(H25) ○地球温暖化対策に寄与する為の官庁施設利用の手引き(H17) ○官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項(H24)
--	--

○保全指導のための基準類(5)

<ul style="list-style-type: none"> ○保全指導実施要領 (H23) ○保全指導計画策定方針 (H23) ○保全実態調査実施要領 (H25) ○保全実態調査票及び保全実態調査記入要領 (H25) ○保全実地指導マニュアル(案)(H25)

■保全指導の実施状況

○保全実態調査



○保全実地指導

報告年度	H21	H22	H23	H24	H25
個別指導件数	1,045	1,528	1,401	1,381	集計中
うち実地指導件数	未集計	未集計	730	741	集計中
指導結果通知数	未集計	未集計	594	68	集計中

○会議・講習等

報告年度	H21		H22		H23		H24		H25	
開催数	機関数	人数								
国家機関	1,289	1,670	1,345	1,707	1,253	1,586	1,368	1,772	1,233	1,581
独法等機関	142	170	149	171	131	160	135	162	137	167
地方公共団体	258	388	250	400	237	337	253	398	239	373
計	1,689	2,228	1,744	2,278	1,621	2,083	1,756	2,322	1,609	2,121



■施設整備構想の見直し状況 (今後)

■カルテの作成状況 (今後)

■カルテに基づく支援状況 (今後)

②機能維持【保全指導・老朽化対策】施策の評価

評価①

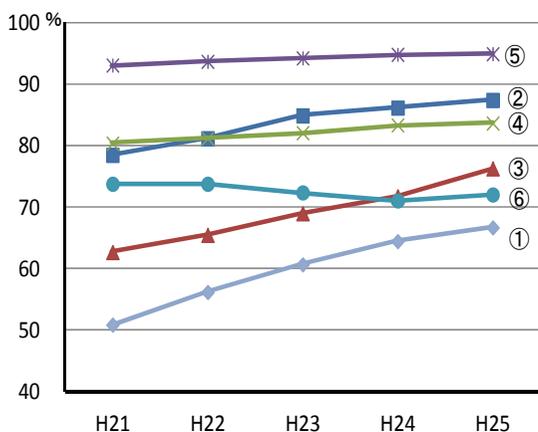
■保全実態調査の結果（項目別の評点）

庁舎等（約6000施設）を対象に、
保全実態調査の6項目の評点を算出

（各100点満点）

評価項目	平均点
① 保全の体制・計画（保全の状況）	66.7
② 定期点検1（建築・設備機器）	87.4
③ 定期点検2（衛生・環境）	76.3
④ 施設状況1（建築・設備機器）	83.7
⑤ 施設状況2（衛生・環境）	94.9
⑥ エネルギー消費量	72.1
総評点	80.3

H25年度の各評点

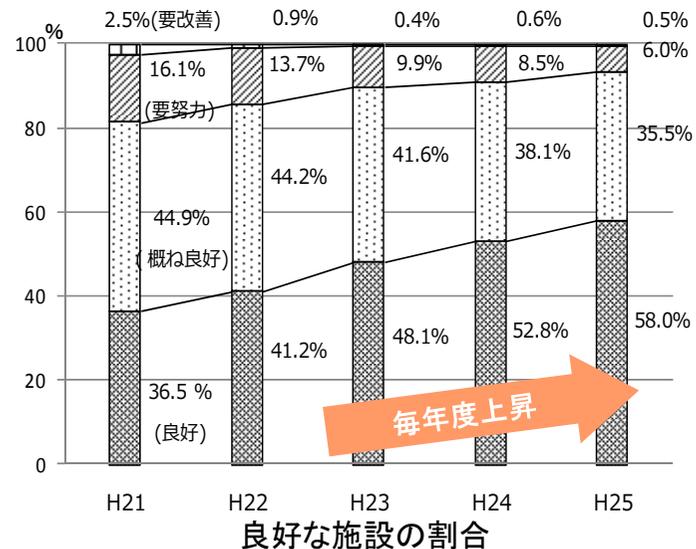


各評点の推移

■保全実態調査の結果（保全状況の評点）

6項目の評点から総評点を算出し、以下の基準で判定

総評点	所見
40未満	要改善
40以上 60未満	要努力
60以上 80未満	概ね良好
80以上	良好



【効果】

適切な管理状態にある施設の割合が増加し、
施設の健全度の向上に寄与していると考えられる。

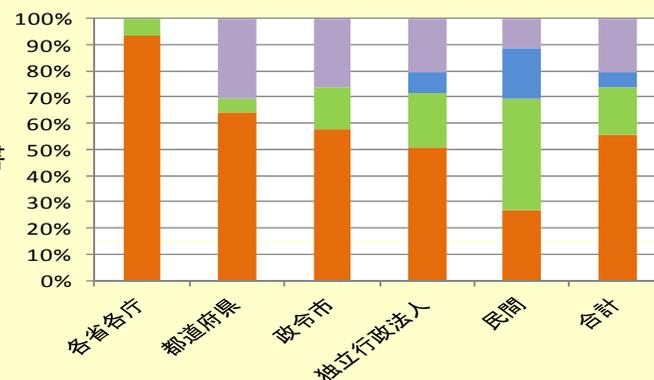
参考

■基準類の使用状況

建築保全業務共通仕様書
及び

同積算基準の利用状況

- 使用も独自基準もない
- 独自の基準を作成
- 参考にして類似基準を作成
- 使用している

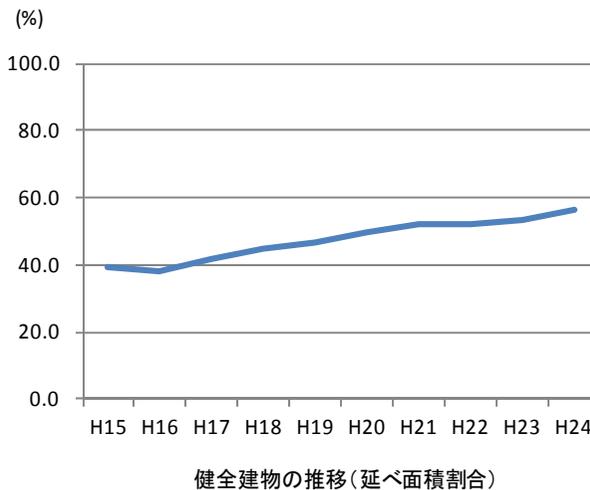
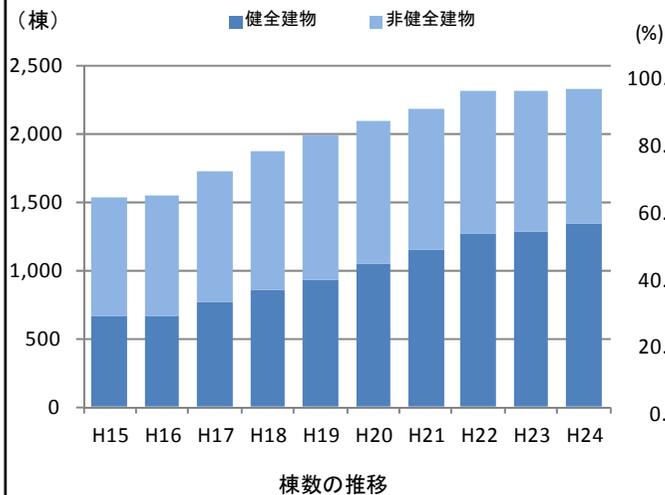


評価②

■健全建物数及び健全建物の割合

築30年を超える建物のうち、健全建物^(※)の数及び健全建物の割合の推移

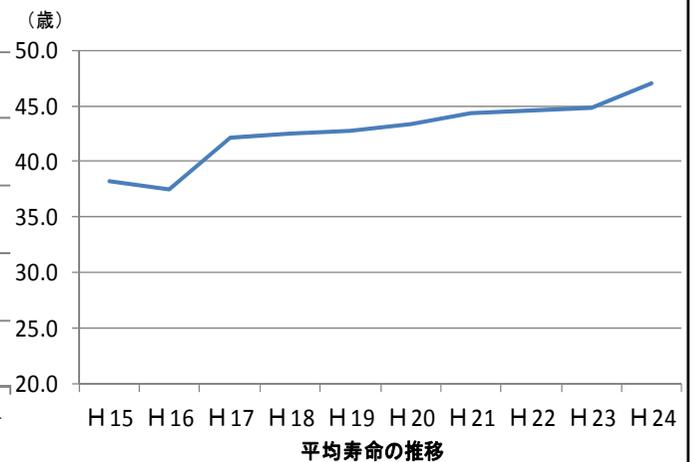
※建物全体としての新築時の性能を100とした場合の現存価値(現存率)が70以上の建物とした。
(対象建物の調査は5年毎に実施)



■官庁施設の平均寿命の推移

「区間残存率推計法」^(※)による官庁施設の平均寿命(推計)の推移

※: 出典 早稲田大学 小松幸夫教授



【効果と課題】

既存施設への適正な保全を積極的に推進したことにより、平均寿命が年々増加傾向にあるにも関わらず、健全建物の割合も年々増加傾向にあり、**機能・安全が維持されている。**

しかし、今後老朽化する施設の増加が見込まれることから、保全指導を一層充実するとともに、整備構想に基づく長寿命化改修や施設カルテ作成の推進により、**機能・安全の維持と更なる長寿命化を図り、トータルコストの縮減に努める必要がある。**

参 考

長寿命化の効果

○寿命を一年延長することにより、
床面積1㎡当たり5~6千円の
コスト削減効果が見込まれる。

③利便性向上・まちづくり【合同庁舎整備・まちづくりへの寄与】

施策の目的・概要

目的

- 公衆の利便と公務能率の増進
- 土地利用の高度化と建設コストの削減
- 都市拠点形成による地域活性化
- 良好な市街地環境と景観の形成

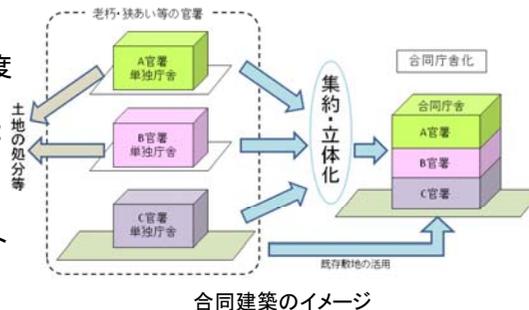
概要

■ 長期営繕計画の策定

- 官庁施設整備10箇年計画(S60～)
- ファシリティマネジメントの推進
 - 地域における官庁施設整備構想(H19～)

■ 合同庁舎の整備

- 公衆の利便と公務能率の増進
 - 窓口官署などは、同一の敷地に整備することにより、公衆の利便が増進
 - 業務的に関連する機関が相互の連絡が緊密にとれ、公務の能率が増進
- 土地の高度利用
 - 1つの敷地に集約立体化して建築することにより、土地を高度に利用
 - 残りの敷地も有効利用が可能
- 建築コストの削減
 - 集約して合同庁舎1棟を建築することにより、スケールメリットによる削減



合同建築のイメージ

参考

■ 官庁施設の建設等に関する法律(S26法律181号)

第1条で、国家機関の建築物の位置、構造、営繕及び保全並びに一団地の官庁施設等について規定して、その災害を防除し、公衆の利便と公務能率の増進とを図ることを目的とし、第6条に「一団地の官庁施設」を、第7条に「庁舎の合同建築」を規定

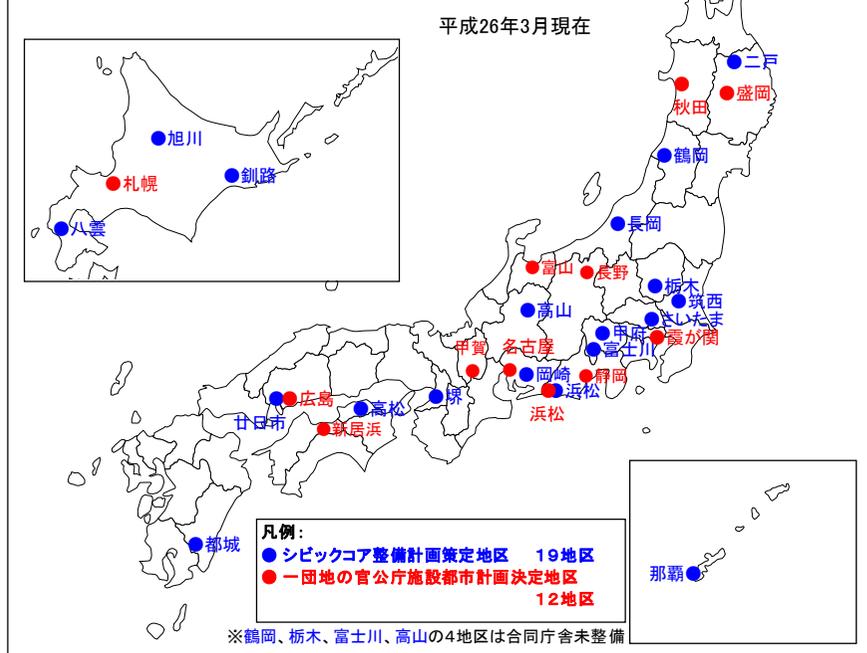
■ 一団地の官公庁施設

都道府県の都市計画決定に基づき、国又は地方公共団体の建築物等(官公庁施設)を都市の一定地区に集中配置することにより、公衆の利便と公務能率の増進、土地の高度利用を図ることを目的とした都市計画法上の都市施設(S31～)

■ シビックコア地区

市町村が策定する計画(整備局が合意)に基づき、魅力と賑わいのある都市の拠点地区の形成に資するため、関連都市整備事業と整合を図りつつ、官公庁施設と民間建築物等の整備を総合的かつ一体的に実施する地区(H5～)

シビックコア地区と一団地の官公庁施設



■ 中心市街地活性化に資する整備

市町村の策定する中心市街地の活性化に関する法律(H10法律9号)に基づく基本計画区域内において、地域の連携を図ることを目的とし、交流拠点となる官庁施設を整備(H10～)

■ 地域連携

それ以外にも、地元地方公共団体と連携して景観検討委員会やワークショップ等を開催し、合同庁舎と周辺地区の魅力と賑わいを創出する取り組みを実施

③利便性向上・まちづくり【合同庁舎整備・まちづくりへの寄与】

実績

■長期営繕計画の策定状況

○建築審議会S58答申(※1)を踏まえ「官庁施設整備10箇年計画」を概ね5年おきに第1次から第四次まで策定し、計画的に施設を整備

○社会資本整備審議会建築分科会H18建議(※2)を踏まえ、全国を331地域に区分して、「地域における官庁施設整備構想」を策定し、既存ストックを活用しながら計画的に施設を整備

※1:「今後の官庁施設の整備のための方策に関する答申(第二次)」

※2:「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」

■合同庁舎の整備実績(累積数)

	S38年度末	S48年度末	S58年度末	H5年度末	H15年度末	H25年度末
施設数	23	148	212	321	401	435※

※:建替や同一敷地内の増築を含むため、現在の施設数は365施設

■一団地の官公庁施設の都市計画決定実績(累積数)(※)

	S30年代	S40年代	S50年代	S60年代	平成時代
都市計画決定数	8	9	10	11	12

※つくば市一団地(S43都市計画決定、H13廃止)を除く

■地域連携の実績事例

○小樽地方合同庁舎(北海道小樽市)

- 観光都市として賑わいのある小樽市臨海地区の行政拠点施設として、周辺の景観との調和を図りながら新たな魅力を創出するよう配慮
- 建物外観は小樽市の景観色でまとめ、落ち着いたあるシンプルなたたずまいと同時に凛とした存在感
- 第19回小樽市都市景観奨励賞を受賞
- 小樽市臨海地区の関連団体からなる地域連携懇談会の設置
- 懇談会メンバーによる景観検討やユニバーサルデザインレビューを基本構想・設計・施工等の各段階で実施し、意見を施設整備に反映



■シビックコア地区内の合同庁舎整備実績(累積数)

	H12年度末	H18年度末	H24年度末
施設数	3	7	15



筑西市シビックコア地区



岡崎シビックコア地区

■中心市街地活性化に資する整備実績(累積数)

「中心市街地活性化基本計画区域」に整備した合同庁舎の施設数

	H12年度末	H18年度末	H25年度末
施設数	3	10	16

○高知よさこい咲都合同庁舎(高知県高知市)

- 高知駅周辺地区開発におけるスタートアップビルとして地域の良好な景観形成に資するよう、高知らしさとヒューマンスケールの感じられる外構及び空間を構成
- 駅前北口広場やバスターミナルの整備と連携を図り、敷地の西面及び南面に庁舎と一体化したアプローチ広場を配置し、人々が利用しやすく開かれた施設とするための導入空間を設置
- 駅前北地区の事業者等からなる景観検討委員会において、景観整備に係る方針を検討し、意見を施設整備に反映

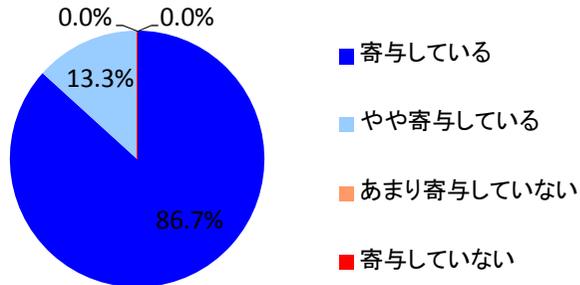


③利便性向上・まちづくり【合同庁舎整備・まちづくりへの寄与】

評価

■まちづくり貢献度調査結果(地元地方公共団体)

「シビックコア地区」及び「中心市街地活性化基本計画区域」における15の合同庁舎整備のまちづくりに対する貢献度調査の結果(H26.1実施)



地方公共団体(15市)

【自由回答】まちづくりに対して合同庁舎が寄与していると思われる点

- 休日の駐車場解放により、街歩きの拠点としてなど活用
- 主要な官庁施設が駅から近い場所に集積したり、敷地内へのバス停の設置をすることによる交通の利便性
- ユニバーサルデザインを取り入れた高度なバリアフリーの庁舎であることによる、高齢者や障害者、幼児連れの方にも安心して利用できる空間が確保
- 屋上・壁面緑化を実施することによって、他施設への見本
- 災害発生時における、防災拠点施設としての機能への期待
- 他施設との隣接により、賑わいや魅力ある空間を創出
- 合同庁舎周辺をイベントの開催地とし、まちの活性化に寄与

【自由回答】まちづくりに対して合同庁舎の反省点又は期待すべき点

- 確定申告等の繁忙期や施設での行事によっての駐車場や周辺道路が混雑するため、公共交通機関利用促進PRや関係機関との調整をすべき
- 周辺施設や学校等との相互連携(イベントなど)を期待
- 駅からの距離が少し遠い

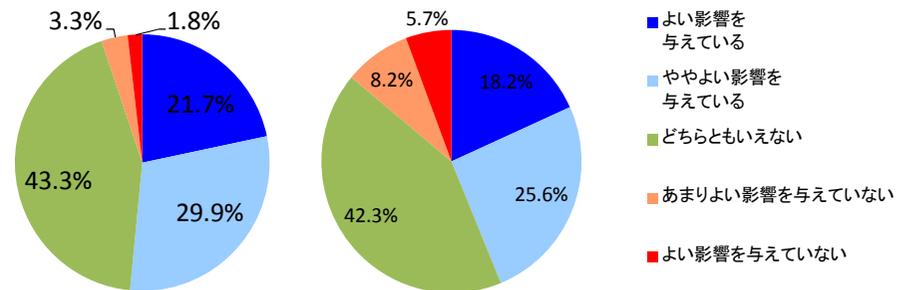
【効果】

「寄与している」と「やや寄与している」の割合が100%

まちづくりに対する貢献度調査・満足度調査の結果が良い傾向を示しており、まちづくり、市街地環境及び公衆の利便に概ね貢献している。

■CS調査結果(施設利用者・周辺住民)

「シビックコア地区」における6の合同庁舎整備のまちづくりに対する満足度調査の結果(施設完成後、約2年で実施)



施設利用者(1,199人)

周辺住民(582人)

【自由回答】合同庁舎が良い影響を与えていると思われる主な点

- 駐車場の土日開放(開放している施設への意見)
- イベントを楽しく見ている
- 施設利用者がついでに近隣商店街で買い物
- 点在していた施設がまとまり、1つの建物で用事が済む
- 周辺一帯の雰囲気が良くなった
- ランドマーク的な存在

【自由回答】合同庁舎が良い影響を与えていないと思われる主な点

- 駐車場やロビーの開放を検討すべき(開放していない施設への意見)
- 駐車場待ちのため前面道路が渋滞(駐車場が狭い)
- 地方自治体出張所等との合築を希望
- 喫煙スペースがない
- 施設利用者のスペースが狭い
- 以前と特に変わらない

「良い影響を与えている」と「やや良い影響を与えている」の割合が半数程度

③利便性向上・まちづくり【歴史的建造物の保存・活用】 国土交通省 施策の目的・概要・実績・評価

目的

- 歴史、文化、風土を活かした地域活性化
- 良好な景観の形成

概要

- 歴史的建造物を保存・活用した整備の推進
歴史的建造物の個性を活かしつつ、その魅力を引き出し、より効果的に活用できるような整備を推進

実績

■保存・活用した施設の数

- 建物全体を保存 : 9施設
(外観を保存し、内装を改修したものを含む)
- 建物の一部を保存 : 7施設



部分保存の例
(神戸地方・簡易裁判所)

■全体保存の例(横浜地方気象台)

- 【創建当時の名称】神奈川県測候所
- 【構造・規模】鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階
- 【竣工年】昭和2年(1927)
- 【保存方法】旧庁舎全体と外構の一部を保存

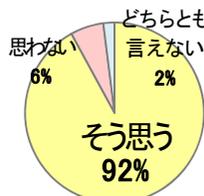


気象台の機能の刷新を図りつつ、旧庁舎と「ブラフ積み」の石積擁壁を保存し、山手地区の歴史的景観に調和するよう整備

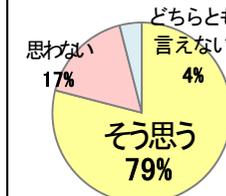
評価

■周辺住民アンケート(横浜地方気象台庁舎) (総回答数:500)

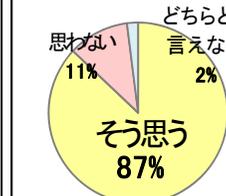
●歴史的価値が保存されているか



●地域に親しまれる施設になっているか

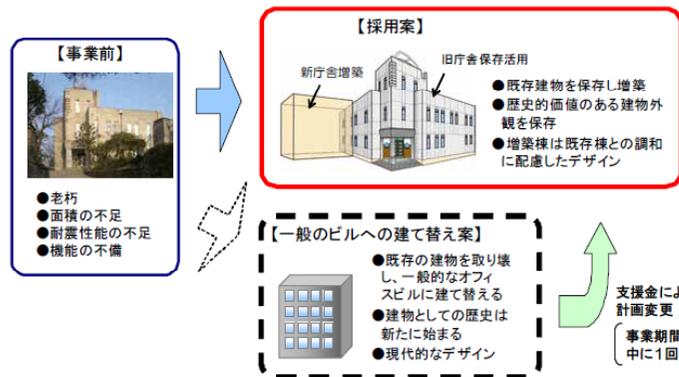


●魅力ある観光地の形成に配慮されているか



■CVM(仮想評価法)調査(横浜地方気象台庁舎)

庁舎周辺(半径12km圏内)の住民に対し、歴史的価値を保存・活用するために支払っても構わない金額(支払意志額)をアンケート調査 (総回答数:500)



歴史的価値保存の支援金に係る支払意志額: 1,036円/世帯
→ 調査範囲の全世帯数を乗ずると約12億円となり、総事業費(約10億円)を上回る。

【効果】

歴史的価値と良好な景観を維持し、地域住民の満足度向上と地域活性化に寄与している。

目的

■ノーマライゼーション社会の実現

官庁施設のバリアフリー化を図り、全ての人へ安全・円滑な行政サービスを提供できる環境を整備

概要

■基準類の整備

○ユニバーサルデザイン(UD)の考え方を踏まえた基準類の整備

■官庁施設のバリアフリー化

○高度な整備水準での施設整備

- 適合義務の対象範囲を法で努力義務が課せられている範囲まで拡大
- 整備水準をバリアフリー法(※1)で求める以上に高度化
(例)特別特定建築物(※2)について誘導基準への適合
その他の特定建築物(※3)については円滑化基準の水準への適合
窓口業務を行う事務室出入口の自動扉化 等

○既存施設についても、できる限りバリアフリー化を実施

- ※1 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
- ※2 法に定められた不特定多数の人が利用する建物
- ※3 法に定められた多数の人が利用する建物(事務庁舎全般を含む)

○UDレビューの実施

- 新築時には設定した整備水準に加え、UDレビューにより高度化
- レビューでは施設の特性に応じ、利用者、専門家等から意見聴取
- レビューの結果等をUDデータベースに蓄積し、職員で共有

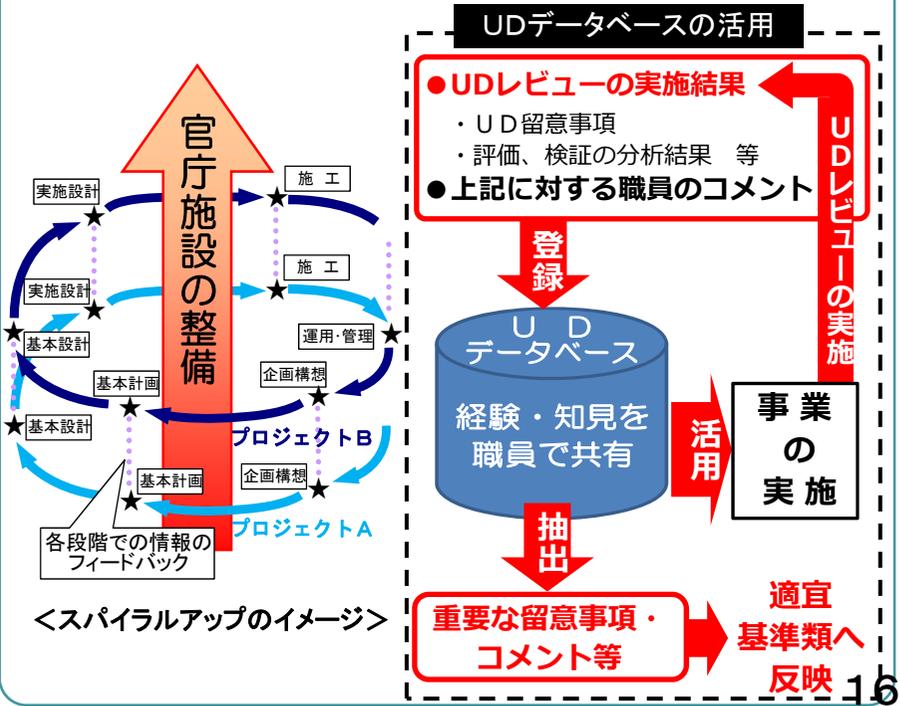
➡ **バリアフリー化のスパイラルアップ**

整備水準の設定



さらに特別特定建築物以外の特定建築物については「円滑化基準」以上の水準への適合を義務化

バリアフリー化のスパイラルアップ



実績

■基準類の整備状況

○官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成18年版）の制定

- UDの概念を導入
- 整備水準及びUDレビューの実施について規定

○関連する設計基準の改定

- バリアフリー法（旧ハートビル法を含む）の施行を受け適宜改定
- 整備水準を具体的に規定

■バリアフリー化の実施状況

○新築施設の整備

法律を上回る水準の整備(*)を実施した施設数 → **224件**
※平成9年版以降の設計基準を適用した整備

○既存施設の改修

バリアフリー化改修を実施した施設数 → **1,068件**
（予算額：平成7～25年度 計15,623百万円）

○利用者、専門家等から意見聴取を行う

UDレビューを実施した施設数 → **31件**

■バリアフリーに関する改善率

（対象）窓口業務を行う官署が入居する庁舎（所管予算対象分）

（内容）バリアフリー法（旧ハートビル法を含む）の趣旨を

踏まえ改善が図られた施設の割合

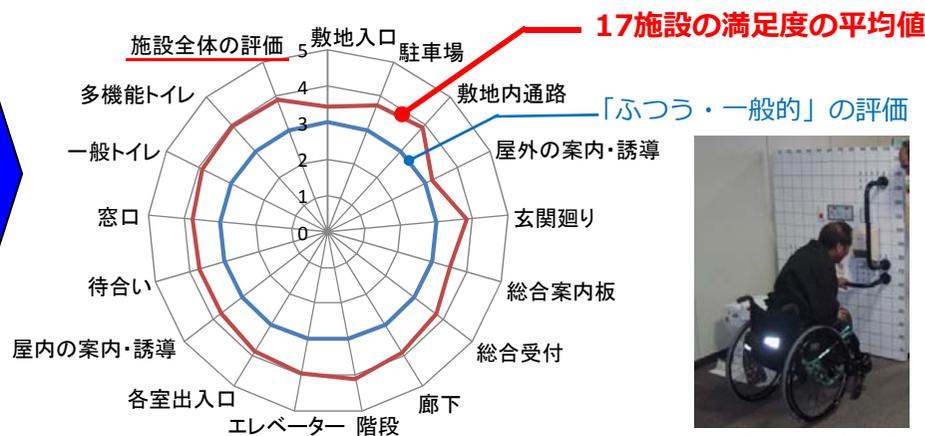
(H14) 57% → (H24) 90% (1,210施設)

【効果と課題】

評価

■新築施設における満足度調査結果

（対象施設）完成後1～2年の施設 計17件
 （評価者）施設利用者（主に高齢者、障害者） 計339名
 （評価内容）施設を利用したUDの視点での評価及び意見



<実物模型による検証の様子>

自由意見での評価例

- 車いす使用者用駐車場から庁舎内まで濡れずに移動可能なことが良い
- 案内板やトイレ扉等に多機能トイレ内の機能が表示されており、分かりやすい
- サインの文字等の大きさ、設置位置、配色が見やすい
- 実物模型により使い勝手を検証したUDレビューの指摘内容が、実際の多機能トイレに反映されていたのが良い

新築施設における満足度調査では、全ての評価対象について「ふつう」を上回った評価を得ており、**施設利用の円滑化に十分な効果**があったものと考えられる。
 今後は、既存施設のバリアフリー化を更に進める必要がある。

目的

■地球温暖化の防止

環境に配慮した官庁施設の整備・運用の推進により、温室効果ガスの排出を抑制

★「政府の実行計画」の取組推進

地球温暖化対策推進法(※1)に基づく政府の実行計画(※2)の目標達成に向け、自ら取組むとともに各省庁に対する技術協力

※1:地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法律117号)

※2:政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(H19.3閣議決定)

参考

■政府の実行計画

○温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

平成13年度を基準として、平成22~24年度の平均を8%削減

○建築物の建築、管理等に当たっての配慮

- (1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底
- (2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
- (3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
- (4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
- (5) 冷暖房の適正な温度管理
- (6) 新エネルギーの有効利用
- (7) 水の有効利用
- (8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備方針

■「政府の実行計画」の実施要領

(平成19年3月地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)

○政府の実行計画及び関係府省ごとの実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検計画の実行責任者は、施設に係る計画の作成・推進に当たっては、**国土交通省(官庁営繕部)に対し、技術的な協力を要請することができる。**

概要

■環境に配慮した官庁施設の整備

○新営施設は「官庁施設の環境保全性基準」に基づき整備

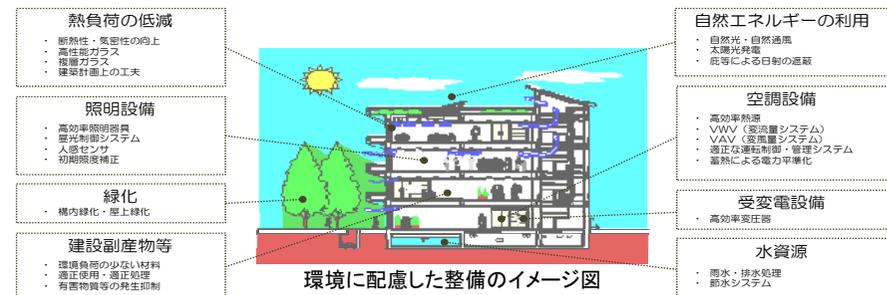
○省エネ法(※1)に基づく省エネ基準(※2)より1割程度厳しい基準(努力基準)の適用を規定

※1:エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法律49号)

※2:建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(H11告示)

○既存施設は設備機器等の老朽更新に合わせて可能な限り環境に配慮した機器等を導入

○「政府の実行計画」に基づく太陽光発電の導入及び建物の緑化の推進



■基準類の整備

■環境法令への対応

■PDCAサイクルの取組

■運用改善の技術支援

○「政府の実行計画」における各府省の施設に係る実施計画の作成・推進に当たり、要請に応じ技術的に協力

○東日本大震災を踏まえた技術支援

○関係機関への情報提供



LED照明
〈気象庁清瀬庁舎〉



太陽光発電
〈徳島第一合同庁舎〉

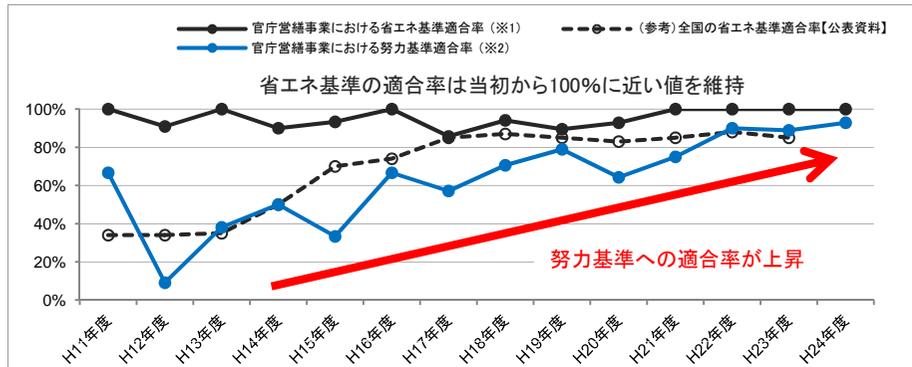
④環境対策【グリーン化】 施策の実績

実績 ① 【グリーン化】

■ 環境に配慮した官庁施設の整備状況

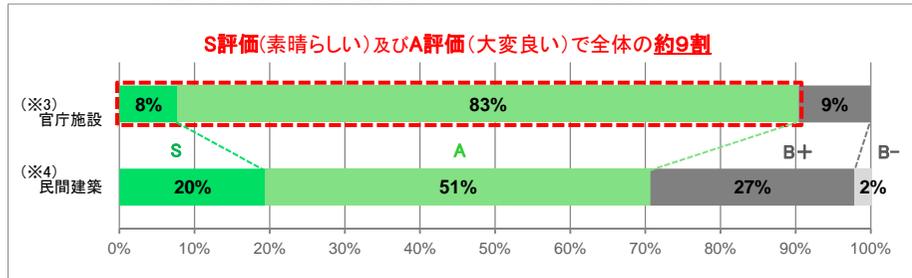
○「官庁施設の環境保全性基準」による整備

○ 省エネ基準による評価



※1 新築事務庁舎のうち省エネ基準に適合している施設数割合
 ※2 新築事務庁舎のうち努力基準に適合している施設数割合

○ CASBEE (建築環境総合性能評価システム) による評価



※3 過去5年間に整備した延べ面積2,000㎡以上の新築事務庁舎について集計
 ※4 引用:「日建連委員会における環境配慮設計(建築)の推進状況」社団法人 日本建設業連合会

○「政府の実行計画」に基づく太陽光発電及び建物緑化の整備状況

○ 合同庁舎(全国で約360施設)において平成19~24年度まで集中的に太陽光発電及び建物緑化を整備

太陽光発電: 約950 kW (H18年度末) → 約2,400 kW (H24年度末) **約2.5倍**
 建物緑化: 約17,700㎡ (") → 約28,500㎡ (") **約1.6倍**

■ 基準類の整備状況

○ 環境保全性基準の統一基準化 (H23.3) (H26.3改定)

○ 省エネ基準とCASBEEを活用した基準 ⇒ 改正省エネ基準の反映

○ 企画・設計に関するマニュアル・支援ツールの整備

○ クールビズ/ウォームビズ空調システム導入ガイドライン (H21)

○ 大規模リニューアル実施検討マニュアル (H19)

等

○ 再生可能エネルギー及び省エネルギー技術の活用

○ LED照明器具の新営予算単価、標準仕様書標準図への盛り込 (H25)

○ 官庁施設における地中熱利用システム導入ガイドライン(案) (H25)

等

■ 環境法令への対応状況

○ グリーン購入法適用品目数量割合: **100%**

(過去5カ年平均)

○ 環境配慮型プロポーザルの実施率: **100%**

(環境配慮契約法(※1)に基づく基本方針(※2)の対象となる新築設計プロポーザルのうち、環境配慮型を採用した件数割合)

※1: H19法律56号 ※2: H19告示

■ PDCAサイクルの取組状況 (H16~)

○ 毎年度、総合的な環境対策を推進するため、「営繕グリーンプログラム」を策定・公表

○ 前年度の取組結果として「官庁営繕環境報告書」を作成・公表



④環境対策【運用改善支援】 施策の実績

実績 ② 【運用改善支援】

■ 運用改善の技術支援の状況

○技術支援の件数

○運用改善に関する技術支援件数は年度平均で **700件超**

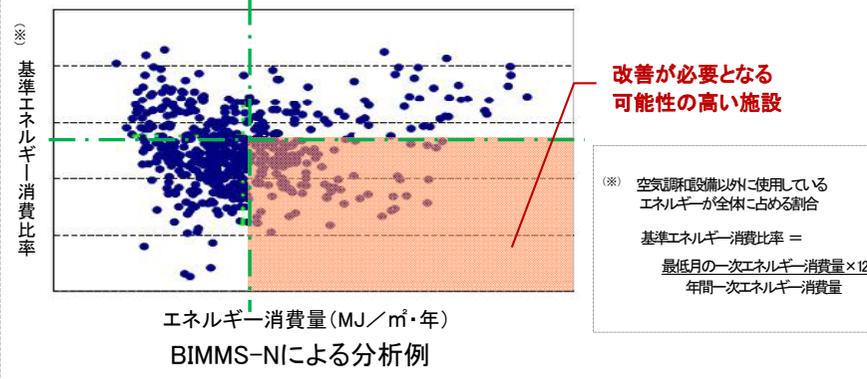
(上段:年度、下段:件)

H20	H21	H22	H23	H24	平均
514	736	954	951	689	769



○技術支援ツールの整備

○**保全業務支援システム (BIMMS-N)** (H17より運用) や地球温暖化対策に寄与するための**官庁施設の利用の手引き (H17)** 等の整備・活用により、エネルギーの利用状況が非効率と想定される施設を中心に運用改善に関する技術支援を実施



■ 東日本大震災を踏まえた技術支援

- 各府省の取組みに対して相談窓口を設けて必要な技術支援を実施
 - 『計画停電への対応について(施設管理者への連絡事項)』
(官庁営繕部計画課長から各省各庁担当課長あて (H23.3.15))
 - 『官庁施設における夏の節電への対応について』
(官庁営繕部保全指導室長、営繕環境対策室長から各省各庁担当課長あて (H23.5.13)) 等

○技術支援事例

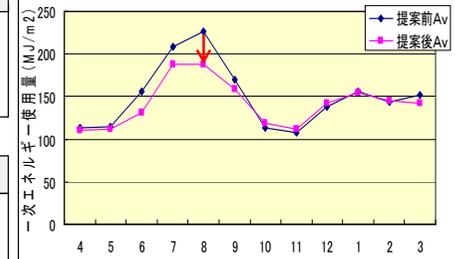
事例 エネルギー消費量が大きく削減

冷房運転を中心に運用改善提案 (H18)

- ・空調時には窓や扉を閉める(特に厨房)
- ・空調時にはブラインドを降ろす
- ・便所・湯沸室など非使用時の照明の消灯
- ・採光に合わせて窓際消灯

改善状況 (H22.5月現在)

- ・厨房にスポットクーラーを設置し窓は閉める
- ・空調時のブラインド適正使用の普及
- ・便所・湯沸室に人感センサーを設置
- ・照明の昼光連動装置を設置



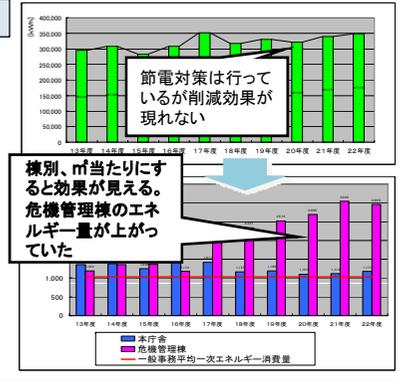
延べ面積約20,000㎡の施設において、年間2,000,000MJ※のエネルギー削減
 (※2,000㎡の庁舎1棟分の年間消費量に相当)
夏期(6~9月)のエネルギー使用量の12%削減の達成ができた

事例 エネルギー使用量の見える化

エネルギーの削減努力を行っているが削減効果が現れてこないと相談を受け、光熱量(電気・ガス)の分析を実施

当該施設は建物2棟あり、施設全体では省エネルギーの効果が見えて来ないが、建物毎にデータ分析を行うと明確に相違が判断できることを提示

データを「見える化」することにより、適確な運用管理が可能



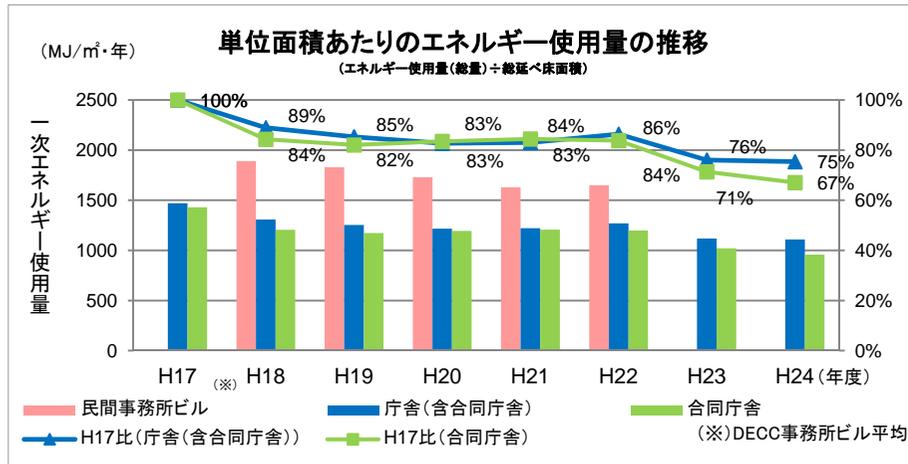
■ 関係機関への情報提供

- 地区官庁施設保全連絡会議等を活用して施設管理者等に対して環境関連情報もあわせて提供
- 平成24年度の会議開催実績:
 開催回数 62回、延出席人数 2,332人(全1,756機関)

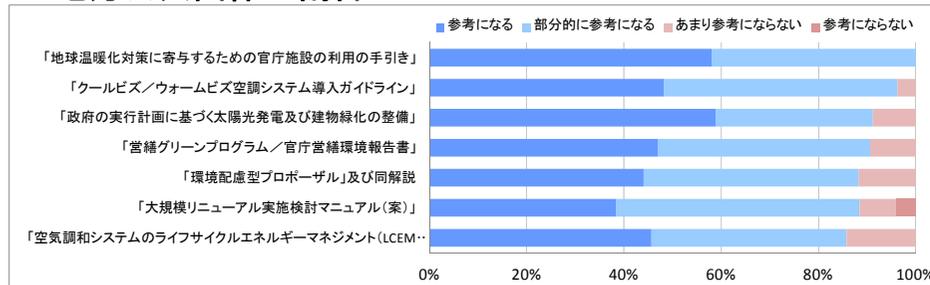
評価

■エネルギー使用量の削減状況

庁舎の単位面積あたりのエネルギー使用量は減少傾向にあり、特に震災による節電が徹底された平成23年度以降は大きく減少



■官庁営繕の環境への取組を参考にして
地方公共団体の割合(※)

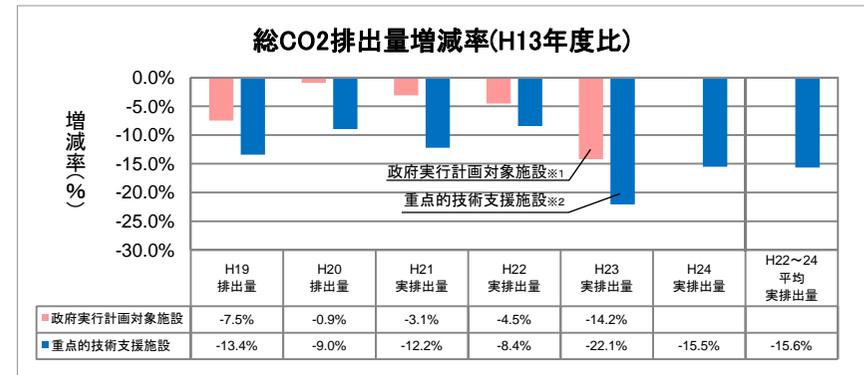


※ 官庁営繕の各取組を「知っている」と回答した都道府県及び政令市を対象として調査

アンケート調査の結果、8割以上の地方公共団体において「参考になる」又は「部分的に参考になる」との回答が得られた。

■政府の実行計画の目標達成状況

- 温室効果ガスの総排出量の削減目標が平成22年度から24年度までの平均で平成13年度比8%減に対して10%程度削減(環境省よりH26.4に公表予定)
- 官庁営繕が重点的に技術支援を行った施設※では15.6%削減



※1: 約11,000施設、約1,600万㎡

※2: 主に大規模な合同庁舎等で、約160施設、約320万㎡

【効果と課題】

官庁施設における環境対策の推進により、「政府の実行計画」の目標達成など、**地球温暖化対策推進に関する政府自らの率先実行に貢献しているが、既存施設の対策強化など、一層の推進が必要である。**

目的

■地球温暖化の防止

木材の利用促進により、温室効果ガスの固定化・排出抑制に貢献

■自然環境の保全

木材の利用促進により、循環型社会の形成、国土の保全、水源のかん養等に貢献

★公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

- 国は自ら率先して公共建築物において木材を利用
- 地方公共団体が実施する木材利用促進に関する施策に必要な助言等を実施

参考

法第一条(抜粋)

…木材の利用を促進することが、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多目的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献する…

★公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（告示）

- 国が整備する低層の公共建築物は原則**木造化**
- 国民の目に触れる機会が多い部分は**内装等の木質化**を促進

概要

■国の公共建築物の木材利用の促進

- 木材利用の実施状況の公表
- 木材利用計画を定めた22省庁と連絡会議を開催
- 木造化・木質化の整備実施と各省への働きかけ



木造：横浜植物検疫所つくばほ場



木質化：国立近現代建築資料館

■基準類の整備

- 木造化、内装等の木質化に資する基準類の充実
- 地方公共団体等への積極的な情報提供

■地方公共団体との連携

地方公共団体と連携を行い、事務庁舎以外の用途の公共建築物の事例集等を作成・周知



住民参加型の取組み【栃木県 茂木中学校】 設計上、維持管理に工夫【岡山県 農業大学校】

④環境対策【木材利用の促進】 施策の実績・評価

実績

■国の木材利用の取組(H24年度実績)

- 木造で整備を行った国の施設合計 **42棟 (9棟)**
7,744㎡ (2,042㎡)
- 内装等の木質化を行った国の施設合計 **258棟 (16棟)**
- 木材使用量合計(概算値含む) **5,002m³ (712m³)**
()内は官庁営繕の整備分

■基準類の整備

- 新営予算単価(木造モデル設計)(H23)
- 木造計画・設計基準(H23.5制定)
- 公共建築木造工事標準仕様書(H25.2改定)
- 官庁施設における木造耐火建築物の整備指針(H25.3策定)

■地方公共団体との連携成果

- 公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集(H24.7)
- 公共建築物における木材利用の導入ガイドライン(H25.6)

評価

■国の木造化による炭素放出削減量・炭素固定量

- 建設材料製造時の概算炭素放出削減量(RC造との比較)

0.122t/㎡^(※1) × 7,744㎡ = **940t** の炭素放出を削減

- 概算炭素固定量

0.044t/㎡^(※2) × 7,744㎡ = **340t** の炭素を固定

- ※1 「炭素ストック、CO2放出の観点から見た木造住宅建設の評価」
秋田県立大学 岡崎泰准教授・東京大学 大熊幹章名誉教授、
木材工業(Vol53 No.4 1988)を準用
- ※2 木材使用量0.22m³/㎡ 木材比重0.4t/m³
木材中の炭素重量比0.5と仮定

参考

■内装木質化実施施設の利用者アンケート結果

(対象11施設、回答者263名)

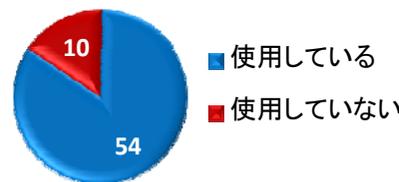
木材利用に対する印象(複数回答)



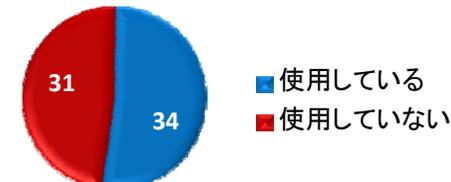
内装の木材利用について



■都道府県・政令市の木造関係基準類の使用状況

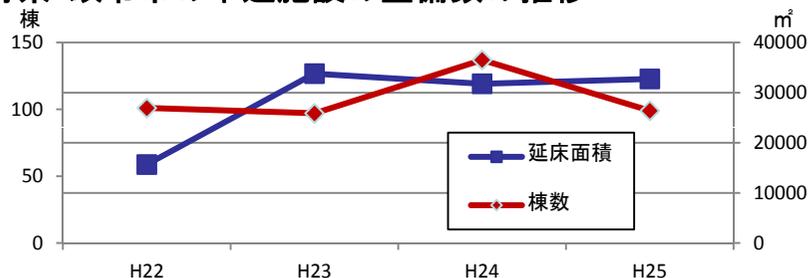


公共建築木造工事標準仕様書



木造計画・設計基準

■都道府県・政令市の木造施設の整備数の推移



【効果と課題】

木造化・木質化による地球温暖化防止等の効果をより高めるため、**より一層の木材利用を促進**する必要がある。

目的

■公共建築の質的・技術的水準の向上

公共建築分野において先導的役割を果たし、国内における公共建築の質的・技術的水準の向上に寄与

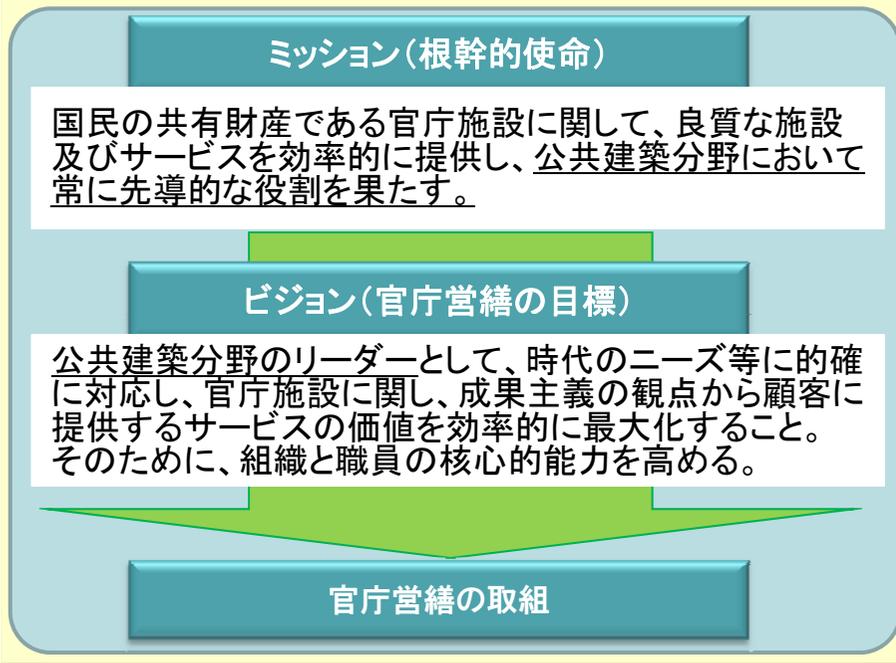
参考

官庁営繕のマネジメント改革(H14～)

官庁営繕部においては、

- ①「**ミッション(根幹的使命)**」を明らかにし、その実現のために、
- ②「**ビジョン(官庁営繕の目標)**」を設定

これらの実現に向けて**具体的な取組を実施**



概要

■統一基準類の整備

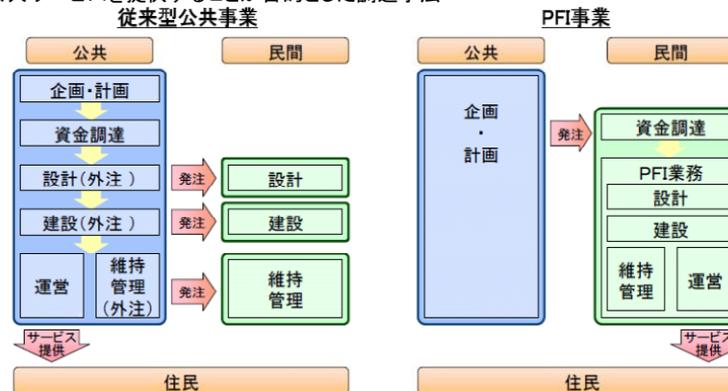
○営繕事務の一層の合理化・効率化のために、**連絡会議※**を設置して、21の「統一基準」(H26.3現在)を定め、各府省庁共通して「統一基準」を使用

※官庁営繕関係技術基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議

■先導的取組と公表・周知

○新たな調達手法として、PFI(Private Finance Initiative)※事業に取り組み、「官庁施設のPFI事業手続き標準」を作成し、広く公表・周知

※PFIとは、民間の資金、経営・技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供することが目的とした調達手法



○新たな耐震改修手法として、免震改修等に取り組み、広く公表・周知

■各種会議の開催

各種会議の開催により、各省各庁・地方公共団体へ様々な情報提供を行い、公共建築分野の先導的な役割を実行

■公共建築相談窓口・出前講座等の支援

営繕事務に関する相談窓口を開設する等により、地方公共団体等を支援

実績

■統一基準の整備数(制定数及び改定数)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
制定	17	1		1			2		1				22 ※
改定		4	3	2	6	3	2	7	4	3	8	5	47

※:1基準の統合により、現在は21基準

■先導的取り組みの状況

○PFIによる施設整備

○平成14年度に入札公告した中央合同庁舎7号館を皮切りに、
これまで**18件**のPFI事業を実施

○免震構造の施設整備

○平成9年度完成の国立西洋美術館の免震改修(国内初)を皮切りに、
これまで**22件**の免震改修を実施
○新築では昭和63年度以降、これまで17件を整備



中央合同庁舎
第3号館の事例



積層ゴムアイソレーター

■各種主催会議の開催実績(H25年度)

保全連絡会議	地方公共団体	独法等機関	国家機関
出席機関数	239	137	1233

地方公共団体関係会議(※)	全国	地方ブロック
開催件数	3	(H24) 35、(H25) 38

※47の都道府県、20の政令市、国土交通省からなる全国営繕主管課長会議関連の会議

■支援の実績

	公共建築相談窓口	出前講座	各種委員協力
対応件数	H24年度 317件 H25年度 562件(※)	H24年度 52件 H25年度 55件	H24年度 57件 H25年度 65件

※「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」通知後に増加

評価

■主要基準類の普及率

○基準類の使用状況(アンケート調査結果)



①公共建築工事標準仕様書、②公共建築改修工事標準仕様書、③公共建築工事積算基準・公共建築工事標準単価積算基準、④官庁施設の総合耐震・対津波計画基準、⑤公共建築木造工事標準仕様書
⑥木造計画・設計基準、⑦官庁施設の環境保全性基準

○ホームページアクセス状況(※)

- 官庁営繕ページへのアクセス数:約200万件/月
- 主な閲覧ページ:設計・施工関連基準:約160万件/月
保全関連基準:約5万件/月
官庁営繕施策紹介:約6万件/月
公共建築工事における品質確保の促進:約5万件/月
官庁営繕における木材の利用の推進:約3万件/月
その他:約20万件/月

※国土交通省では月毎にホームページアクセスTOP1000の統計を把握

■新たな調達・整備手法の普及状況

○国内のPFIによる施設整備数

- 国が事業主体のPFI事業は、平成14年度から**73件**の事業件数
- 国内のPFI事業は、**500件以上**の事業件数

○国内の免震建物の施設整備数

- 国内の免震建物(戸建住宅を除く)は、新築と改修を併せて**2,000棟以上**

【効果】

国土交通省制定の技術基準類や新たな調達・整備手法は各省各庁、地方公共団体及び民間企業でも**広く活用**されており、**公共建築及び民間建築の質的・技術的水準の向上に寄与**していると考えられる。

官庁営繕の概要【参考】

官庁営繕とは①

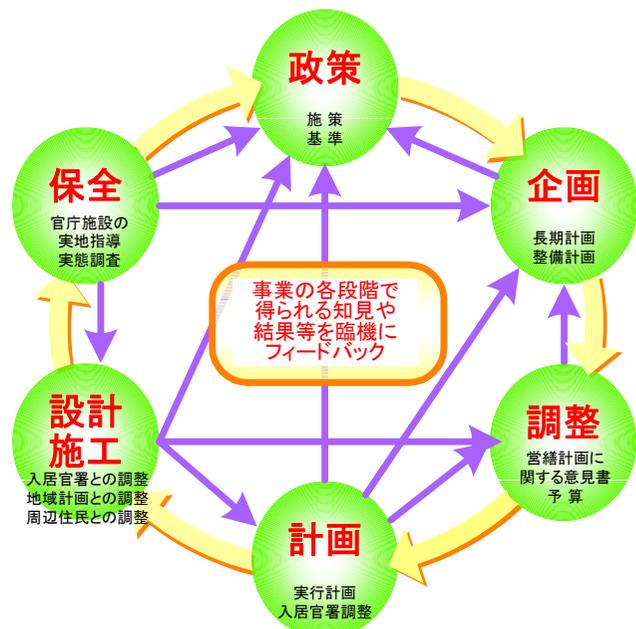
官庁営繕の役割

○国土交通省は、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年法律第181号)(官公法)に基づき、各省各庁の事務庁舎など、国家機関の建築物と附帯施設(官庁施設)の整備に関する業務を実施

○官庁施設について、災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図るため、必要な機能や性能を確保できるよう、基準を設定するとともに、各省各庁に対し指導及び監督を実施

※営繕とは「建築物の建築、修繕又は模様替」のこと

業務の流れ



国土交通省

各省各庁

官庁施設に関する基準の設定

位置・規模・構造並びに保全の基準の設定(法13条)

- 官庁施設が備えるべき状態を示す基準(H6告示)
- 計画的かつ効率的に保全を行うための基準(H17告示)
- このほか各種技術基準類の設定

指導・監督

営繕計画書に関する意見書の送付(法9条)

- 各省各庁の営繕計画に対し、技術的見地から意見

勧告(法8条、13条)

- 危険庁舎に対してや位置・規模・構造又は保全の観点からの勧告の実施

保全の実地指導(法13条)

- 各省各庁の施設管理者に対する保全指導の実施
対象施設: 約15,000施設、約4,900万㎡

官庁施設の整備

複数の各省各庁の官署を集約した合同庁舎をはじめ、単独官署の事務庁舎、研究施設、教育文化施設、社会福祉施設など、様々な官庁施設を整備

対象施設: 約3,700施設、約1,200万㎡

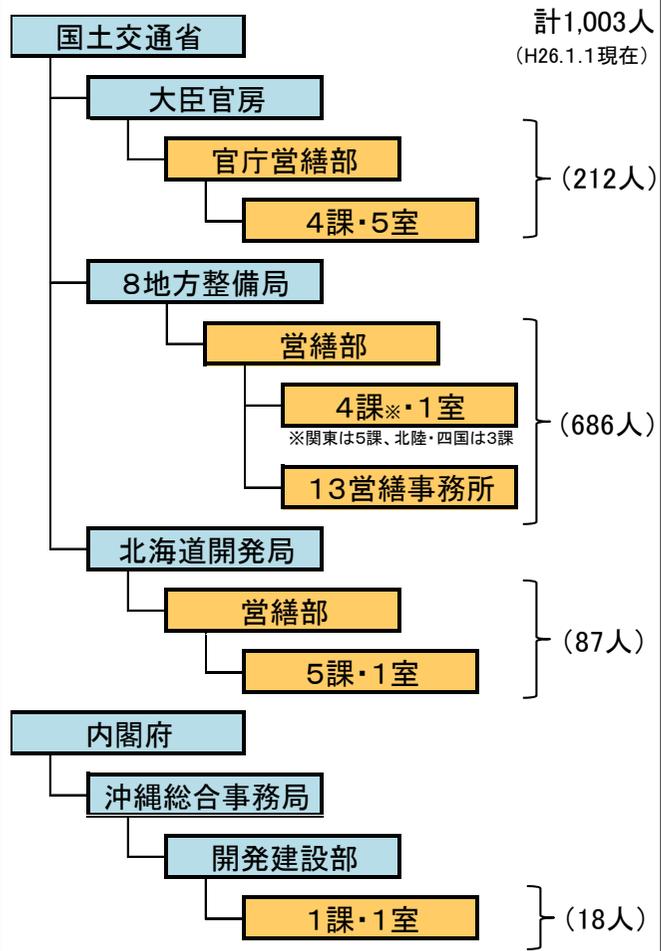
総理大臣官邸 中央合同庁舎 地方合同庁舎 一般庁舎 試験研究機関 研修施設	図書館 国際会議場 社会福祉施設 迎賓館 博覧会政府館	国会議事堂 特別会計 刑務所 特殊な防衛施設 小規模営繕
--	---	--

等

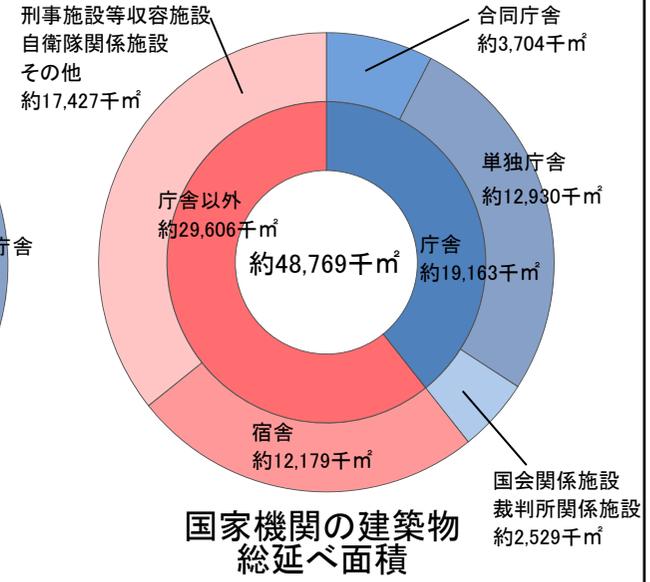
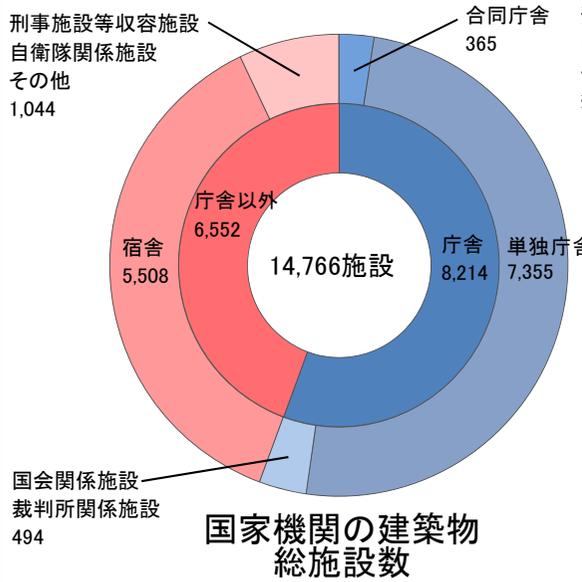
官庁営繕とは②

組織・体制

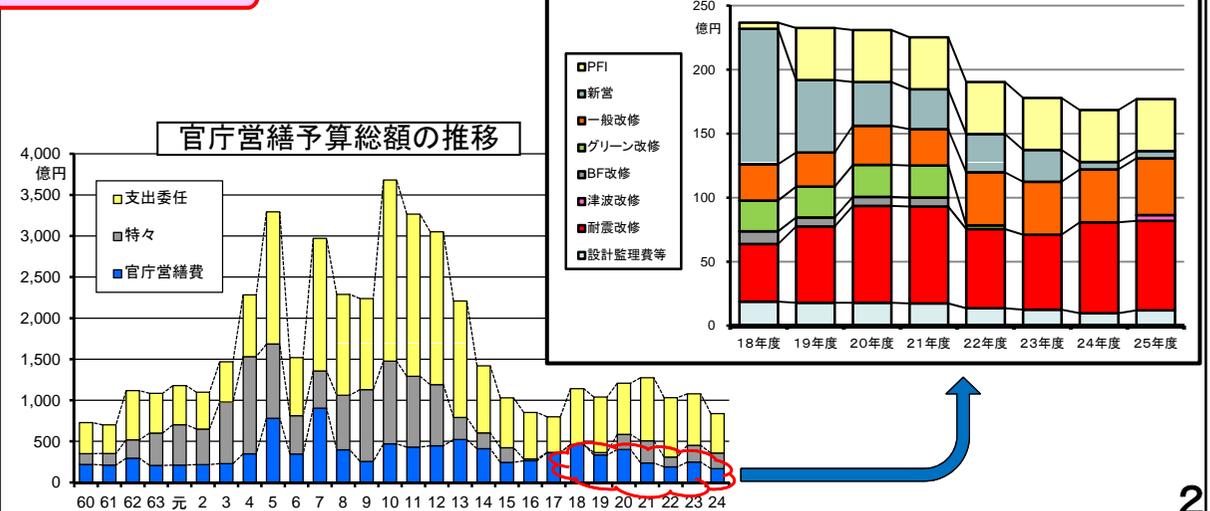
官庁営繕の組織は、国土交通本省の大臣官房官庁営繕部と8地方整備局営繕部・13営繕事務所及び北海道開発局営繕部に加え、沖縄総合事務局組織で構成



所管施設



予算の推移



官庁営繕とは③

主な歴史

昭20

戦災復興期

建築工事共通仕様書

**官庁営繕法
(親しみやすく便利でかつ安全)**

中央合同庁舎第1号館

建築基準法

昭30

高度成長期

**官公庁施設の建設等に関する法律
(一団地の官公庁施設、
営繕の原則統一、保全基準)**

国立競技場

国立国会図書館

国立劇場

大阪万博政府館

最高裁判所

東京オリンピック

筑波研究学園都市建設法

都市計画法

国連障害者年

身体障害者への配慮の充実

昭50

省エネ法

省エネルギー建築設計指針

第2次オイル
ショック

筑波研究学園都市

昭60

新耐震設計法

官庁施設の総合耐震計画標準

国の行政機関等
の移転閣議決定

移転機関の整備

平元

日米建設合意・MPA

中央合同庁舎第6号館赤レンガ棟

バブル経済崩壊

国立横浜国際会議場

ハートビル法

シビックコア地区整備制度

阪神・淡路大震災

一般競争、公募プロポの導入

平5

耐震改修促進法

位置、規模、構造基準(告示)

WTO政府調達協定

官庁施設の総合耐震計画基準

京都議定書

新国立劇場

平10

中央省庁改革法

環境配慮型官庁施設計画指針

PFI法

さいたま広域合同庁舎

建設リサイクル法

国立国会図書館関西館

平15

入札契約適正化法

多様な入札契約方式の試行

性能規定化

官庁施設の基本的性能基準

情報公開法

統一基準の決定

平20

公共工事品確法

保全に関する基準(告示)

バリアフリー新法

中央合同庁舎第7号館(PFI)

環境配慮契約法

官庁施設のストックの有効活用

木材利用促進法

洞爺湖サミットメディアセンター

東日本大震災

木造計画・設計基準

平25

笹子トンネル事故

大津波に対する機能確保

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

官庁営繕とは④

法令・基準類の整備

■技術基準の整備

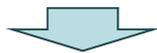
官庁施設の整備や保全を実施するにあたり、様々な技術基準を制定・改定



環境への配慮、災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上等の社会のニーズに積極的に対応

■統一基準の整備

営繕事務の一層の合理化・効率化のために、「官庁営繕関係技術基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」を設置



21の「統一基準」(H26.3現在)を定め、各府省庁共通して「統一基準」を使用

■活用状況

これらの技術基準は地方公共団体等でも広く活用

官公庁施設の建設等に関する法律(官公法)



官庁営繕関係「統一基準」(21)

- 新営予算単価
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築改修工事標準仕様書
- 新営一般庁舎面積算定基準
- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築設備工事標準図
- 国家公務員宿舎面積算定基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共住宅建設工事共通仕様書
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 公共建築工事内訳書標準書式
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 公共建築設計業務委託共通仕様書
- 公共建築工事見積標準書式
- 公共建築工事成績評定基準
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事標準仕様書
- 公共建築設計等委託業務成績評定基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事標準書式
- 官庁施設の環境保全性規準

(平成26年3月現在)

政策チェックアップ(官庁営繕部)

＜政策目標＞官庁施設の利便性、安全性等の向上

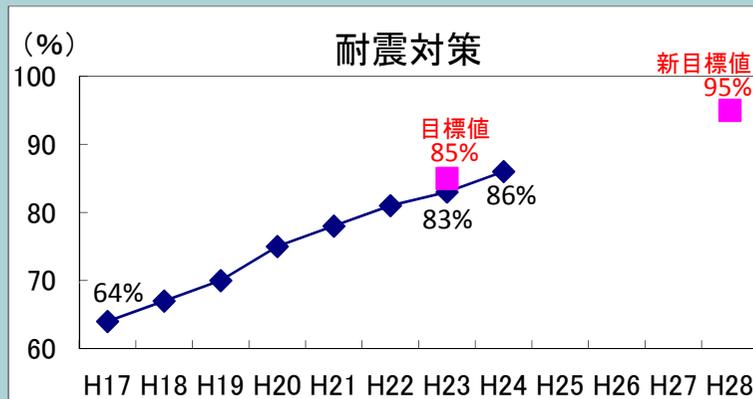
＜施策目標＞環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する

＜業績指標＞

国土交通省が整備を所掌する官庁施設の
うち、官庁施設の耐震性の基準を満足する
施設割合(面積率)

■チェックアップ(H17～H23)
目標値:85%(平成23年度)
 実績値:83%(平成23年度)

■チェックアップ(H23～H28)
新目標値:95%(平成28年度)
 実績値:86%(平成24年度)



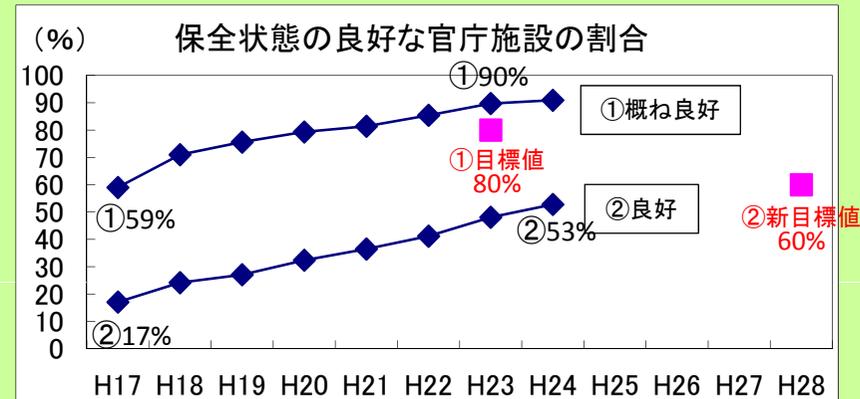
＜業績指標＞

①保全状態が概ね良好な施設割合
 (保全実態調査の平均評点が60点以上の施設率)

■チェックアップ(H17～H23)
目標値:80%(平成23年度)
 実績値:90%(平成23年度)

②保全状態が良好な施設割合
 (保全実態調査の平均評点が80点以上の施設率)

■チェックアップ(H23～H28)
新目標値:60%(平成28年度)
 実績値:53%(平成24年度)



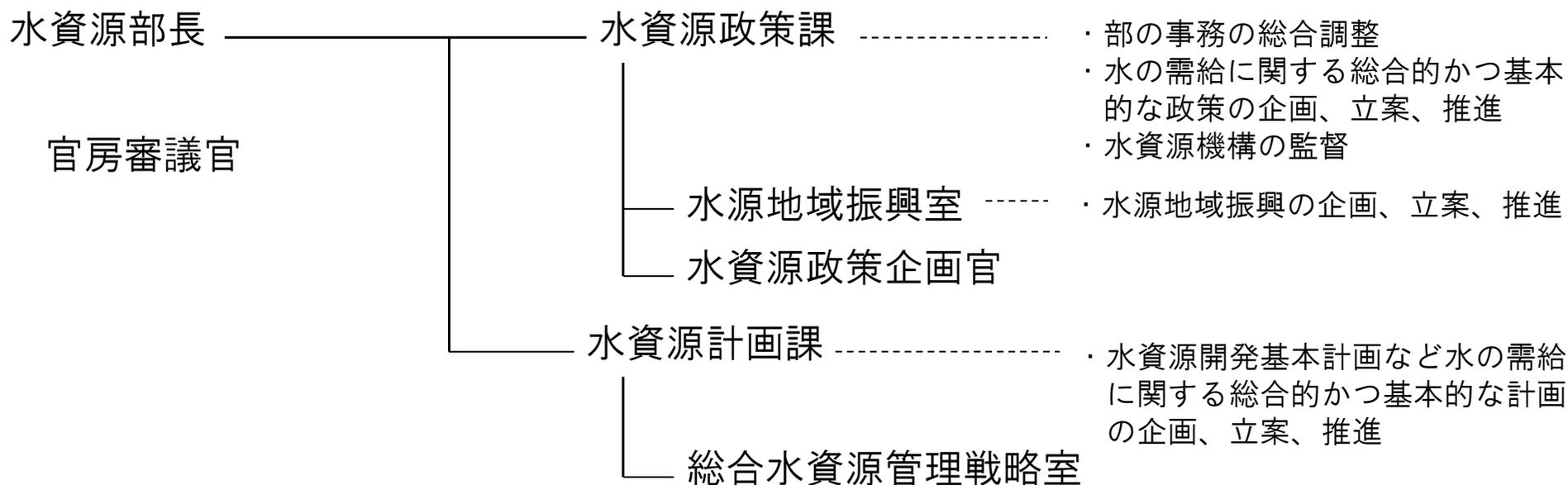
平成26年度取りまとめ政策レビューの取組方針

資料2-③

テーマ名	水資源政策
対象政策の概要	水需要に対する水の供給を確保するため、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とした水資源政策に関する施策を対象とする。
評価の目的、必要性	東日本大震災、笹子トンネル事故等を契機とするリスクの顕在化、地球温暖化に伴う気候変動、低炭素社会の構築、社会からの生活・自然環境への要請、健全な水循環の確保と雨水利用促進、国際貢献といった社会情勢の変化等を踏まえ、全ての国民が将来にわたって豊かな水資源の恵を享受することができる社会の構築を目指して、今後の水資源政策のあり方を見いだすために、水資源計画のあり方を中心に検証するとともに、社会情勢の変化を踏まえた現在の課題を整理し、水資源政策及びこれに関連する施策について評価を実施する。
評価の視点	今後の水資源政策のあり方を見いだすために、①水需要に対する供給の確保等の水資源政策の進捗、達成状況、②近年の社会情勢の変化等について水資源政策として対応すべき課題を評価の視点とする。
評価手法	水需給に関わるこれまでの水資源政策及び各種データを収集・分析し、これまでの水資源政策の進捗、達成状況について評価する。その上で、社会情勢の変化を踏まえ、今後の水資源政策推進上の課題と政策への反映の方向性について検討する。
検討状況	今後の水資源政策のあり方を国土審議会水資源開発分科会調査企画部会（沖大幹部会長（東京大学生産技術研究所教授））において調査審議しており、平成26年4月11日に中間とりまとめとして、「今後の水資源政策のあり方～「幅を持った社会システム」の構築（次世代水政策元年）～」を公表。
第三者の知見の活用	評価にあたり、国土審議会水資源開発分科会調査企画部会における議論を活用する。なお、部会は平成25年度において9回実施し、平成26年度の最終取りまとめに向けて関連制度及び水資源開発基本計画のあり方、今後の水資源政策に向けた具体的な取組を検討していくこととしている。
備考	関連指標：多様な水源による都市用水の供給安定度

水資源部においては、水の需給に関する総合的かつ基本的な政策・計画、水源地域対策の企画・立案・推進に関する事務を担当。

【 機 構 】 定員36人（官房審議官を含む）



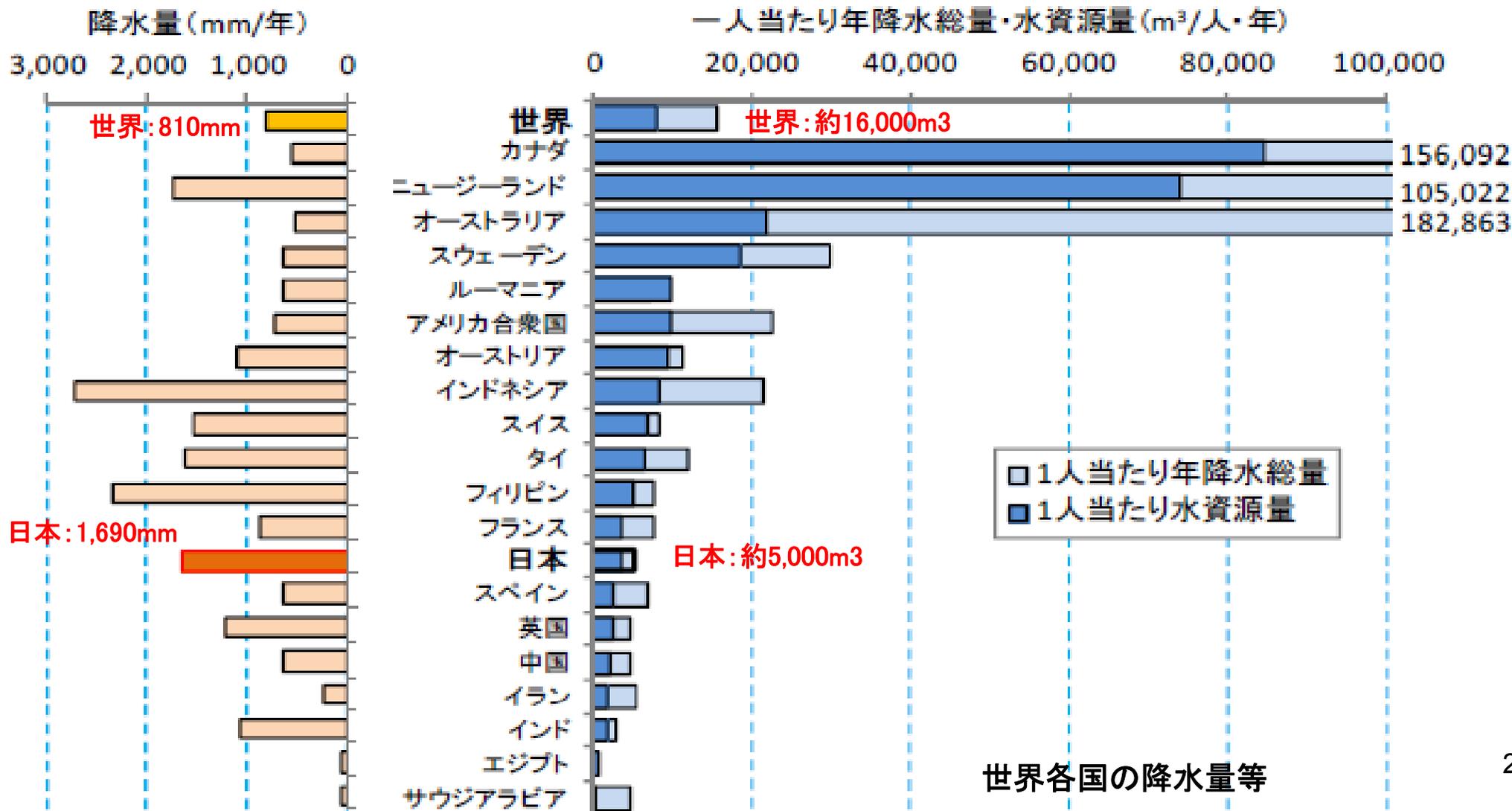
【 予 算 】

（百万円）

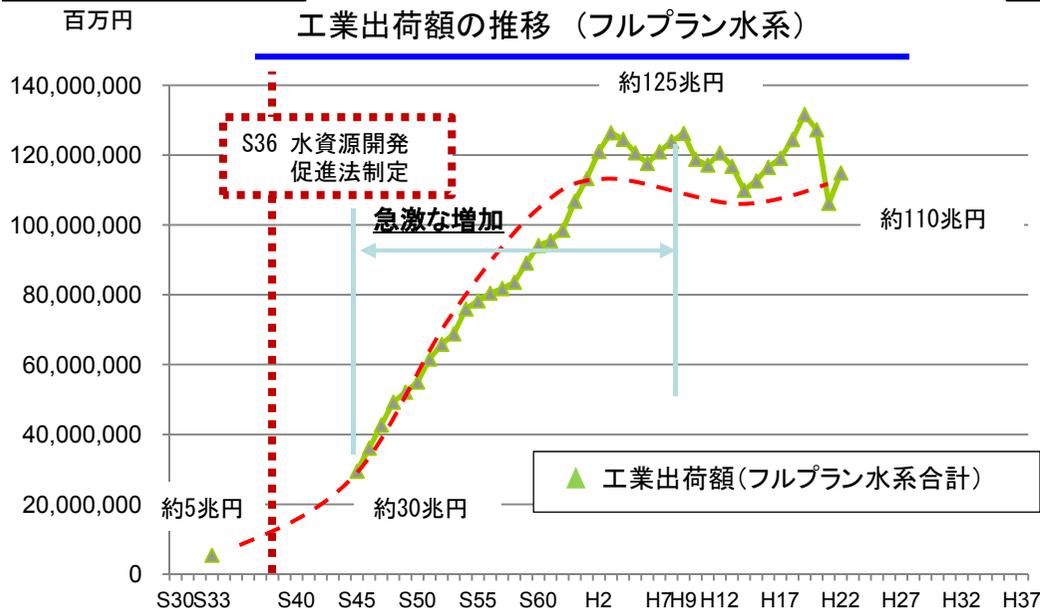
	平成25年度	平成26年度
水資源対策関係費	225	223

日本の降水量

日本の年平均降水量は1,690mm/年であり、世界平均810mm/年の約2倍であるが、一人当たりの年降水量では日本約5,000m³/人・年であり世界平均約16,000m³/人・年の1/3以下となっている。

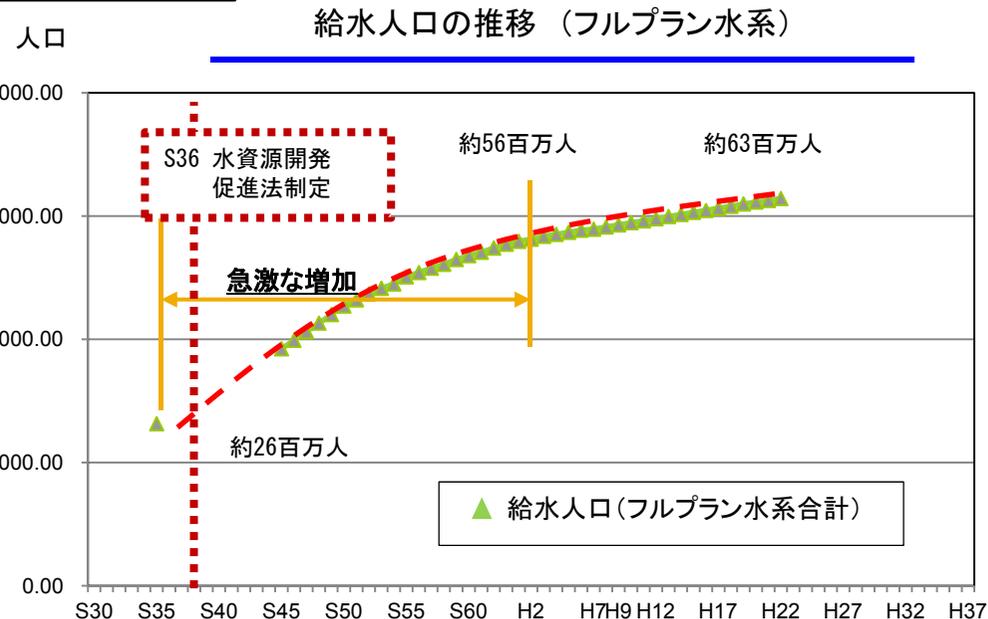


○産業の発展



※国土交通省水資源部作成

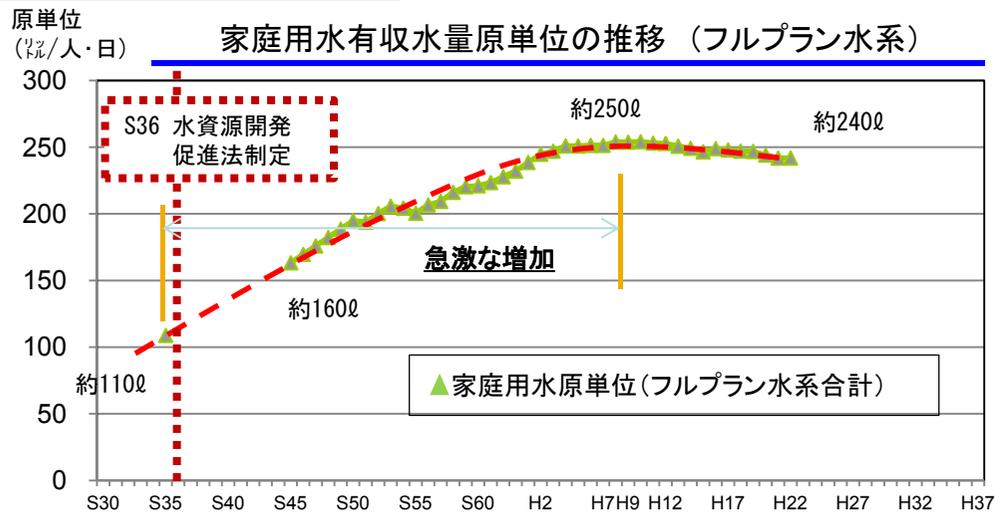
○人口の増大



※国土交通省水資源部作成

（出典）厚生労働省「水道統計」をもとに一部作成

○生活水準の向上



※国土交通省水資源部作成

○水資源開発促進法は、産業の発展、人口の増大、生活水準の向上に寄与。

- ・工業出荷額は、昭和33年(約5兆円)～平成9年(約125兆円)にかけて急激に増加。
- ・給水人口は、昭和35年(約26百万人)～平成2年(約56百万人)にかけて急激に増加。
- ・家庭用水原単位は、昭和35年(約110ℓ/人・日)～平成9年(約250ℓ/人・日)にかけて急激に増加。

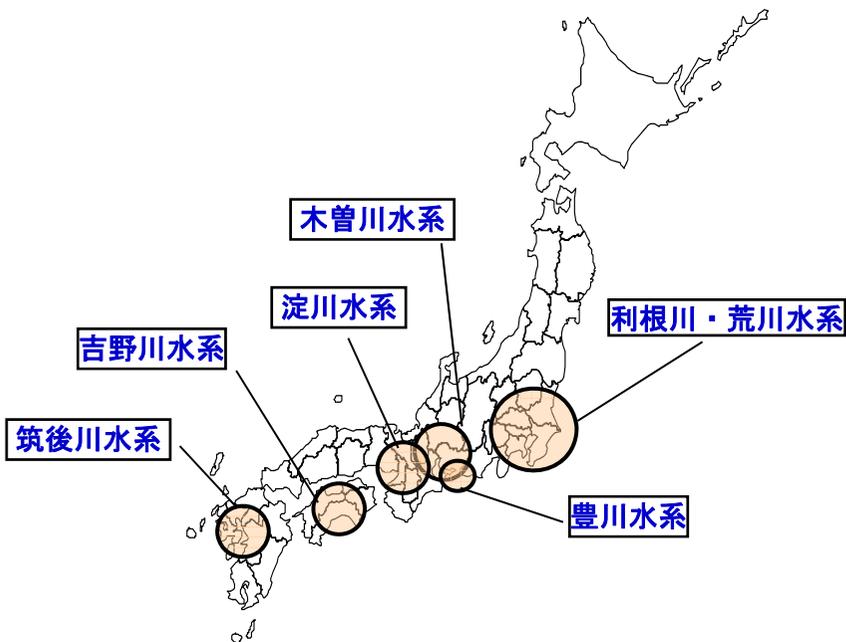
水資源開発基本計画（フルプラン）

水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる計画

〔根拠法令：水資源開発促進法〕

【記載内容】

- ①水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
- ②供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- ③その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項



フルプラン水系位置図

○フルプラン策定の経緯

	S50	S60	H7	H17	H27	
利根川・荒川水系		S63		H12	H20	H27
豊川水系			H2	H12	H18	H27
木曾川水系			H5	H12	H16	H27
淀川水系			H4	H12	H21	H27
吉野川水系				H12	H22	
筑後川水系		H1		H12	H17	H27

○各水系フルプランの概要

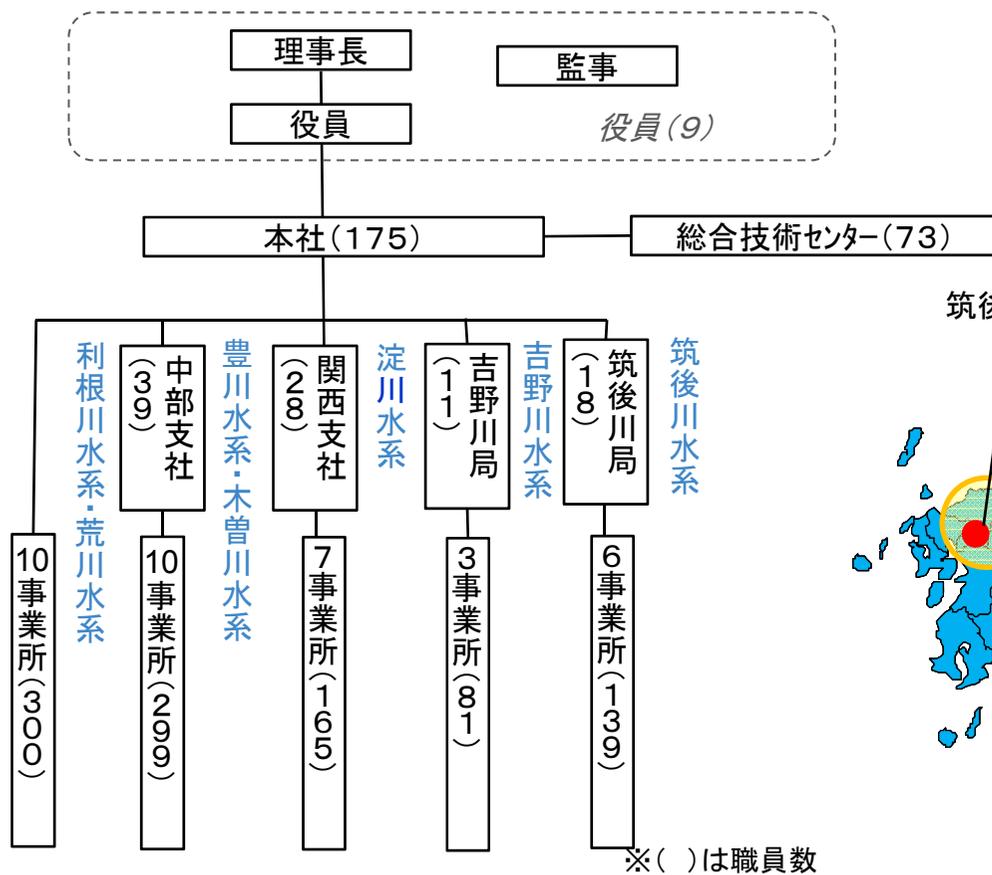
	利根川水系及び荒川水系	豊川水系	木曾川水系	淀川水系	吉野川水系	筑後川水系
水系指定	昭和37年4月 (利根川水系) 昭和49年12月 (荒川水系)	平成2年2月	昭和40年6月	昭和37年4月	昭和41年11月	昭和39年10月
計画決定 (全部変更)	昭和37年8月 (1次計画) 昭和45年7月 (2次計画) 昭和51年4月 (3次計画) 昭和63年2月 (4次計画) 平成20年7月 (5次計画)	平成2年5月 (1次計画) 平成18年2月 (2次計画)	昭和43年10月 (1次計画) 昭和48年3月 (2次計画) 平成5年3月 (3次計画) 平成16年6月 (4次計画)	昭和37年8月 (1次計画) 昭和47年9月 (2次計画) 昭和57年8月 (3次計画) 平成4年8月 (4次計画) 平成21年4月 (5次計画)	昭和42年3月 (1次計画) 平成4年4月 (2次計画) 平成14年2月 (3次計画)	昭和41年2月 (1次計画) 昭和56年1月 (2次計画) 平成元年1月 (3次計画) 平成17年4月 (4次計画)
目標年度	平成27年度	平成27年度	平成27年度	平成27年度	平成22年度	平成27年度
開発水量	約23m ³ /s	約0.5m ³ /s	約6.6m ³ /s	約1.0m ³ /s	—	約2.8m ³ /s
施設整備	11事業 滝沢ダムなど	2事業 設楽ダム 豊川用水二期	4事業 愛知用水二期 など	3事業 川上ダムなど	1事業 香川用水施設 緊急改築	6事業 大山ダムなど

沿革

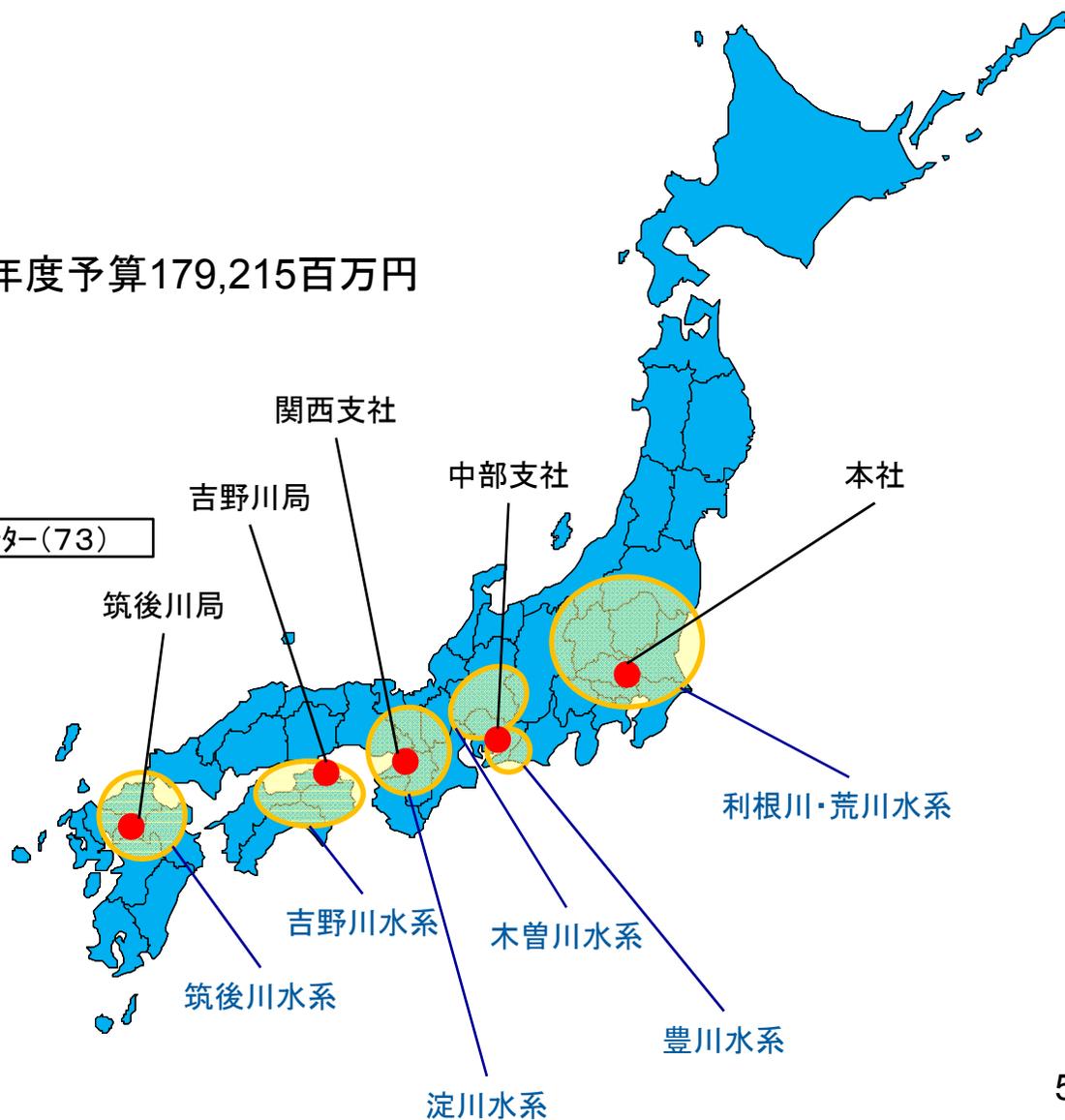
- 昭和30年10月 愛知用水公団発足
- 昭和37年 5月 水資源開発公団発足
- 昭和43年10月 愛知用水公団を統合
- 平成15年10月 独立行政法人水資源機構発足

人員・組織・予算 ※平成26年4月1日現在

役員数 9名 職員数 1,328名 平成26年度予算179,215百万円

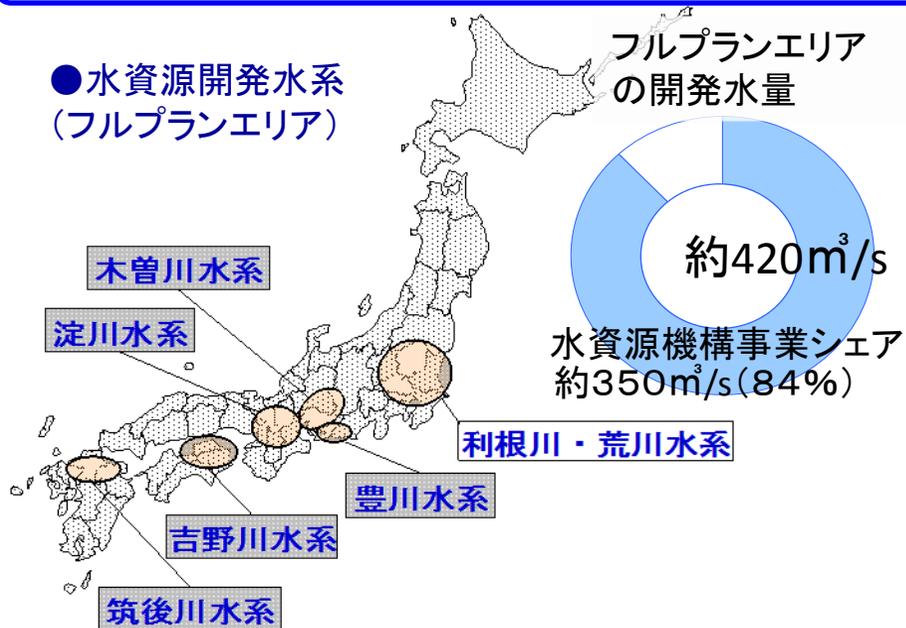


※()は職員数

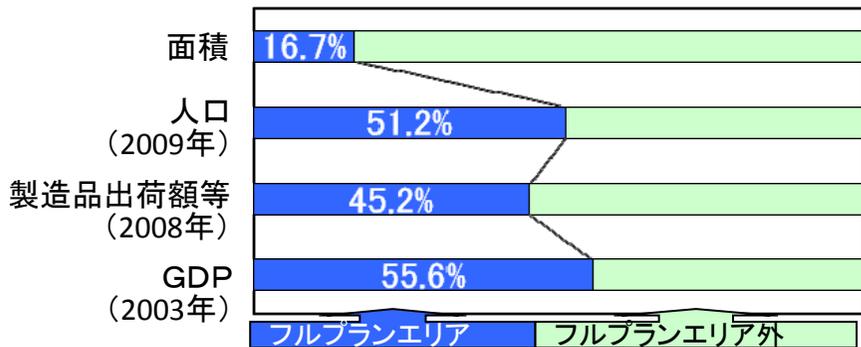


水資源開発水系の重要性・水資源機構の業務特性

- 日本の産業と人口の集中する全国7つの水系において、水の安定供給及び洪水調節等を担っている。
- 複数省庁の所管にまたがる多目的かつ広域的な業務を一元的に実施している。

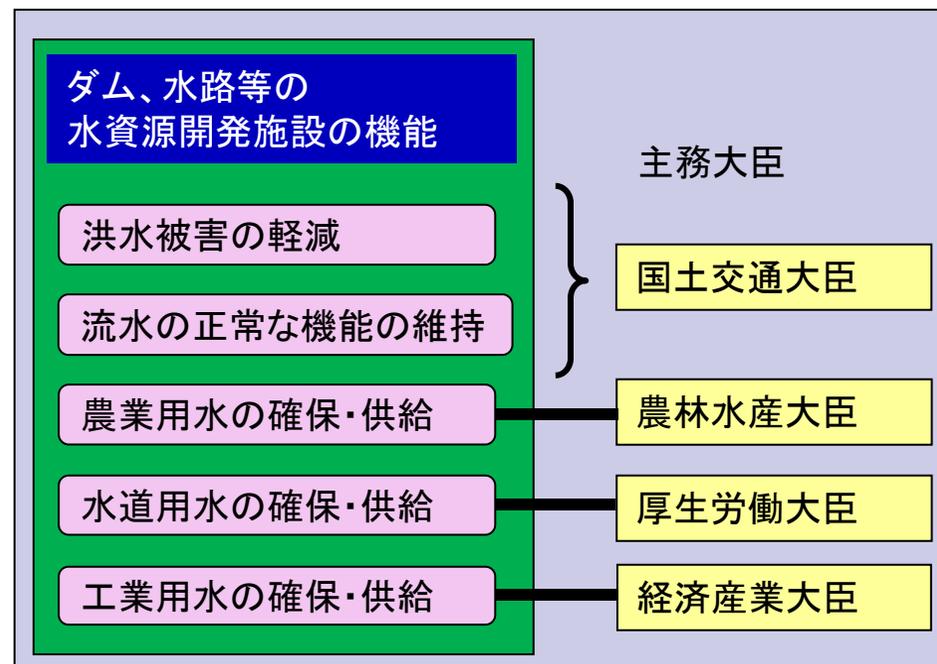


フルプランエリアの面積は約17%であるが、その人口と製造品出荷額等は約半数を占める。



※フルプランエリア: 将来の水需給の検討対象地域(原則として市町村単位)

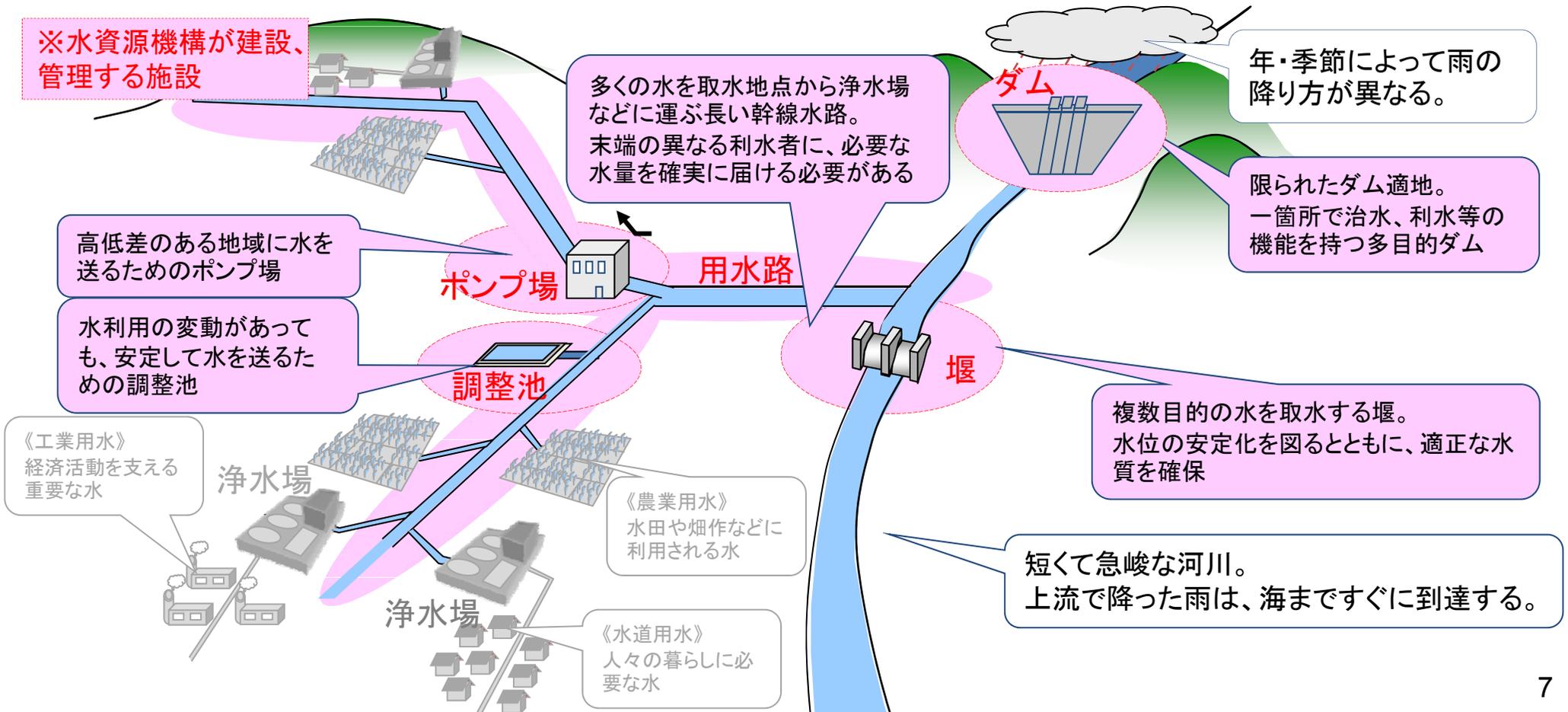
●水資源機構の業務と主務大臣



一元的に実施

多目的で複数の都府県に関係する広域かつ利害が対立する事業を、水資源機構が中立的な立場に立って、効率かつ適切に運営

- 産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保が必要
- この目的を達成するため、日常的に施設の巡視・点検・整備を行い、各施設が確実に機能するよう保全と管理を行うとともに、ダム等では利水放流や洪水調節、用水路等では複数利水者との配水調整及び施設制御を実施
- 現在約3,000kmの水路施設、15箇所の堰・頭首工、126kmの湖岸堤、47箇所のダム・調整池、78箇所のポンプ場の施設を365日・24時間、休むことなく降雨の状況や需要の変動に応じたきめ細やかな運用を実施



業務の概要

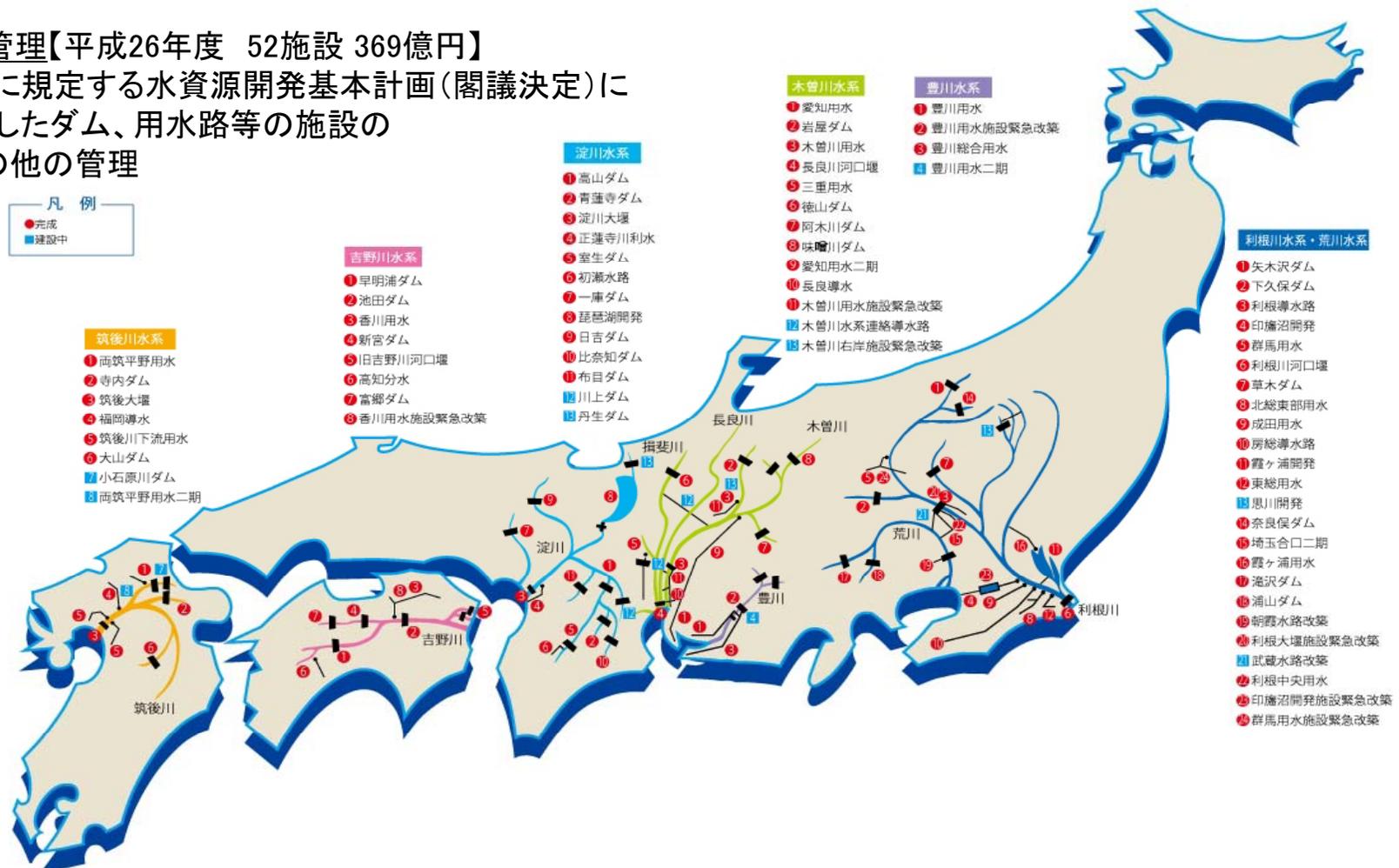
水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る。

○ダム・用水路等の新築・改築【平成26年度 12事業 373億円】

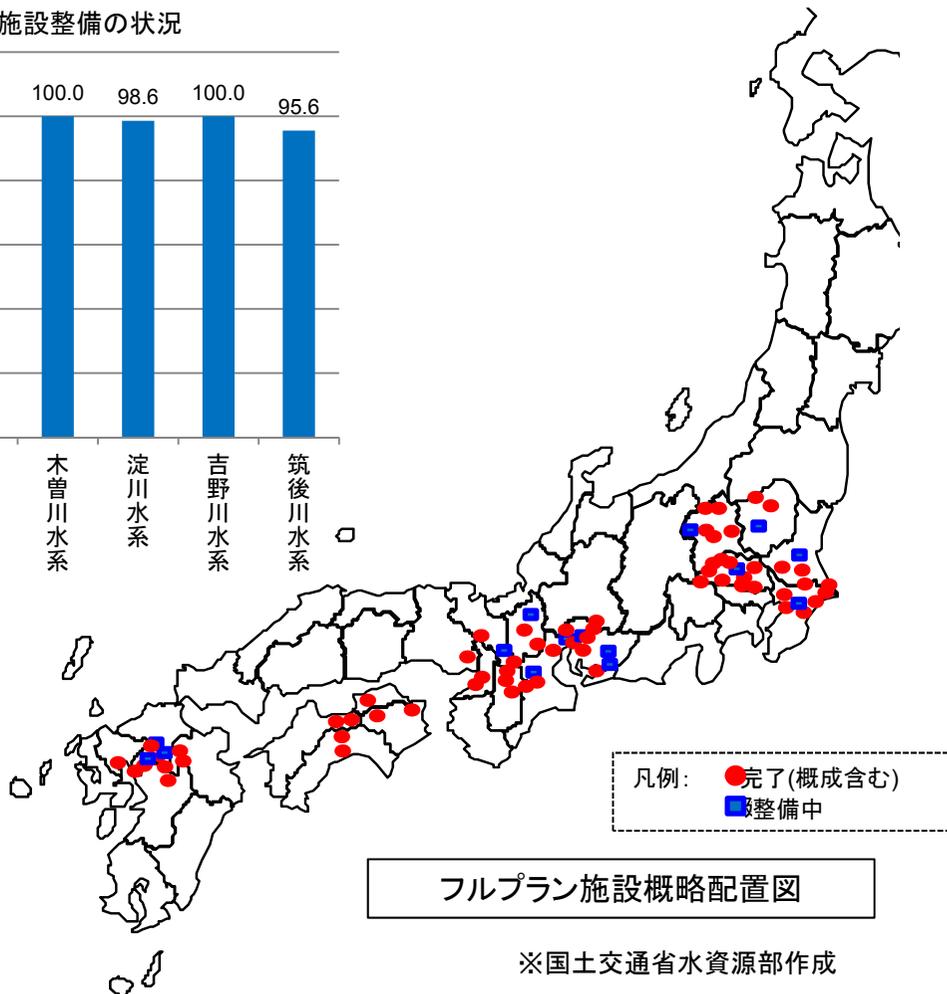
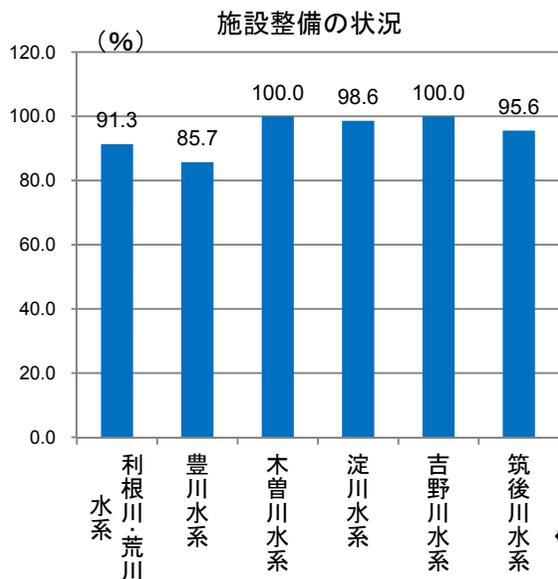
水資源開発促進法に規定する水資源開発基本計画(閣議決定)に基づく、利水・治水を目的とするダム、用水路等の施設の新築又は改築

○ダム・用水路等の管理【平成26年度 52施設 369億円】

水資源開発促進法に規定する水資源開発基本計画(閣議決定)に基づき新築又は改築したダム、用水路等の施設の操作、維持、修繕その他の管理



- フルプランに位置づけられた水資源開発施設の多くが完成し、現在も整備が行われており、現行フルプランに計画された供給の目標は概ね達成される見通し。
- 施設整備の状況 = (手当済みの開発水量(平成24年年度時点)) / (開発予定水量) × 100 (m3/s)



フルプラン施設概略配置図

※国土交通省水資源部作成

水系	施設名	完成年
利根川・荒川	恵川開発	整備中
	八ツ場ダム	整備中
	霞ヶ浦導水	整備中
	北総中央用水土地改良	整備中
	武蔵水路改築	整備中
	湯西川ダム	H24
	滝沢ダム	H22
	印旛沼開発施設緊急改築	H20
	群馬用水施設緊急改築	H21
	矢木沢ダム	S42
	利根導水路	S42
	下久保ダム	S43
	印旛沼開発	S43
	群馬用水	S44
	利根川河口堰	S46
	草木ダム	S51
	北総東部用水	S55
	成田用水	S55
	川治ダム	S58
	霞ヶ浦開発	H7
房総導水路	H16	
奈良俣ダム	H10	
東総用水	S63	
北千葉導水路	H11	
渡良瀬遊水池	H14	
埼玉合口二期	H6	
霞ヶ浦用水	H5	
利根中央用水	H13	
利根中央用水土地改良	H15	
浦山ダム	H18	
荒川調節池	H8	
朝霧水路改築	S57	
利根大堰施設緊急改築	H9	

水系	施設名	完成年
豊川	設楽ダム	整備中
	豊川用水二期	整備中
	豊川総合用水	H13
	豊川用水施設緊急改築	H10

水系	施設名	完成年
吉野川	早明浦ダム	S49
	池田ダム	S49
	香川用水	S49
	新宮ダム	S50
	旧吉野川河口堰	S50
	高知分水	S52
	富郷ダム	H12
	香川用水施設緊急改築	H20

水系	施設名	完成年
木曾川	木曾川水系連絡導水路	整備中
	木曾川右岸施設緊急改築	整備中
	徳山ダム	H23
	愛知用水二期	H18
	三重用水	H4
	長良川河口堰	H6
	阿木川ダム	H11
	味噌川ダム	H13
	木曾川総合用水	S57
	長良導水	H9
木曾川用水施設緊急改築	H13	

水系	施設名	完成年
淀川	川上ダム	整備中
	天ヶ瀬ダム再開発	整備中
	丹生ダム	整備中
	長柄可動堰	S38
	高山ダム	S44
	青蓮寺ダム	S45
	正蓮寺川利水	S46
	室生ダム	S48
	一庫ダム	S58
	琵琶湖開発	H8
	日吉ダム	H18
	比奈知ダム	H10
	布目ダム	H11
	日野川土地改良	H6
大和高原北部土地改良	H14	

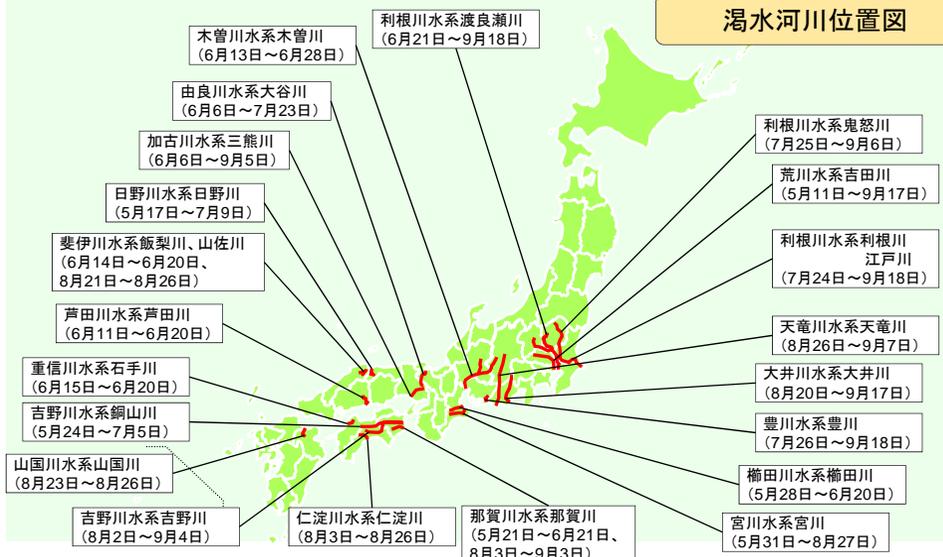
水系	施設名	完成年
筑後川	筑後川下流土地改良	整備中
	小石原川ダム	整備中
	両筑平野用水二期	整備中
	大山ダム	H25
	福岡導水	H25
	佐賀導水	H20
	両筑平野用水	S49
	寺内ダム	S53
	筑後大堰	S59
	竜門ダム	H13
松原・下釜ダム再開発	S59	
筑後川下流用水	H9	
耳納山麓土地改良	H5	

- 渇水による社会経済活動への支障を低減するために様々な取り組みを推進
- 国土交通省では大臣を本部長とした渇水対策本部を設置

平成25年 全国における渇水状況

一級河川における渇水は、全国18水系23河川で発生

渇水河川位置図



【主な取水制限】

河川名	取水制限期間			最大取水制限率
	自	～	至	
利根川水系利根川、江戸川	7月24日	～	9月18日	上水10%、工水10%、農水10%
豊川水系豊川	7月26日	～	9月18日	上水28%、工水40%、農水40%
吉野川水系吉野川	8月2日	～	9月4日	上水50%、工水50%、農水50%、未利用100%

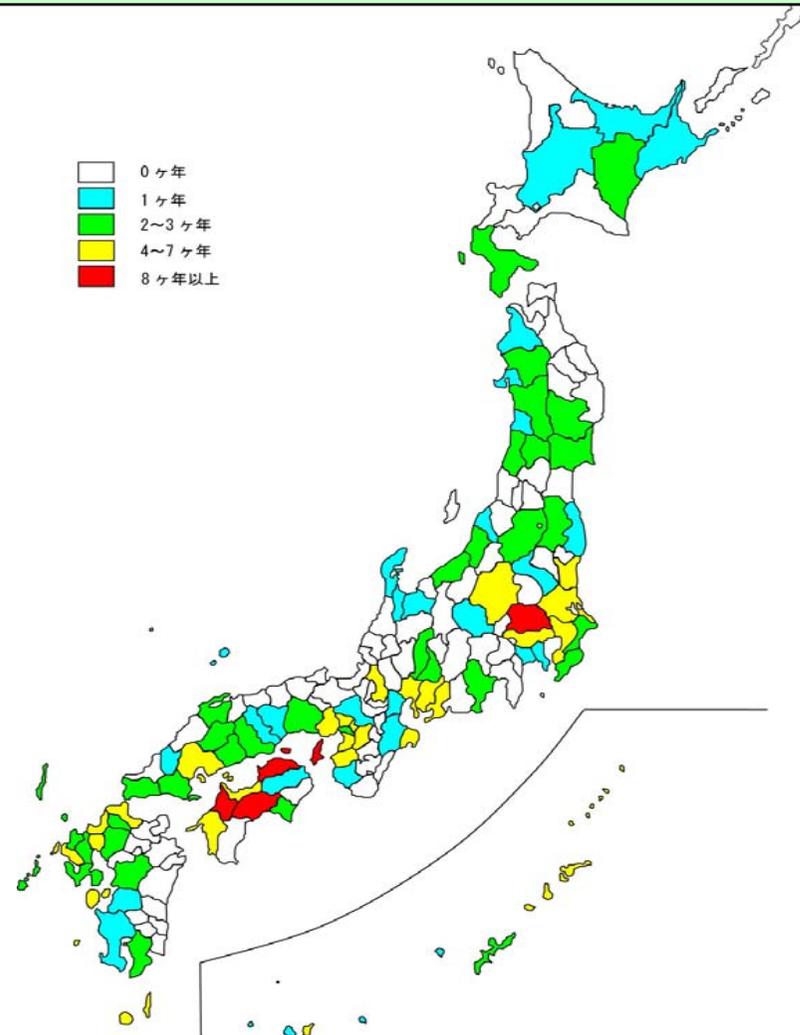
豊川のダムの状況



利根川上流のダムの状況



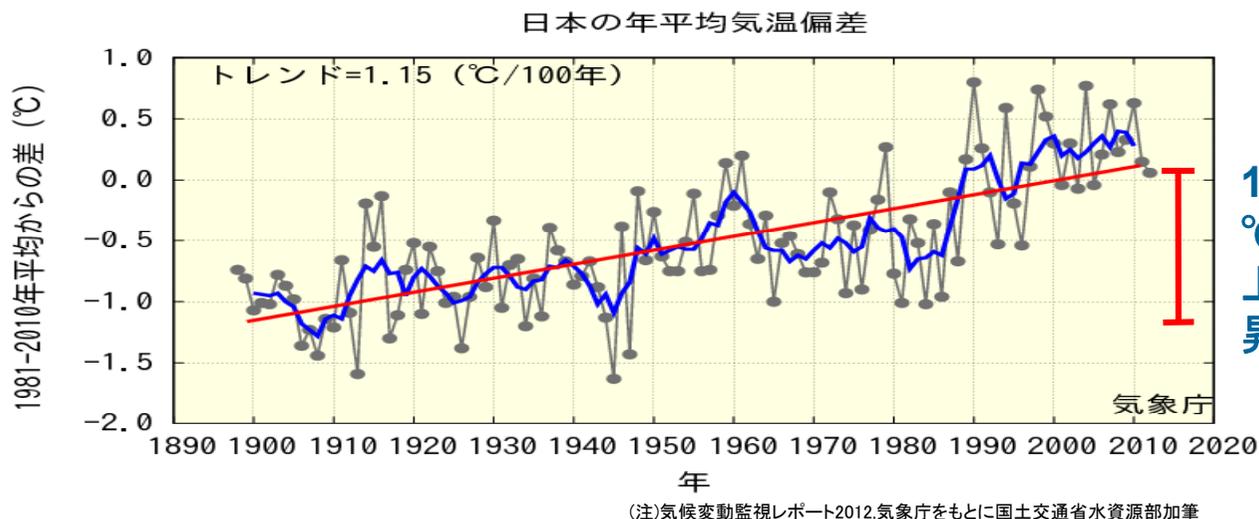
最近30ヶ年で渇水による影響の発生した状況



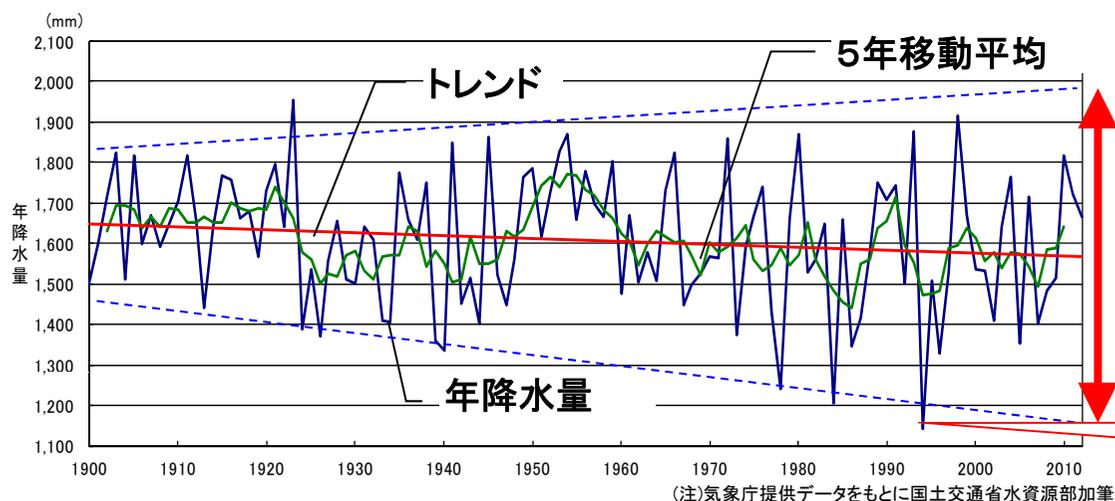
(注) 1.国土交通省水資源部調べ
 2.1983年から2012年の30年間で、上水道について減断水のあった年数を回示したものである。

○近年の気候変動（気温、降水量、積雪量）

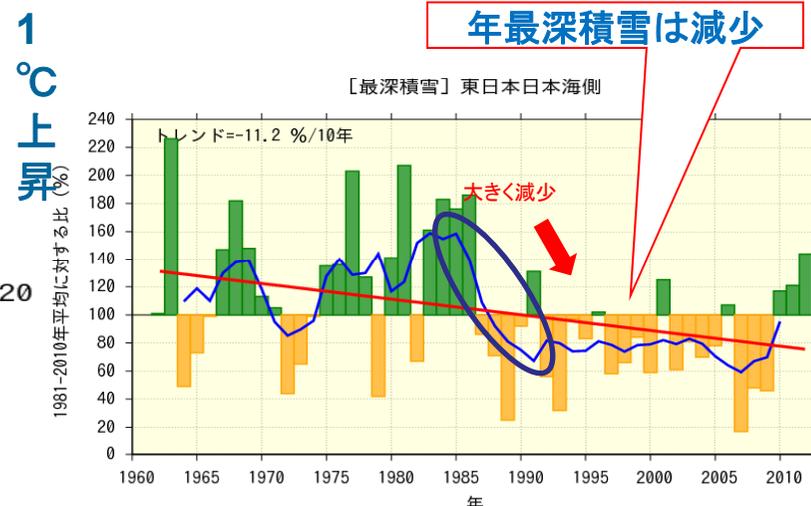
降雨量変動幅の増大、積雪量の減少、融雪の早期化による将来の深刻な渇水リスクの懸念。



年平均気温の経年変化(1891~2012年)



年降水量の経年変化(1900~2012年)



- (注)1. 気候変動監視レポート2012,気象庁をもとに国土交通省水資源部加筆
- 2. 棒グラフは、各年の年最深積雪の1981~2010年平均に対する比を平均した値を示している。
- 3. 折れ線は偏差の5年移動平均、直線は期間にわたる変化傾向を示す。
- 4. 折れ線のうち、1981-2010年平均に対する比が100%以上の期間を青色、1981-2010年平均に対する比が100%未満の期間を赤色で示す。

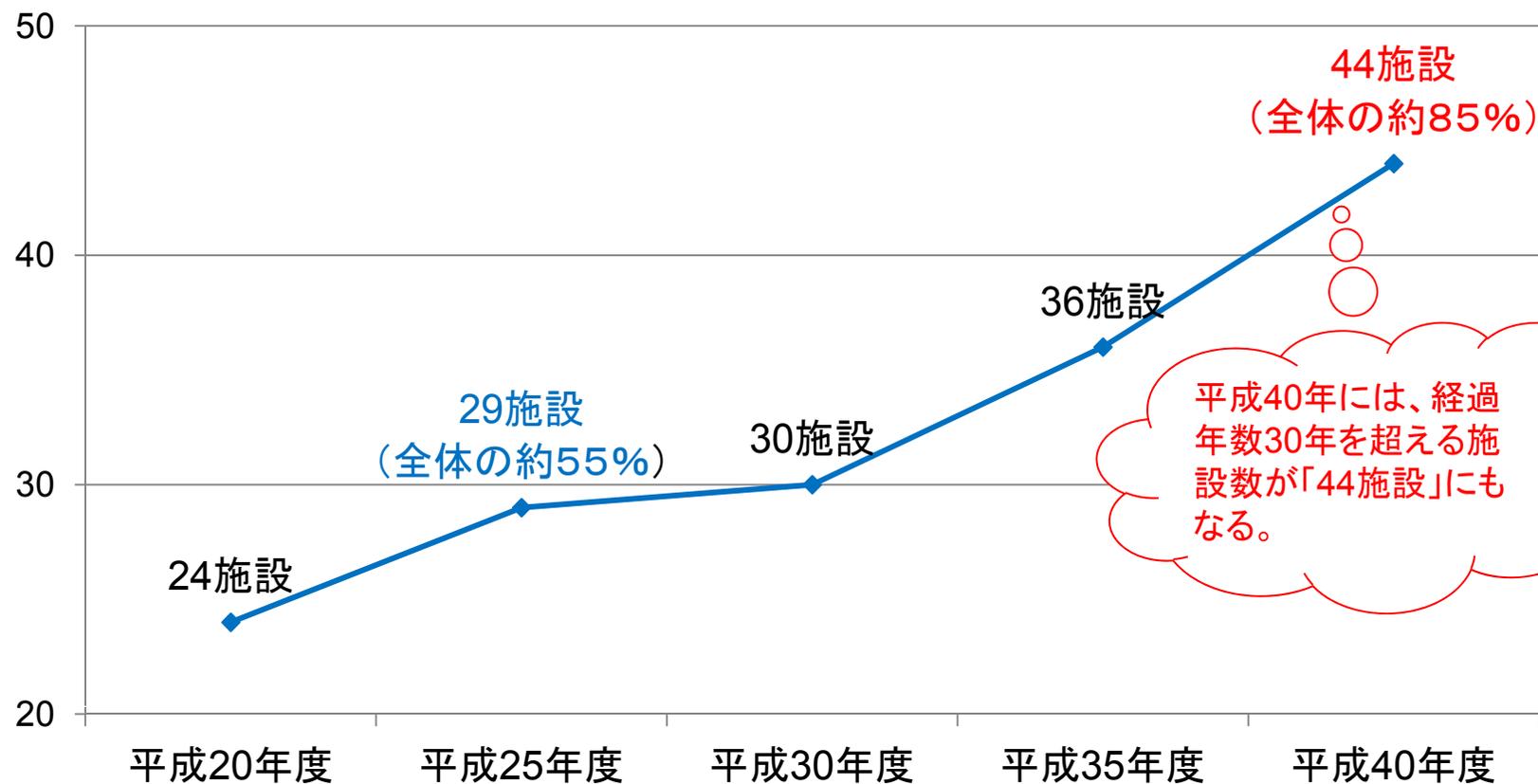
東日本日本海側における年最深積雪の変化 (1962年~2012年)

少雨の年の年降水量が大幅に減少

○老朽化施設の増加

- ・ H25年度は、全52管理施設のうち、
経過年数が30年以上は、**29施設(約半数)**であるが、
→ H40年度には、経過年数が30年以上が **44施設へ(8割以上)**

施設数(全52施設) 経過年数(30年以上)の管理施設の推移



- 適切な維持管理を行っているものの、突発的な事故が発生している。
- 水の安定供給のためには、事故を未然に防ぐために、更なる長寿命化の取組が必要。

農業用水施設 (PC管Φ1000)

施設名 : 木曾川右岸施設坂祝支線水路
発生日 : 平成22年2月20日
通水停止期間 (農業用水) : 2月20日~3月8日 (16日間)



漏水状況

農業用水通水停止の他、町道の陥没及び水田の冠水被害(10m×30m)が発生した。



漏水箇所の状況

漏水箇所を掘削したところ、PC鋼線が破断し、管体が破裂していたことを確認した。



農業用水施設 (PC管Φ1100)

施設名 : 豊川用水伊良湖サイフォン
発生日 : 平成5年
※平成19年2月、平成21年12月にも漏水発生
通水停止 : 代替水源により営農被害を回避



伊良湖サイホン漏水状況



浸水被害の拡大



水道用水施設(可とう管Φ400)

施設名 : 福岡導水排泥工
発生日 : 平成22年8月15日
通水停止 : 調整池の活用によりなし (水道用水)



漏水箇所



漏水による排泥工周辺陥没状況

工業用水施設 (RC鋼管Φ1300)

発生日時 : 平成21年12月2日
布設年 : 昭和34年
破損概要 : 作業用人孔の蓋の溶接部の破損
給水影響 : 26社
給水再開 : 12月3日6:00ごろ



出典) 水資源機構、経済産業省

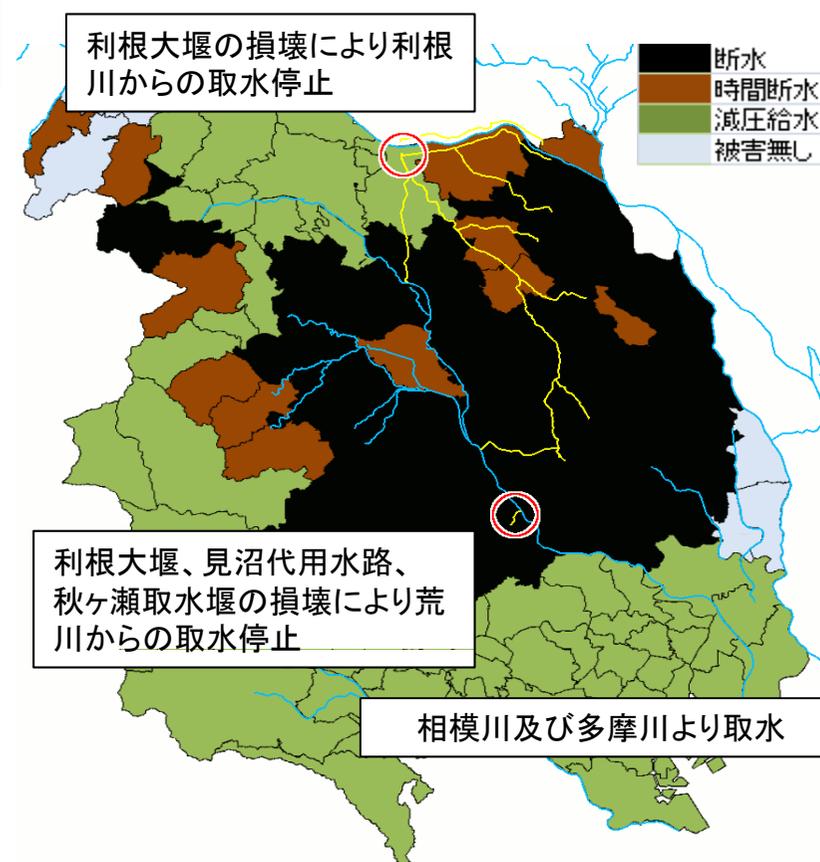


- 近年発生した東日本大震災や新潟・福島豪雨や平成23年台風第12号といった災害時には、水インフラ施設も甚大な被害を受け、断水日数が長期に及んでいる状況にある。
- 東日本大震災においては、停電の影響により取排水施設、浄水施設等の運転が停止し、これによる断水は約24万戸。

○大規模地震等による被害状況

災害等名称	発生年月	被災地	被害内容
阪神・淡路大震災 (M7.3 震度7)	H7.1	兵庫県 ほか	施設被害: 9府県81水道 断水戸数: 約130万戸 断水日数: 最大90日
新潟県中越沖地震 (M6.8 震度6強)	H19.7	新潟県 ほか	施設被害: 2県9市町村 断水戸数: 約59,000戸 断水日数: 最大20日
東日本大震災 (M9.0 震度7)	H23.3	岩手県、 宮城県、 福島県 ほか	施設被害: 19都道県264水道 断水戸数: 257万戸 断水日数: 最大約5ヶ月(津波被災地区等を除く)
新潟・福島豪雨	H23.7	新潟県 ほか	施設被害: 2県15市町 断水戸数: 50,000戸 断水日数: 最大68日
平成23年台風第12号	H23.9	和歌山 県、三 重県、 奈良県 ほか	施設被害: 13府県 断水戸数: 約54,000戸 断水日数: 最大26日(全戸避難地区除く)

○水供給リスクのイメージ



(出典)厚生労働省資料、内閣府資料をもとに国土交通省水資源部作成

※マグニチュード7.4の直下型地震が起きた場合の、地震発生1ヶ月後の水道被害の想定

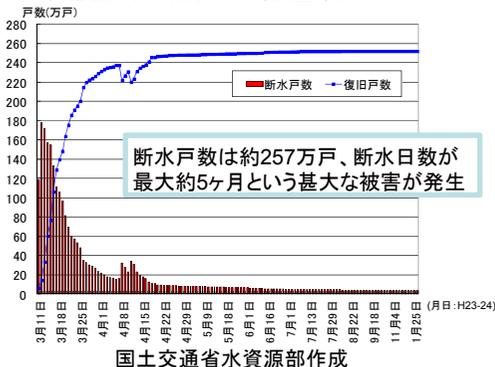
- H25.10.22に国土交通大臣より国土審議会に対し、「今後の水資源政策のあり方について」諮問。
- 国土審議会水資源開発分科会調査企画部会にて、計9回にわたり審議。
- H26.4.11に「今後の水資源政策のあり方～幅を持った社会システムの構築(次世代水政策元年)～中間とりまとめ」を公表。
- 引き続き審議を深め、平成26年秋に最終とりまとめ。

諮問の背景

- 戦後高度成長期の急激な水需要にキャッチアップするため水資源開発促進法に基づき水資源開発を実施
- 現行制度の下で、水資源開発基本計画(目標年次:平成27年度)に示す供給目標は一部の施設整備を残しつつも概ね達成
- 顕在化してきた様々な課題への対応が迫られている
 - ・ 東日本大震災、笹子トンネル事故後のインフラ整備・管理についてのパラダイムシフト
 - ・ 雨の降り方などが局地化・集中化・激甚化してきている地球規模の気候変動リスクへの対応
 - ・ 人口減少、少子高齢化、世帯構成、節水型都市づくりなど社会的環境の変化
 - ・ 低炭素社会の構築、安全でおいしい水の確保、水循環系の構築など社会からの要請
 - ・ 世界の水問題の解決に向けて、我が国の国際貢献のプレゼンスや水インフラ技術の競争力を強化

水資源に関する制度の再構築と新たな展開軸による計画策定

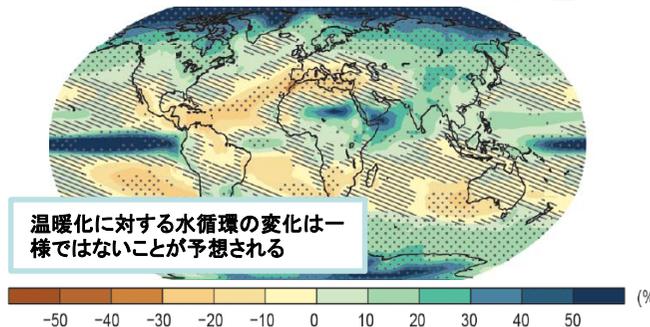
東日本大震災時の上水道施設の断水戸数と復旧の経緯(19都道県)



老朽化に起因する鋼管の破損による水の噴出



IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書
年平均降水量変化(RCP8.5シナリオ)
(1986年～2005年平均と2081～2100年平均の差)



国土交通省中部地方整備局資料

アメリカ・アイオワ州の干ばつ被害
H24.9 穀物の被害状況



H25年版 日本の水資源

諮問事項(抜粋)

「21世紀は水の世紀」と言われて久しいが、人口減少社会を迎える中で我が国を取り巻く様々な環境に適切に対処し、「安全で安心できる社会」を未来の世代に着実にかつ確実に繋いでいかなければならない。そのためには、「防災・減災対策」、「社会インフラの老朽化・メンテナンス対策、耐震化」などを通じて、さらには、あらゆるリスクに対してハード対策とソフト対策を組み合わせ、柔軟かつ臨機に対応できる幅を持った社会システムの構築を目指していく必要がある。その際、水資源に関する施策を効果あるものにするために、継続的に水資源に関する教育や普及啓発をシステムの一つとして組み込んでおくことも求められる。

以上のような水資源政策の経緯、社会情勢の変化等を踏まえ、全ての国民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができる社会の構築を目指して、今後の水資源政策のあり方について諮問するものである。

基本的理念 ～水の恵みを享受できる社会を目指して

安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを未来にわたって享受することができる社会を目指す。

基本的理念を実行する考え方

災害に脆弱な国土であるが、
高い労働生産性を維持

・個別最適を図り、
効率性追求

・システム全体
が緊張状態

社会全体が高度化・効率化
された状態を維持・継続

リーマンショック(2008)
東日本大震災(2011)

システム全体が
機能不全・麻痺・
途絶に陥ったこと
を経験

回避

・水は重要な資源
・大渇水等への備え

水資源分野においても「個別要素(個別最適)」
と全体システム(全体最適)」の両立を目指す

幅を持った社会システムの構築が必要

①冗長性・代替性、②粘り強さ、③堅牢さ、
④融通性・順応性、⑤安全・安心・持続可能

今後の水資源政策を考える3つのポイント

幅を持った社会システムの構築

いかなる事態が生じても、
柔軟かつ臨機に、包括的に対処す
ることのできる「幅を持った社会シ
ステム」の構築を目指す。

重層的に展開

従来及び今後の施策
を量的・質的両面から
ハード対策、ソフト対策
を重層的に展開

次世代水政策の実行

基本的・長期的の方
向性を示す変曲点、
今こそ「次世代水政
策元年」

今後の水資源政策の3つの改革の視点

国土のグランドデザインとの整合のもとに、3つの視点から改革

1. 低頻度・高リスクへの対応

〔ハイリスクへの対応〕

大規模災害やゼロ水(危機的な渇水)等発生時に、最低
限必要な水を確保

2. 国民の視点に立った重層的展開

〔マルチポリシー
による対応〕

老朽化対策、教育・普及啓発などに、重層的に取り組む

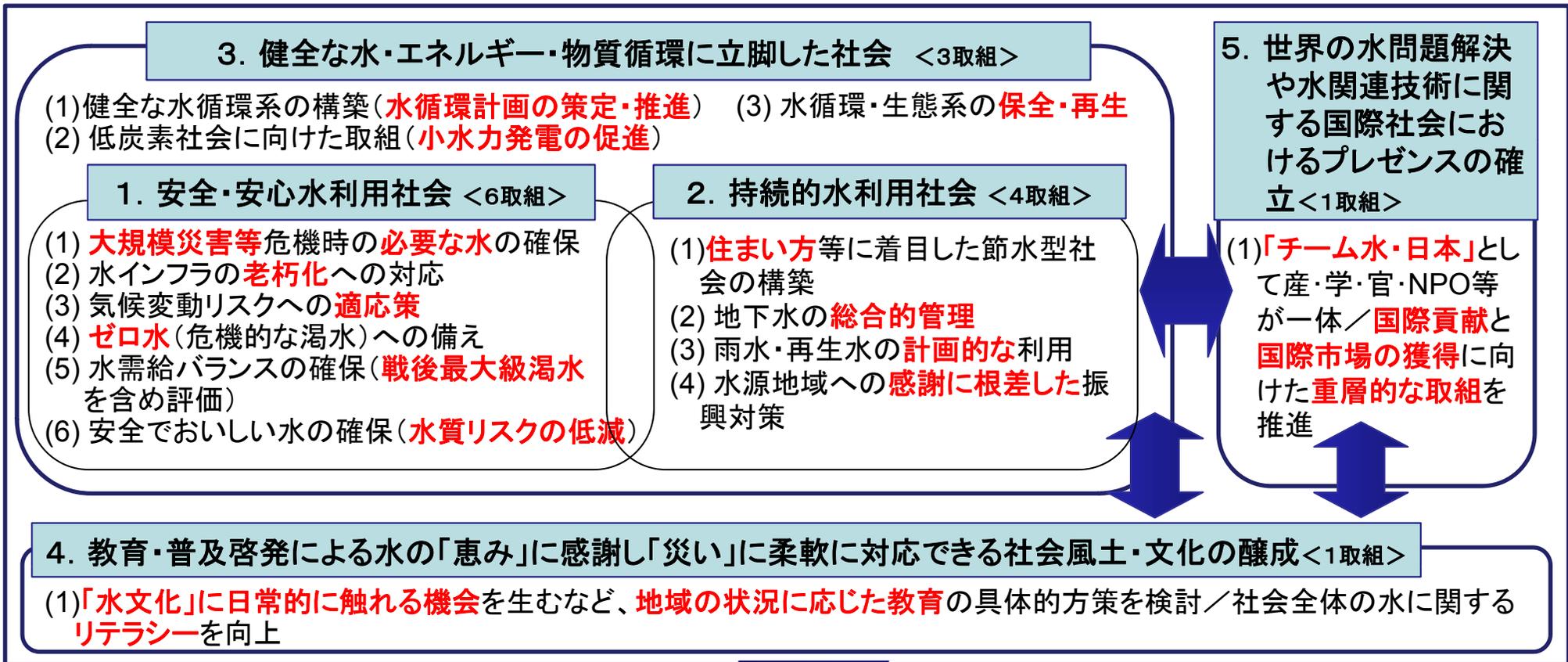
3. 国際貢献と海外展開

〔グローバリゼー
ションへの対応〕

グローバル化に対応した国際社会のプレゼンスの強化

○ 今後、以下の施策の具体化にあたっては、利水行政、水環境行政を推進する関係省庁や地方公共団体がそれぞれ取組を進めることと並行・連携して、水の需給に関する基本的かつ総合的な政策を推進する。

5つの水資源政策と15の具体的取組



<平成26年秋の最終とりまとめに向けてさらに審議>

関連制度及び水資源開発基本計画のあり方、今後の水資源政策に向けた具体的な取組を検討

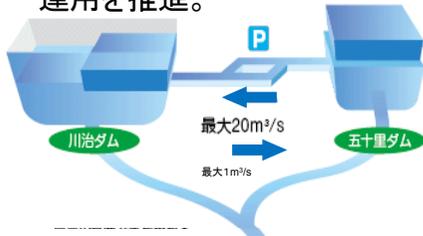
1. 安全・安心水利用社会

○大規模災害等危機時の必要な水の確保

- ・水供給システムの多重化、冗長化、堅牢化などにより、国民生活や社会経済活動に最低限必要な水を確保。

<取組事例>

- ・渇水等に備え、ダム間を導水路で結ぶことで、より有効な水運用を推進。



○水インフラの老朽化への対応

- ・長寿命化計画に基づく老朽化対策を着実に実施
- ・施設管理者が施設を良好な状態に保つための方策などにより、施設の維持管理、更新、再編等を計画的に促進。

<取組事例>

- ・補修による施設の長寿命化。
- ・ライフサイクルコストを低減させる「ストックマネジメント」の実施。



○ゼロ水(危機的な渇水)への備え

- ・気候変動リスクに備え、水源が枯渇し、国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じる「ゼロ水」も想定したハード・ソフト・システムを総合的に検討。
- ・タイムラインの作成

	深刻な渇水	ゼロ水
需要サイド	給水制限(時間断水) 用途間転用	病院、福祉施設への優先対応 衛生施設(トイレ)の確保 生命維持のための最低限の水利用 緊急避難(渇水疎開)
供給サイド	緊急給水(給水船、給水パック、海水淡水化施設) 広域的な水融通(水道事業) 地下水の緊急利用 未利用水等の活用	緊急給水(ペットボトル) 底水の活用

2. 持続的水利用社会

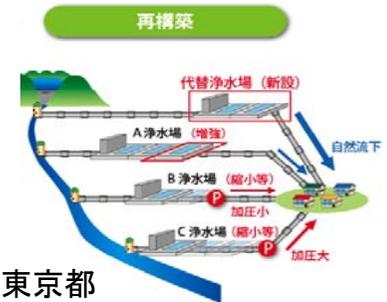
○雨水・再生水の利用

- ・利用形態に応じた技術基準や規格の標準化を図ることなど、普及促進に向けた取組を推進。

3. 健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会

○低炭素社会に向けた取組

- ・施設配置の工夫により、できるだけ自然流下活用を検討。
- ・利用可能な水の位置エネルギーの有効利用の推進



<取組事例>

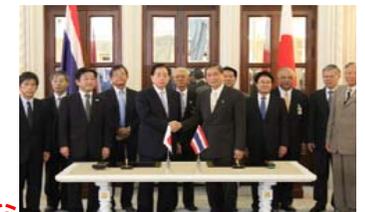
- ・上流取水を含めた施設配置の見直し: 東京都

4. 水の「恵み」に感謝し「災い」に柔軟に対応できる社会風土・文化の醸成

- ・長い年月の中で醸成されてきた「水文化」に日常的に触れる機会を生み、自ら考える契機を作り出す。
- ・「教育」や「学習」の取組について、地域の状況に応じた具体的方策を検討・推進。

5. 世界の水問題解決と国際市場獲得に向けた展開

- ・我が国の有する経験、技術、水災害の教訓等の強みを活かし、国際社会でのプレゼンスを強化。
- ・官民の強みを活かした連携やノウハウ・経験の共有等海外における円滑な事業展開、リスク軽減の取組を促進。



<取組事例>

防災上の課題解決策等を見いだす「防災協働対話」(日本・タイ)

「幅を持った社会システム」の構築の必要性

我が国は、災害に脆弱な国土であるにもかかわらず、高い労働生産性を維持。



- ◆それぞれの生産工程において、個別最適を図り、効率性を追求。
- ◆システム全体の緊張状態を保ちつつ、高度な生産プロセスを追求。



社会全体が高度化・効率化された状態を維持・継続



システム全体が機能不全・麻痺・途絶に陥ったことを経験
 例えば大震災時：国民生活に不可欠な上水道供給、下水道処理、電力供給に大きな支障など

水は人の生命や経済活動で重要な資源

回避

大規模漏水等への備えが必要

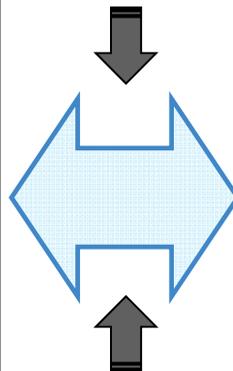
「個別要素（個別最適）」と全体システム（全体最適）」の両立を目指す

システムの一部のみの個々の要素が効率的である「個別最適」だけでなく、各要素をつなぎ合わせたシステムである「全体最適」での視点も踏まえた社会システムが必要。

何が起きても対処でき安全・安心を実現するシステム

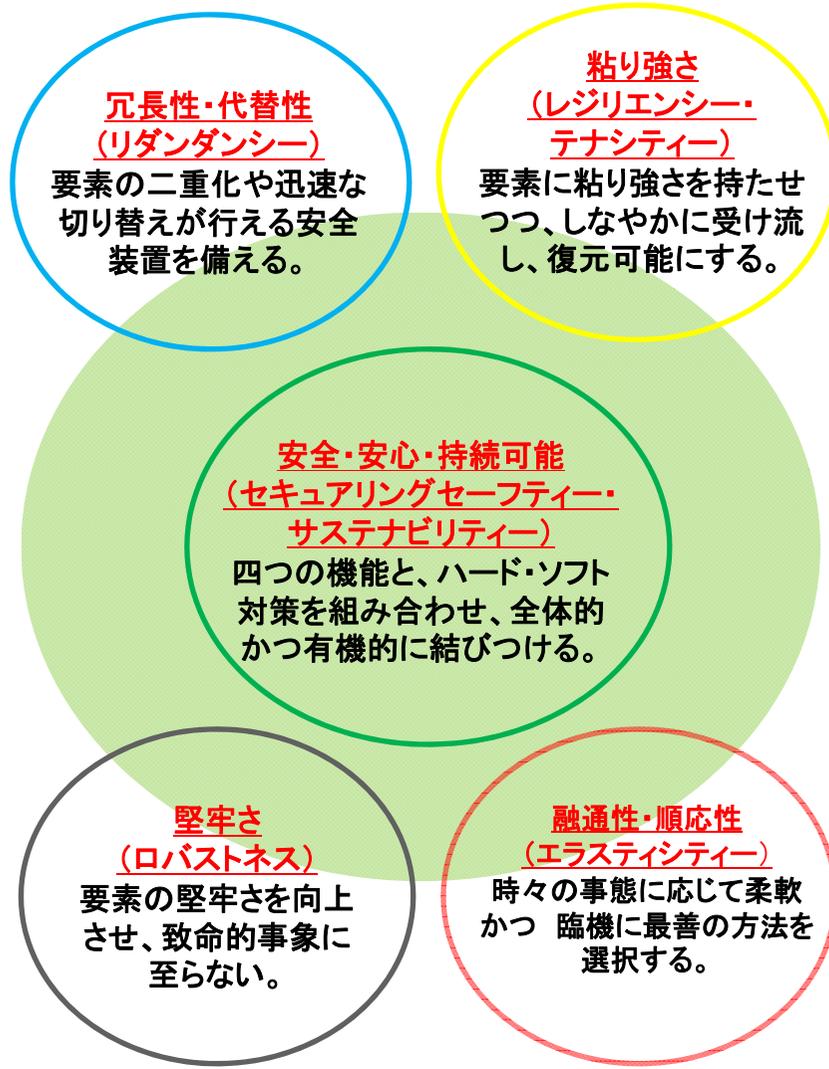
「幅を持った社会システム」の構築が必要

例えば、
 ・多様な水源の活用を図ることにより代替機能を確保すること
 ・節水型社会の構築や水利用の合理化が必要等



・平常時から、社会の耐力をつくり、長く持ちこたえ回復可能な対応力を備えることなどが必要等

「幅を持った社会システム」が有する5つの機能



主なスケジュール

- ◆ 3月20日(木) 参議院本会議を全会一致で議了
- ◆ 3月27日(木) 衆議院本会議を全会一致で議了
- ◆ 4月 2日(水) 公布
3ヶ月以内に施行(7/1まで)
・水循環政策本部発足(※右図)
- ◆ 8月 1日(金) 水の日(法定)

※水循環政策本部

本部長 : 内閣総理大臣
副本部長 : 内閣官房長官
水循環政策担当大臣
本部員 : 全ての国務大臣

法律の概要

(1)基本理念(第3条)

- ①水は、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割
- ②水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの
- ③健全な水循環の維持または回復のための取り組みの推進
- ④流域として総合的かつ一体的な管理
- ⑤水循環に関する国際的協調

(2)定義(第2条)

【水循環】 水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること
【健全な水循環】 人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

(3)水循環基本計画(第13条)

政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環基本計画を定める

(4)水循環政策本部(第22条～第31条)

水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を置き、当該本部の長には、内閣総理大臣を充てる

(5)その他

- ①年次報告(第12条) 国会報告
- ②水の日(第10条) 水の日を8月1日